

令和8年度 概算要求の概要



令和 8 年度文化庁概算要求の概要	1		
文化資源の持続可能な保存・活用による地方創生の推進	2		
〈継承の危機に瀕する文化財の修理・整備・活用及び防災対策等〉			
◆ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	3	◆ 日本遺産活性化推進事業	26
◆ 登録有形文化財建造物修理等事業	4	◆ 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業	27
◆ 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業	5	◆ 文化財建造物の予防保全型メンテナンスに向けたデータベースの整備等事業	28
◆ 国有文化財保存修理事業	6	◆ 発掘された日本列島展	29
◆ 伝統的建造物群基盤強化	7	◆ アイヌ関連施策の推進	30
◆ 文化的景観保護推進事業	8	◆ 国宝・重要文化財等の買上げ	31
◆ 埋蔵文化財緊急調査	9	◆ 平城宮跡及び藤原宮跡等の買上・管理・整備	32
◆ 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	10	◆ 高松塚古墳壁画の保存・活用の推進	33
◆ 民俗文化財の保存修理等	11	◆ 高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）整備	34
◆ 重要文化財等防災施設整備事業	12	◆ キトラ古墳壁画の保存・活用の推進	35
◆ 文化財保存技術の伝承等	13	◆ 指定文化財管理等	36
◆ 国立文化財修理センターの整備等	14	◆ 天然記念物の緊急調査、再生事業、食害対策	37
◆ 文化財保存等のための伝統技術継承等事業	15	◆ 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	38
◆ ふるさと文化財の森システム推進事業	16	◆ 史跡等買上	39
〈各地の魅力ある文化資源の公開活用の促進等〉		〈文化資源の保存・活用を支える拠点の機能強化〉	
◆ 無形文化財の伝承・公開	17	◆ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業	40
◆ 無形文化財等公開活用等事業	18	◆ 博物館機能強化推進事業	41
◆ 邦楽普及拡大推進事業	19	◆ 近現代建築資料等の収集・保存	42
◆ 有形・無形・民俗文化財の防災・防犯等推進事業	20	◆ 文化資源の保存・活用を支える国立文化施設の機能強化・整備※	43
◆ 文化遺産オンライン構想の推進	21	◆ 宗務行政の推進	44
地域文化財総合活用推進事業	22		
・地域文化遺産	23		
・地域伝統行事・民俗芸能等	24		
・地域のシンボル整備等	25		

※世界に誇る多様な文化芸術の創造・発信

〈文化芸術の振興を支える基盤の機能強化〉

「文化芸術の振興を支える国立文化施設の機能強化・整備」も合わせて掲載

世界に誇る多様な文化芸術の創造・発信と人材育成 〈グローバル展開、CBXの推進、活動環境向上等による創造的循環の創出〉

- ◆ 文化芸術の持続的な発展のための基盤強化
 - ・芸術家等の活動基盤強化 46
 - ・芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業 47
 - ・文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業 48
 - ・アートエコシステム基盤形成促進事業 49
- 文化芸術のグローバル展開・CBXの推進
 - ・我が国アートのグローバル展開推進事業 50
 - ・世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進 51
 - ・未来のトップアーティスト等の国際的活動支援事業 52
 - ・活字文化のグローバル展開推進事業 53

〈創造活動・クリエイター等育成及び海外展開の加速による国際プレゼンスの強化〉

- ◆ 舞台芸術等総合支援事業 54
- ◆ 現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進 55
- ◆ 劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による地域活動基盤形成支援事業 56
- ◆ 日本映画の創造・振興プラン 57
- ◆ メディア芸術の創造・発信プラン 58
- ◆ 芸術祭・芸術選奨 59
- ◆ クリエイター等育成支援事業
 - ・中核的専門人材育成・確保等 60
 - ・産学連携による国際芸術祭等における戦略的海外発信 61
 - ・クリエイターへの対価還元に向けた著作物等データセットの流通促進に係る環境構築事業 62

- ◆ 新進芸術家の海外研修 63
- ◆ アジア域内における文化交流推進事業 64
- ◆ 国際文化交流・協力推進事業 65

〈多様な文化芸術による社会・経済的価値の醸成〉

- ◆ 障害者等による文化芸術活動推進事業 66
- ◆ 地域文化共創基盤の構築 67
- ◆ 国民文化祭 68
- ◆ 全国高等学校総合文化祭 69
- ◆ 文化部活動改革 70
- ◆ 文化芸術による創造性豊かな子供の育成
 - ・学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 71
 - ・伝統文化親子教室事業 72
- ◆ 『食文化あふれる国・日本』プロジェクト 73
- ◆ 生活文化の振興等の推進 74

〈文化芸術の振興を支える基盤の機能強化〉

- ◆ 国語施策の充実
 - ・国語に関する実態調査等 75
 - ・危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 76
 - ・信頼できる言語資源としての現代日本語の保存・活用のためのデジタル基盤整備事業 77
 - ・文字・活字文化資源活用推進事業 78
- ◆ DX時代の著作権施策の推進 79

〈東日本大震災復興特別会計〉

- ◆ 被災ミュージアム再興事業 80

参考

- ◆ 京都発の文化振興の新たな展開 81

令和8年度 文化庁概算要求の概要
～我が国の成長をけん引する文化芸術による好循環の実現～



	前年度予算額	令和8年度 要求・要望額	比較 増額 △	比較 増率
文化庁予算	1,063億円	1,400億円	337億円	31.6%

※デジタル庁一括計上分を含む
※このほか「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組等について事項要求している。
()内は令和7年度予算額 ★は事項要求

文化資源の持続可能な保存・活用による地方創生の推進 760億円+事項要求(583億円)

継承の危機に瀕する文化財の修理・整備・活用及び防災対策等 359億円(252億円)

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	125億円(113億円)★
・国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業	12億円(10億円)
・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	62億円(45億円)★
・重要文化財等防災施設整備事業	87億円(23億円)★
・文化財保存技術の伝承等	6億円(5億円)
・国立文化財修理センターの整備等	2億円(2億円)

各地の魅力ある文化資源の公開活用の促進等 214億円(188億円)

・無形文化財の伝承・公開	8億円(7億円)
・地域伝統行事・民俗芸能等支援	10億円(4億円)
・日本遺産活性化推進事業	7億円(7億円)
・国宝・重要文化財等の買上げ	14億円(10億円)
・高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設(仮称)整備	3億円(1億円)

文化資源の保存・活用を支える拠点の機能強化 188億円(143億円)

・文化資源の保存・活用を支える国立文化施設の機能強化・整備	168億円(124億円)
◆独立行政法人国立科学博物館	
「標本・資料」ビッグデータ創出と活用のための基盤整備	2億円(2億円)
◆独立行政法人国立文化財機構	
文化財等のデジタル化	2億円(新規)
展示施設のDXの推進	1億円(新規)
・博物館機能強化推進事業	6億円(4億円)
・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業	12億円(14億円)

世界に誇る多様な文化芸術の創造・発信と人材育成 589億円+事項要求(435億円)

グローバル展開、CBXの推進、活動環境向上等による創造的循環の創出 13億円(12億円)

・文化芸術の持続的な発展のための基盤強化	4億円(3億円)
・文化芸術のグローバル展開・CBXの推進	10億円(9億円)

創造活動・クリエイター等育成及び海外展開の加速による国際プレゼンスの強化 256億円(158億円)

・舞台芸術等総合支援事業(※1)	101億円(93億円)
・現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進(※1)	53億円(37億円)
・日本映画の創造・振興プラン	15億円(12億円)
・メディア芸術の創造・発信プラン	9億円(9億円)
・クリエイター等育成支援	81億円(2億円)
・新進芸術家の海外研修	3億円(2億円)

多様な文化芸術による社会・経済的価値の醸成 138億円(118億円)

・障害者等による文化芸術活動推進事業	5億円(4億円)
・地域文化共創基盤の構築	18億円(11億円)
・文化部活動改革	7億円(5億円)★
・文化芸術による創造性豊かな子供の育成	98億円(91億円)
◆学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(※1)	62億円(56億円)
◆伝統文化親子教室事業	16億円(15億円)
◆劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業(※1)	20億円(20億円)

文化芸術の振興を支える基盤の機能強化 246億円(211億円)

・文化芸術の振興を支える国立文化施設の機能強化・整備	231億円(200億円)
◆独立行政法人国立美術館	
メディア芸術ナショナルセンター(仮称)拠点整備に向けた機能強化	2億円(1億円)
◆独立行政法人日本芸術文化振興会	
国立劇場再整備	18億円(16億円)★
舞台芸術グローバル拠点事業	7億円(4億円)
・国語施策の充実	3億円(2億円)
・DX時代の著作権施策の推進	5億円(3億円)

※1 重複計上含む

(参考) この他、国際観光旅客税財源事業は、観光庁に一括計上され、予算編成過程において内容が精査される。

文化資源の持続可能な保存・活用による 地方創生の推進

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

760億円+事項要求
583億円)



1. 継承の危機に瀕する文化財の修理・整備・活用 及び防災対策等 35,925百万円 (25,154百万円)

国宝・重要文化財等の強靱化として、**修理・整備の緊急強化、防火対策、耐震対策の推進**を図るとともに、**文化財保存技術の伝承**のため、「**文化財の匠プロジェクト**」を推進する。

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ○国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 | 12,453百万円 |
| ○国宝・重要文化財美術工芸品保存修理
抜本強化事業 | 1,187百万円 |
| ○歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 | 6,228百万円 |
| ○重要文化財等防災施設整備事業 | 8,713百万円 |
| ○文化財保存技術の伝承等 | 611百万円 |
| ○国立文化財修理センターの整備等 | 151百万円 等 |



小屋組の修理状況

【重要文化財 本隆寺祖師堂（京都府京都市）】



防災施設整備事業（放水銃等の整備）

【国宝・松江城天守（島根県松江市）】

2. 各地の魅力ある文化資源の公開活用の促進等 21,355百万円 (18,818百万円)

伝統芸能や伝統工芸等の重要無形文化財の伝承者養成等を推進するとともに、**地域の伝統行事や日本遺産等の多様な文化資源を総合的・計画的に公開活用する取組を推進**する。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ○無形文化財の伝承・公開 | 815百万円 |
| ○地域伝統行事・民俗芸能等支援 | 1,000百万円 |
| ○日本遺産活性化推進事業 | 707百万円 |
| ○国宝重要文化財等の買上げ | 1,403百万円 |
| ○高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）
の整備 | 297百万円 |

等



重要無形文化財「青磁」
各個認定保持者：神農蔵氏



民俗芸能大会の開催

3. 文化資源の保存・活用を支える拠点の機能強化

18,765百万円 (14,327百万円)

我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核となり、更には文化観光の拠点として世界に向け発信する**国立文化施設の機能強化・充実**を図る。

博物館のデジタルアーカイブ化の取組や**民間博物館が行う公益に資する地域還元型の取組等**を支援。地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて「**文化振興・観光振興・地域活性化**」の好循環を創出する。

- | | |
|--|-----------|
| ○国立文化施設の機能強化・整備 | 16,760百万円 |
| ◆独立行政法人国立科学博物館
・「標本・資料」ビッグデータ創出と活用のための基盤整備 など | |
| ◆独立行政法人国立文化財機構
・文化財等のデジタル化 展示施設のDXの推進 など | |
| ○博物館機能強化推進事業 | 621百万円 |
| ○文化観光拠点施設を中核とした
地域における文化観光推進事業 | 1,248百万円 |



独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館

等

※上記の他、宗務行政の推進

(担当：文化庁政策課等)

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和8年度要求・要望額 12,453百万円+事項要求
(前年度予算額 11,334百万円)



現状・課題

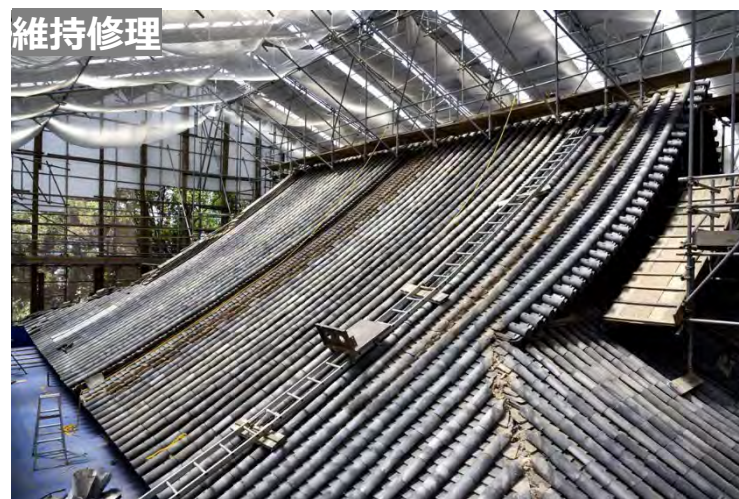
国宝・重要文化財建造物は、滅失してしまえば取り返しのつかないものであるが、経年等による劣化は避けられない。文化財建造物を確実に次世代に継承するため、所有者等が適切な周期で安定的に保存修理を実施できるよう支援する必要がある。

地域の宝でもある国宝・重要文化財建造物は、観光振興等の核として地域の活性化に寄与するものであることから、公開活用等の取り組みについても支援し、文化財建造物の活用を促進する必要がある。

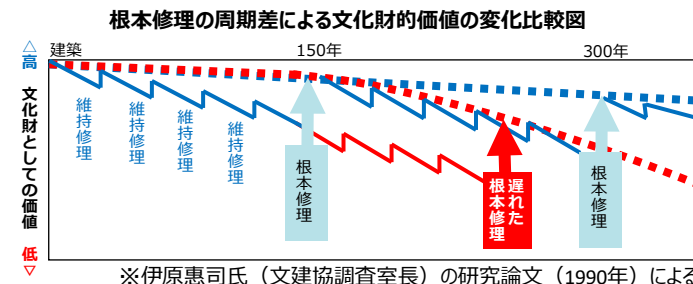
事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 根本修理
 - (2) 維持修理
 - (3) 特殊修理
 - (4) 保存修理 (近現代建造物)
 - (5) 情報発信
 - (6) 先端技術活用
 - (7) 公開活用事業
 - (8) 環境保全等
- 補助事業者：所有者、管理団体等
- 補助金の額：原則、補助対象経費の50%

※財政状況による補助率の加算あり (最大35%)



重要文化財 知恩院勢至堂
本瓦葺解体状況 (京都府)



※伊原恵司氏 (文建協調査室長) の研究論文 (1990年) による



展示解説整備



保存管理施設の設置



写真測量による3Dモデルの作成



情報発信
(パンフレット)

アウトプット (活動目標)

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和8年
161件

(年間の木造建造物の修理事業実施件数)

文化財の匠プロジェクト (令和3年12月24日 文部科学大臣決定) に基づく目標値

短期アウトカム (成果目標)

修理周期の適正化 (木造建造物)

適正な修理周期	
維持修理	30年
根本修理	150年

長期アウトカム (成果目標)

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

現状・課題

近代の多様かつ多くの文化財は、開発の進展、生活様式の変更等により、社会的評価を受けることなく、消滅の危機にさらされている状況にある。

国民の貴重な文化財を後世に幅広く継承していくため、文化財の保護手法の多様化を図るため、届出制と指導、助言、勧告を基本とする保護措置を講ずる文化財登録制度が平成8年に建造物の分野に導入された。文化財保護法の規定により登録された文化財建造物の保存と活用を図るため、保存修理事業の設計監理等に必要な経費を補助する必要がある。

事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 保存修理に係る設計監理事業
 - (2) 公開活用事業
- 補助事業者：所有者
 - (2) は地方公共団体等のみ
- 補助金の額：補助対象経費の1/2

設計監理費の補助



旧吉川邸廐門（山口県）
表構えを修復し、当時の邸宅の
たたずまいを再現



祝神社拝殿（長野県）
屋根を葺き替え、外観を維持

公開活用事業の補助



旧勝田郡役所（岡山県）
耐震補強及び展示室の整備

アウトプット（活動目標）

- 登録有形文化財（建造物）の修理等にあたり設計監理を行う件数

令和8年度	令和9年度
18	18

短期アウトカム（成果目標）

- 登録有形文化財としての価値の維持と向上
- 登録有形文化財の公開活用の促進

長期アウトカム（成果目標）

- 登録有形文化財を生かしたまちづくりの推進
- 地域の魅力向上と活性化
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成

国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業

令和8年度要求・要望額 1,187百万円
(前年度予算額 1,022百万円) 文化庁

現状・課題

国宝・重要文化財に指定されている美術工芸品は、紙や木、絹、漆など我が国古来の繊細かつ脆弱な素材で造られており、経年劣化を避けることができず、**適切な保存修理等を施すことが重要**。観光資源として国内外からの関心も高く、我が国の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない国宝・重要文化財等を確実に次世代へ継承し、**文化財の保存と活用の好循環**を図ることが重要。

また、修理人材の持続可能な確保や育成のためには、安定した仕事量の見込みが必要なことから、**必要な修理事業規模の確保が必要**。

事業内容

国宝・重要文化財（美術工芸品）について、適切な周期による本格修理および応急修理を実施することで、文化財本来の価値を回復させるとともに、修理後の公開活用を通じ地域活性化や観光振興等につなげるなど、美術工芸品の保存・活用を図る。
(補助率：原則50%)

件数・単価 230件×450万円＋特殊事業※ 交付先 文化財所有者等

※計画的・大規模に修理を継続しているもの

文化財の保存と活用の好循環の事例

特別展「日本国国宝展」（令和7年4月～6月開催）
(主催：大阪市立美術館・読売新聞・文化庁・NHK大阪放送局)

大阪・関西万博と大阪市立美術館のリニューアルを記念して開催。
国宝135件が展示され、46日間の会期で約28万人が来場。

国庫補助を受けて修理を行った国宝も多数公開され、修理の様子や修理に使う用具・原材料も紹介された。



アウトプット（活動目標）

保存修理の実施件数

令和3年度	令和7年度	令和8年度
200件	215件	234件

短期アウトカム（成果目標）

保存修復が必要な国指定等文化財のうち、国庫補助事業によって修復が実施され、文化財の適切な保存活用が図られている割合

→令和8年度 90%

長期アウトカム（成果目標）

毎年度の滅失・毀損による国指定文化財の解除件数を0にする。

「文化財の匠プロジェクト」(令和3年12月 文部科学大臣決定)

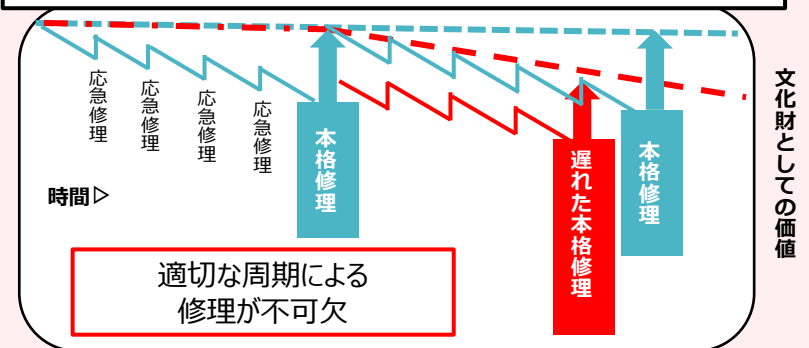
〈適切な修理周期〉
本格修理：約50～100年周期
応急修理：約10年周期

〈必要な事業規模〉
令和8年度までに
年間280件

「文化財の匠プロジェクト」(令和3年12月 文部科学大臣決定)

美術工芸品は、取り扱いに不具合が生じた場合に行う応急修理（10年周期）と、全体の補強を行う本格修理（50～100年周期）を適切に行う必要がある。しかし、適正な修理周期による修理を施すことができないことから文化財としての価値そのものが低下しかねないほど損傷が進んでいる事例がある。このため、国宝・重要文化財美術工芸品について、令和8年度までに必要な事業規模（年間280件）を漸次確保し、**適正な修理周期への回復を目指す**。

本格修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



適切な周期での保存修理により、文化資産価値の回復と公開活用の両立が可能に。

現状・課題

文化財保護法に基づき、美術工芸品のうち重要なものを国宝・重要文化財に指定し保存活用を図っているが、中には、所有者による適切な管理が行われていないものや、財政事情等の理由から手放すこと等により国内外で散逸する危険性が高いものがあり、これについては買上等により国が所有し適切な保存管理に努めているところである。

これら国有の文化財（約1,600件）のうち、特に経年劣化や展覧会等への出品により損傷が著しい物は、所有者として国自らが適切な保存修理を施す必要がある。人件費や原材料費の高騰に対応するため、増額が必要。

事業内容

国宝・重要文化財（美術工芸品）について適切な周期での保存修理を行うことにより、文化財本来の価値を維持するとともに、修理後は各美術館博物館への積極的な出品を行うことで美術工芸品の保存・活用を図る。また、修理事業数の確保による文化財の保護・継承に必要な人材の育成に資するとともに、修理工程についても積極的な公開を行うことで、広く修理に対する一般への興味関心を興すことも視野に入れる。

● 一般修理

文化庁が所有する文化財のうち、経年劣化等により損失の緊急性が高いものについて、公開活用等を目的に順次修理を行う。

27百万円（26百万円）

件数・単価 10件×約290万円

● 三の丸尚蔵館収蔵品保存修理

皇居三の丸尚蔵館の収蔵品について、地方展開等の公開活用等を目的に順次修理を行う。

59百万円（57百万円）

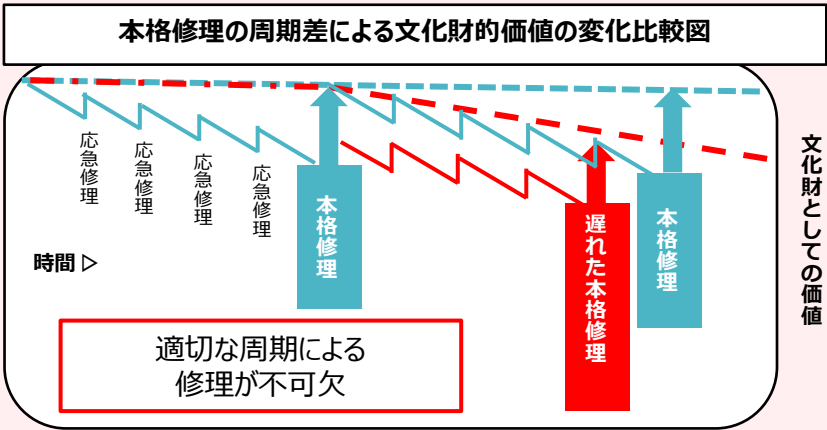
● 奈良県藤ノ木古墳出土品保存修理

奈良県藤ノ木古墳から出土し国宝に指定された銅鏡等について、適切な保存を図るため、緊急的に修理を行う。

45百万円（35百万円）

事業総額（R8～R12） 計231,154千円

件数・単価 1件×45百万円

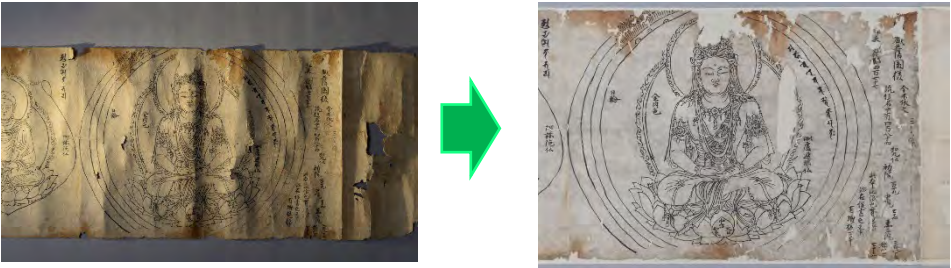


〈適切な修理周期（例）〉

- 本格修理（解体修理）
：平均約50年周期
- 応急修理（剥落止め等）
：平均約10年周期

適切な周期での保存修理により、文化資産価値の回復と公開活用の両立が可能に。

重要文化財「胎藏旧図様」
H28買取 H30 9月～R3年度末にかけて修理後、
「最澄と天台宗のすべて」展（@京都国立博物館）にて展示



アウトプット（活動目標）
修理の実施件数

令和6年度	令和7年度	令和10年度
12	22	30

短期アウトカム（成果目標）

公開等を行った国有文化財の割合
→令和8年度 8割

中長期アウトカム（成果目標）

展示館の増加
令和10年度 85館以上
(全公開承認施設の約80%の件数)

適切な保存管理
毎年度の滅失・毀損による解除件数0

伝統的建造物群基盤強化

令和8年度要求額
(前年度予算額)

2,097百万円
1,567百万円)



現状・課題

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している集落や町並みであり、市町村がこうした地区の保存・活用を図るもののうち、特に価値の高いものを国が「重要伝統的建造物群保存地区」（以下「重伝建地区」）に選定し、市町村の取組を支援している。

重伝建地区は、門前町や宿場町、商家町など観光資源としての人気も高いが、修理や修景、防災環境の整備が進んでいないなどの課題がある。地区全体の魅力と安全性を向上させ、観光振興や地方創生を図る必要がある。



下郷町大内宿伝統的建造物群保存地区（昭和56年選定）の修理事例

事業内容

● 補助対象事業

- (1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査
- (2) 修理・修景・公開活用整備
- (3) 防災・耐震
- (4) 買上
- (5) 先端技術の活用

● 補助事業者：市町村

● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

修理・修景、防災・耐震の促進



<秋田県 仙北市角館>
修景事業で新築した建造物



<福島県 下郷町大内宿>
防災事業で整備した放水銃

公開活用



<佐賀県 嬉野市塩田津>
公開活用施設

先端技術の活用



<静岡県 焼津市花沢>
石垣耐震補強のためのレーダー探査

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

アウトプット（活動目標）

- 重伝建地区の修理・修景等を実施した
- 地方公共団体の数

令和7年度	令和8年度
108	108

短期アウトカム（成果目標）

- 重伝建地区の文化財としての価値の維持と向上
- 重伝建地区の環境保全及び公開活用の促進
- 重伝建地区の防災環境の向上

長期アウトカム（成果目標）

- 地域の歴史や文化をいかしたまちづくりの推進
- 地域の活性化や観光拠点としての魅力向上
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成に寄与。

現状・課題

人が自然と関わりあう中で形作られてきた棚田や里山等の文化的景観には、歴史的な時間の積み重ねがもたらした独特な美しさとともに、豊かな文化的価値が込められているが、近年の開発や農林漁村の衰退、過疎化等により、その文化的価値が保護されずに消滅しつつある状況にある。

この文化的景観の保護を図るため、都道府県又は、市区町村からの申し出に基づき、景観法で定める景観計画地区又は景観地区の中にある文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定しており、都道府県又は市区町村が行う修理や保存のために必要な措置に対して支援を行っている。



佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観
(新潟県佐渡市)

事業内容

●補助対象事業

- (1) 調査事業
- (2) 保存活用計画策定事業
- (3) 整備事業
- (4) 普及・啓発事業

●補助事業者：地方公共団体

●補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

景観の把握・整備を通じて、地域の魅力向上と保護機運を醸成

地区の把握



現地調査
(愛媛県西予市)

住民の取組による地区保全



ワークショップ等による計画づくり
(岩手県遠野市)

公開活用



住民参加による修理
(石川県輪島市)



古民家を活かしたガイド施設
(長崎県新上五島町)

住民主体による景観整備、地域防災、環境保全、地域の活性化

アウトプット（活動目標）

- 重要文化的景観の修理・修景等の整備事業を実施した地方公共団体の数

令和8年度	令和9年度
45	45

短期アウトカム（成果目標）

- 文化的景観の歴史的変遷等の把握
- 文化的景観の文化財としての価値の維持と向上
- 文化的景観の環境保全及び防災性能の向上

長期アウトカム（成果目標）

- 地域の風土により形成された景観地をいかしたまちづくりの推進
- 地域の魅力向上と活性化
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成

埋蔵文化財緊急調査

令和8年度要求・要望額 3,200百万円
(前年度予算額 2,851百万円)



背景・課題

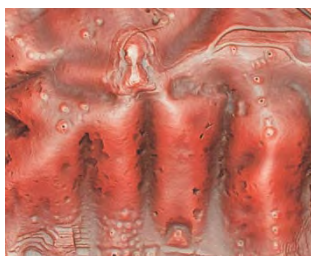
開発事業により、未知の埋蔵文化財が発見された場合、工事の遅延や工事費の増大等の問題が生じることがある。文化財保護法では、地方公共団体には埋蔵文化財の存在が予見される土地（埋蔵文化財包蔵地）の情報を整備し、周知を徹底する努力義務が課せられており（第95条）、そのため、埋蔵文化財保護と開発事業の両立を図るためには、**埋蔵文化財包蔵地の把握と遺跡地図を高精度化する「見える化」の推進**が必要である。

さらに重要な遺跡については、地域への愛着を醸成する地域創生や観光資源創出にもつながる。遺跡の保護を確実に図り、**文化財指定や史跡整備の基盤となる必要な情報を取得**するために、発掘調査により範囲や構造等の詳細を把握する必要がある。

事業内容

- 補助対象事業
 - ① 遺跡試掘・確認調査
 - ② 重要遺跡確認調査
 - ③ 遺跡詳細分布調査
 - ④ 出土遺物保存処理
- 補助事業者：地方公共団体
- 補助金の額：補助対象経費の1/2

<令和7年度以降、重点的に取り組むべき事項>



航空レーザを用いた遺跡把握



現地での試掘・確認調査

埋蔵文化財の「見える化」の基盤となる事業

【遺跡の内容の事前把握を強化する必要性】



東京都港区高輪築堤跡の保存問題において顕在化した課題は、その重要性を事前に把握できなかったことにある。結果的に、現状保存の範囲が限定され、発掘調査や計画変更に多大な費用と期間を要した。

高輪築堤の保存問題を契機とした文部科学大臣の審議要請から

文化財指定・整備等の基盤となる事業



特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡（福井市）

<予算措置の必要性>

経済効果の高い世界遺産や大規模史跡等について効果的な整備・活用に資する詳細な発掘調査が必要不可欠。

遺跡を保護しつつ、史跡整備等を遅滞なく進めるためにも、十分な支援が必要。

アウトプット（活動目標）

- 埋蔵文化財の把握に必要な詳細分布調査件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
88	88	100

短期アウトカム（成果目標）

- 史跡整備・活用に向けた大規模史跡等の発掘調査の推進
- 地域に所在する指定相当の埋蔵文化財の抽出、リスト化と史跡指定等による保護の促進

中・長期アウトカム（成果目標）

- 地域の文化資源を活用した大規模観光拠点整備等による経済活性化、地方創生を推進
- 埋蔵文化財の「見える化」による、開発事業と埋蔵文化財保護との両立

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

6,228百万円+事項要求
4,507百万円)



現状・課題

史跡名勝天然記念物等は本質的価値の保存が必要であり、劣化により修理や復旧が必要となった場合には速やかに処置を行わなければ損壊が拡大してしまう。

しかし、近年、経年による劣化や自然災害の増加などから総事業量が増加していることから、修理が遅れ、工期の長期化や更なる損壊が生じる状況となっている。我が国の歴史的財産として活用できるよう、その文化財としての価値を維持するため適正な周期で修理等を実施できるよう支援する必要がある。

事業内容

●補助対象事業

(1) 史跡等総合活用整備事業

ア 復旧（保存修理）

イ 環境整備

ウ 活用施設整備等

(2) 先端技術活用事業

●補助事業者：所有者、管理団体等

●補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

保存と活用の一体的整備

ガイダンス施設・案内板等の整備

- ・情報発信の場の整備による史跡等の認知度及び来訪者の理解の向上
- ・多言語化により訪日外国人に対応



史跡「キウス周堤墓群」のガイダンス施設整備（北海道千歳市）

保存・修理整備

- ・適切な周期に則った保存整備



特別史跡無量光院跡での修景整備（岩手県平泉町）

魅力ある活用を図るための環境の整備
観光客を呼び込み長時間滞在を実現
文化財を通じた地域の活性化の達成



史跡「長柄樹山古墳群」第1号墳での復元整備（神奈川県逗子市・葉山町）

歴史的建造物の復元整備

- ・地域のシンボルの創生により住民の関心と認知度の向上
- ・観光資源としての史跡等の価値向上



特別史跡多賀城跡附寺跡での南門復元（宮城県多賀城市）

先端技術活用 (石垣調査)



史跡「島原藩主深溝松平家墓所」での石垣測量（愛知県幸田町）

アウトプット（活動目標）

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和8年

495件(37件)

短期アウトカム（成果目標）

修理周期の適正化

適正な修理周期

概ね 30年

長期アウトカム（成果目標）

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

担当：文化資源活用課

※括弧内の件数は重要文化財等防災施設整備事業による史跡等の整備件数
文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日 文部科学大臣決定）に基づく目標値

民俗文化財の保存修理等

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

467百万円
287百万円)



現状・課題

我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財は、国民の生活の推移を理解するうえで欠くことができないものであるだけでなく、多くの観光客を引き付けるなど、効果的な活用が期待される。

しかし、これらの民俗文化財は、日本人の生活様式の変化や後継者不足等により、**急激に消滅や変容の危機**が生じており、保存・継承が危ぶまれていることから、**重点的に保存・継承の措置**を講ずるとともに、**調査を通じて実態把握に努め**、その後の指定・登録等を含めて保存・活用につなげていく必要がある。

事業内容

※すべて補助率は原則50%

(1) 民俗文化財調査

60百万円(29百万円)

民俗文化財の詳細な分布や実態等について、地方公共団体や民俗文化財の保護団体が行う調査事業を支援。学術研究や文化財指定等の保存対策へとつなげる。

件数・単価 34件×約175万円

交付先 地方公共団体・保護団体等

(2) 民俗文化財保存修理等

168百万円(126百万円)

日常生活で用いられた民具や農村舞台、祭礼で用いられる山・鉦・屋台等のうち重要有形民俗文化財に指定されているものについて、修理に要する費用を支援。

件数・単価 8件×約1,000万円 等

交付先 重要有形民俗文化財所有者

(3) 民俗文化財伝承・活用等

239百万円(133百万円)

民俗文化財である風俗慣習や民俗芸能等について、用具の修理・新調、施設の修理、伝承者の養成等に要する経費を支援。

件数・単価 50件×約464万円
7件 ×約100万円

交付先 地方公共団体・保護団体等

民俗文化財の調査

地方公共団体等による
民俗文化財伝承に関する詳細な調査

国や地方における**民俗文化財の指定・登録**や
地域での保存・活用がすすむ



調査報告書の例

有形民俗文化財の保存修理



重要有形民俗文化財「祇園祭山鉦」

行事で用いられる
山・鉦等を計画的
に修理



重要有形民俗文化財「高野の舞台」

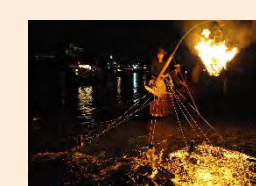
老朽化した
農村舞台の修理

無形民俗文化財の伝承・活用



重要無形民俗文化財「近江のケンケト祭り長刀振り」

使用する用具・
衣裳等の
修理・新調



重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」

・使用する用具
の新調
・後継者育成

アウトプット(活動目標)

- 支援する調査事業の件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
34件	34件	34件

- 支援する伝承・活用事業の件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
48件	48件	57件

短期アウトカム(成果目標)

- 民俗文化財の悉皆調査を実施した都道府県数
令和5年度 39

→令和8年度 47(達成度 100%)

- 支援した民俗文化財の実施・伝承状況

→令和8年度 達成度 100%

長期アウトカム(成果目標)

- 民俗文化財の調査が進展し、指定・登録が着実に進む。
- 民俗文化財の適切な記録保存や継承が行われ、消滅による指定解除が0件であることを維持する。

担当：文化財第一課

重要文化財等防災施設整備事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

8,713百万円+事項要求
2,314百万円)



背景・課題

文化財は次世代に継承すべき重要な国民の財産として国が保護しているものであり、火災等による滅失、震災等による毀損等が発生しないよう、防災対策を充実する必要がある。また文化財の活用にあたっては、見学者等の安全を確保する必要がある。このために必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施するものである。(補助率：最大85%)

事業内容

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火施設の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・城郭の**防火、耐震対策等の整備**

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり(最大35%)

【対象文化財】

- ・重要文化財(建造物)・重要文化財(美術工芸品)
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



初期消火



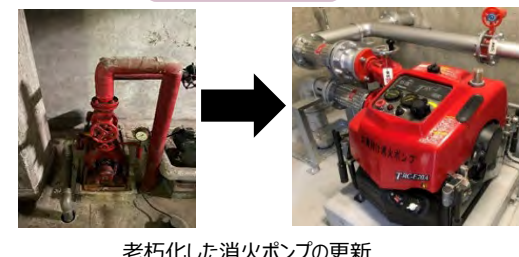
延焼防止



耐震対策



老朽化対策



アウトプット(活動目標)

文化財建造物の防火・耐震対策完了数(数値は累計)

区分	名称	R6年度	R8年度	R12年度
防火	世界遺産・国宝	64件	70件	106件
	大規模な重要文化財	2棟	4棟	42棟
耐震	不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財	95棟	106棟	139棟

短期アウトカム(成果目標)

文化財建造物の防火・耐震対策完了数(数値は累計)

区分	名称	R17年度末
防火	世界遺産・国宝	107件
	大規模な重要文化財	42棟
耐震	不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財	194棟

長期アウトカム(成果目標)

世界遺産・国宝等について、激甚化・頻発化する災害により滅失・毀損することがないように重点的に対策を講じる。

担当：文化資源活用課

現状・課題

適切な周期を踏まえた文化財修理のため増加しつつある修理需要への対応や、無形の文化財の着実な伝承を実施していく必要がある一方、**有形文化財修理・無形の文化財の伝承に不可欠な技術**である文化財保存技術の多くの分野において、保持者の高齢化や後継者不足により**技術断絶の危機**を迎えている。

このため、**同一分野での複数認定**等を通じた**選定保存技術の保持者・保存団体の拡大**とともに、修業期間中の後継者に対する研修経費等の支援を拡充することで、活動基盤の形成、伝承者養成の環境を整え、**安定した技術伝承を確立することが急務**。

事業内容

有形文化財修理や無形の文化財の伝承に不可欠な、修理技術や修理に用いる材料・道具の製作技術である選定保存技術について、その保存団体や保持者等に対し、伝承者養成やわざの錬磨・広くわざの理解向上を図る普及啓発活動を支援。

- **選定保存技術保存団体等に対する補助** **464百万円（379百万円）**
保存団体が行う、伝承者養成、わざの錬磨等に対して補助を実施する。

件数・単価	45件×約978万円 等	交付先	選定保存技術保存団体等
-------	--------------	-----	-------------

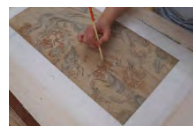
- **選定保存技術保持者等に対する補助** **109百万円（86百万円）**
保持者が行う、伝承者養成、わざの錬磨等に対して補助を実施する。
特に、修行期間中の後継者への研修経費に充てる場合には補助額を1百万円増額。

件数・単価	40人×約110万円 30人×約210万円 等	交付先	選定保存技術保持者等
-------	----------------------------	-----	------------

文化財修理に不可欠な選定保存技術の例

「装演修理技術」

絵画・書跡など、絹や紙の文化財を修理する技術。伝統的な技術を基礎としつつ、科学的な知見も参照し、修理技術の向上に努めている。



剥落止めの作業



表打ちの作業

「表装製法」「本藍染」

- 絵画・書跡等の文化財を掛軸や屏風等に仕立てるために不可欠な表装製法を製作する技術。
- 表装製法を藍で染織する技術。



修理前

修理後

染織の作業

染織された表装製

「表具用手漉和紙（補修紙）製作」

書画等の修理で本紙の欠損部分を補う補修紙を、伝統的手漉和紙の技術で製作する技術。



補紙の作業



重要文化財 紙本着色歓喜天霊験記（伝天神縁起）の修理

「表具用手漉和紙（美晒紙）製作」

書画の掛軸等の表具に使用される裏打紙のうち、中裏・増裏に用いられる美晒紙（奈良県吉野地方で古くから漉かれてきた手漉和紙）を製作する技術。



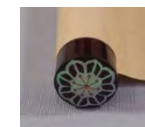
肌裏打ちの作業

「漆工品修理」

漆工品を修理する技術。装演修理の一部材となる軸首などの製作も担う。



軸首製作の様子



新調した軸首

「美術工芸品保存桐箱製作」

美術工芸品を保存する桐箱を製作する技術。桐箱に保存することで温湿度変化などの影響緩和を図る。



製作の様子



新調した保存桐箱

アウトプット（活動目標）

- 支援する選定保存技術保存団体の数

令和3年度	令和7年度	令和8年度
34団体	42団体	45団体

- 支援する選定保存技術保持者の数

令和3年度	令和7年度	令和8年度
58人	60人	70人

短期アウトカム（成果目標）

選定保存技術保存団体を実施する研修や普及啓発活動への参加者数

令和7年度→令和8年度 **対前年度比増**

長期アウトカム（成果目標）

- ・全ての選定保存技術における伝承者確保
- ・修理技術の確実な伝承により、適切な周期・方法による文化財の保存修理が実現

国立文化財修理センターの整備等

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

151百万円
151百万円)

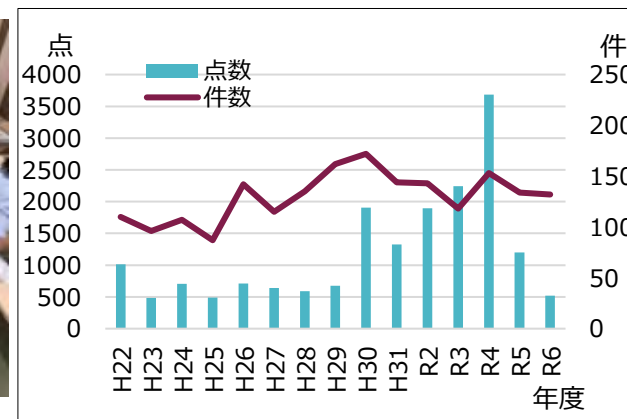


現状・課題

国宝・重要文化財（美術工芸品）等の修理技術の継承や、修理等に必要な用具・原材料の確保が困難になっているなどの課題への対応に加え、京都における国宝・重要文化財（美術工芸品）の修理スペース不足の解消のため、新たに人材育成や調査研究、公開機能も有する修理拠点を整備し、国宝・重要文化財等の修理を一層推進して活用に供するとともに、世界に誇る我が国の修理文化を国内外に発信することにより、修理への理解を促進し、社会全体で文化財の保存・活用サイクルの好循環を実現することが急務。



狭あいな修理スペース



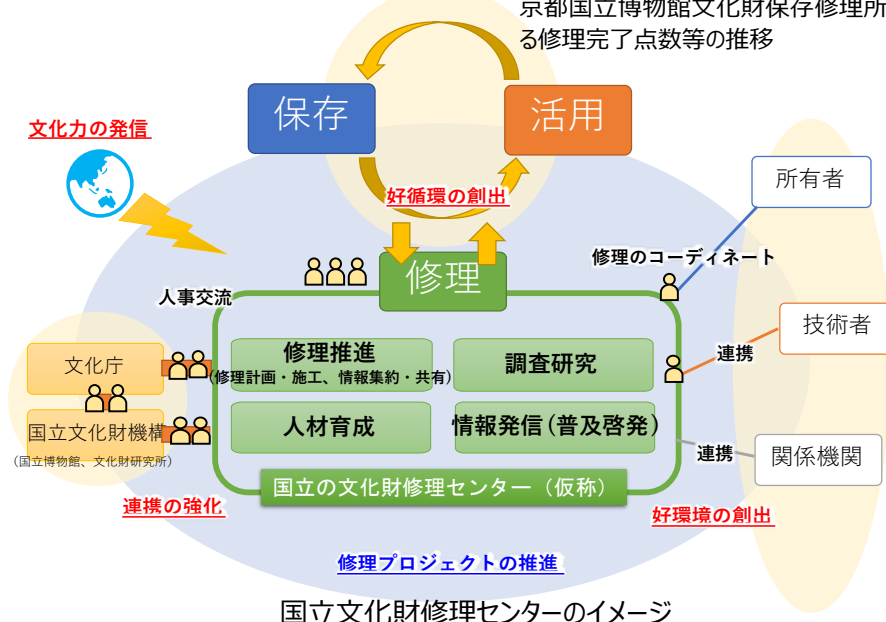
京都国立博物館文化財保存修理所における修理完了点数等の推移

事業内容

日本の修理文化の継承と国内外への発信を進め、中長期的に持続可能な保存・活用サイクルを実現すべく、国立文化財修理センターの京都への設置に向けて、これまでの検討を踏まえ、施設整備を進めるとともに、運営体制の検討を行う。

令和12年度までを目途に整備すべく、必要な取組を推進する。

- 国立文化財修理センターの設計等 129百万円（129百万円）
- 国立文化財修理センターの運営体制の検討 22百万円（22百万円）



国立文化財修理センターのイメージ

アウトプット（活動目標）

各国立博物館文化財修理施設等での文化財（美術工芸品）の修理完了件数

令和13年度以降：対前年度以上に。

修理の重要性
に対する認知
度上昇

短期アウトカム（成果目標）

文化に関する世論調査において、諸外国に発信すべき文化芸術のジャンルとして、「文化財の保存に必要な材料製作・修理、修復の技術等」と答える人の割合
令和6年度 6.8%↑

中長期アウトカム（成果目標）

文化に関する世論調査において、文化芸術振興に対する寄付として、「文化財保存・修復」分野への寄付者の割合
令和6年度 63.6%↑

長期アウトカム（成果目標）

社会全体で文化財の保存・活用サイクルを支える好循環の実現

文化財保存等のための伝統技術継承等事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

128百万円
90百万円

文化庁

現状・課題

文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料について、近年の急激な社会構造の変化によって需給バランスが変化した結果、用具・原材料そのものやそれらの製作・生産技術の伝承にも大きな影響が生じている。これら用具・原材料の安定供給や伝承者の安定した育成のためには最終消費者から原材料生産者までの供給連鎖の状況を踏まえた**一体的な生産、伝承に資するようそれぞれの特性に応じた支援を行う**とともに、取り組みやその成果を、**広く普及啓発をすることで社会的認知度の向上、関心の醸成を行う**必要がある。

事業内容

文化財の保存・継承に必要な用具・原材料及びその製作・生産技術について調査研究を行い、支援の実施と共に成果等についての普及啓発を行う。

事業実施期間 令和4年度～令和8年度（予定）※「匠プロジェクト」と連動

主な実施事業

- 用具・原材料調査 17百万円**
文化財保存等に必要となる用具・原材料の製造・生産環境について調査を行う。
件数・単価 3件×約500万円 調査機関、修理技術者等と連携して実施
- 伝承団体形成促進事業 5百万円**
用具・原材料の製造、生産等のための団体設立への契機を創出する。
件数・単価 3件×約160万円 無形文化財保持団体等
- 研修事業 15百万円**
技術者・従事希望者等への技術養成・錬磨のための研修を実施し、技術継承を図る。
件数・単価 3件×約500万円 無形の文化財の技術を保持する団体

「文化財の匠プロジェクト」（令和3年文部科学大臣決定 令和4年12月改正）

文化財の保存・継承に係る取組を持続可能なものとするため、文化財の保存・継承に欠くことのできない用具・原材料のうち、担い手・後継者確保の課題が深刻なものについて、**最終消費者（川下）である修理技術者や無形の文化財の保持者、保持団体等から原材料生産者（川上）までの供給連鎖の状況を踏まえ、生産支援を図るとともに、将来にわたって安定的に確保するための制度的な仕組みについて検討を行う。**
また、担い手自身が、自らの仕事が文化財保護に貢献しているとの認識を持てるようにするとともに、**広く後継者・支援者の輪を広げられるよう、これらの技術や担い手の社会的認知を向上させる**取組も併せて検討・実施する。

ノリウツギ生産事業（北海道標津町）



生育調査から採取・生産管理・普及啓発までを一体的に行う

- 管理等業務支援事業 74百万円**
保存修理に必要な良質な用具・原材料を確保するため、管理等業務への補助を行う。
件数・単価 40箇所×約200万円 文化財修理の用具・原材料の製造・生産者
- 代替品実用化研究事業 12百万円**
将来的に入手や生産が困難となる用具・原材料について、代替品の実用化研究を行う。
件数・単価 1件×約120万円 研究機関、実演家等と連携して実施
- 普及啓発事業 5百万円**
技術や担い手の社会的認知を向上させる取組について、検討、実施を行う。
件数・単価 一式 約500万円 技術者の表彰、ホームページ等を活用した啓発を実施

アウトプット（活動目標）

各実施事業における実施予定件数を確実に実施し、成果を上げる。

短期アウトカム（成果目標）

普及啓発の取組への参加者（HPの閲覧を含む）
令和6年度から令和8年度にかけて **15%増**

中長期アウトカム（成果目標）

団体の設立や研修による技術継承など各事業の掲げる目的を達成し、生産・伝承の態勢が維持・漸進される。
また、社会全体での取り組みが進む

ふるさと文化財の森システム推進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

19百万円
18百万円



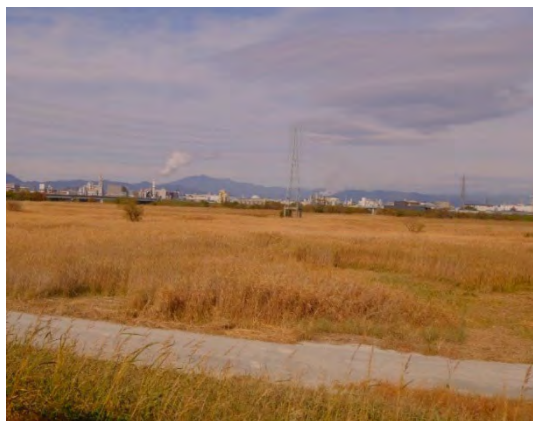
現状・課題

文化財建造物の多くは木材、樹皮、茅等の植物性の資材で造られており、こうした文化財の修理に当たっては、在来と同品種、同品質の資材を確保する必要があるが、近年の社会経済状況の変化により、そうした資材の需要が激減し、**植物性資材の安定的な確保が極めて困難な状況**となってきた。これらの植物性資材を産出している全国における産地を「ふるさと文化財の森」として設定し、これら「ふるさと文化財の森」の普及啓発や管理業務を支援することで、文化財保存修理での資材の安定的な確保を図る。

事業内容

●「ふるさと文化財の森」の設定 新規設定候補 5箇所（5百万円）

植物性資材を産出している全国における産地に対して「ふるさと文化財の森」として**設定**する。設定地の情報を必要とする修理現場に提供することにより、文化財建造物修理において、同種同質の資材を活用することが可能となる。



令和6年度に設定地となった伏見宇治川茅場



ふるさと文化財の森に説明看板を設置

対象棟数	屋根分類	屋根葺材別	予測葺替周期	予測年間葺替面積	予測年間使用量
長期需要 予測建物 1,650棟 4,935棟 のうち (平成29 年度時 点)	木材 薄板類 ：411棟	こけら葺：327棟	30年	2,932㎡/年	サワラ：102.52㎡ スギ：26.31㎡ ヒバ：6.18㎡ クリ：6.15㎡
		とち葺：42棟	32年		
		板葺：42棟	22年		
	樹皮類 ：831棟	檜皮葺：823棟	33年	4,328㎡/年	平葺：19,709束、 軒付：9,144把
		杉皮葺：8棟	13年	177㎡/年	
	草本類 ：408棟	茅葺：408棟	24年	5,045㎡/年(全面葺替) 5,011㎡/年(全面差葺)	山茅：35,123束、ヨ シ：5,554束、シマ 茅：948束、カリヤス 238束、オギ：234束

屋根葺材別の予測葺替周期と予測年間葺替面積調査（令和2年度）

●文化財修理用資材等に関する普及啓発 委託事業 5件（10百万円）

文化財修理用資材に関する普及啓発のために、公開セミナー、研修、体験学習、修理現場公開等を行う。

普及啓発 テーマ

茅葺き、茅刈り体験講座
檜皮採取実演
漆掻き技術の研修会 等



檜皮採取の見学会

●ふるさと文化財の森の管理業務支援 5件（4百万円）

高品質の資材を確保し、継続的に供給するために、管理者たる地方公共団体等に原則補助対象経費の1/2 補助を行う。

支援対象 業務

除草・間伐・駆除・山焼・防除 等



管理業務のための通路整備

アウトプット（活動目標）

●ふるさと文化財の森設定 年間5箇所

令和6年度	令和7年度	令和8年度
95	100	105

- 普及啓発の実施 年間5件
- 管理業務への支援 年間5件

短期アウトカム（成果目標）

- 文化財修理等への資材の供給の安定化と促進
- 文化財修理用資材に対する国民の理解の促進

長期アウトカム（成果目標）

- 修理用資材の安定確保による文化財の適正な保存・活用
- 植物性資材でつくられた文化財を社会全体で守り継承していくこととなりSDGsにも寄与

無形文化財の伝承・公開

令和8年度要求額
(前年度予算額)

815百万円
659百万円)



現状・課題

我が国の演劇、音楽、工芸技術、生活文化その他の無形の文化的所産については、従来、文化財保護法に基づく無形文化財への指定等により、その保存・継承を実施。一方、生活様式の変化等の影響を受け、技術継承の土壌が悪化。**後継者や用具原材料確保の課題が生じ、わざの保存・継承そのものが危ぶまれていることから、無形文化財の伝承・公開について重点的な支援措置**を講じ、保存・活用を図る必要がある。

また、我が国の多様な文化を表す「生活文化」も含め、令和3年度の文化財保護法改正により新設された**登録無形文化財制度に基づく支援を加速**する必要がある。

事業内容

我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた貴重な国民の財産である、芸能や工芸技術、生活文化等の無形文化財の確実な伝承等を図る。

(1) 伝承

514百万円(380百万円)

重要無形文化財等の保持団体等が行う伝承者養成、技術研究、原材料・用具の確保、普及・啓発等を支援する。

件数・単価

32団体×約15百万円 等

交付先

無形文化財の保持団体等

(2) 公開

49百万円(47百万円)

日本伝統工芸展の巡回展や国家指定芸能(能楽・組踊)特別鑑賞会の開催を支援することで、国民等への普及啓発、理解を推進する。

件数・単価

11団体×約160万円 等

交付先

巡回展・特別鑑賞会主催団体

(3) 重要無形文化財保存特別助成金

252百万円(232百万円)

重要無形文化財の各個認定保持者(いわゆる人間国宝)が取り組む、わざの錬磨や伝承者養成等を支援する。

件数・単価

126人×200万円

交付先

重要無形文化財の各個認定保持者

伝承

保持者や団体による研修等を通じた
着実な伝承者養成



普及啓発事業を通じた
未来の伝承者発掘



重要無形文化財
「津軽塗」



重要無形文化財
「琉球舞踊」



登録無形文化財
「菓銘をもつ生菓子」

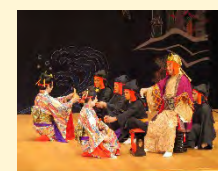
各個認定保持者による
わざの錬磨・伝承者養成



重要無形文化財「京舞」
各個認定保持者
井上 八千代 氏

公開

全国における公開機会を確保し、**わざへの理解を促進**



組踊特別鑑賞会の様子
(写真提供：一般社団法人伝統組踊保存会)



日本伝統工芸展(地方巡回展)

アウトプット(活動目標)

支援する伝承事業(団体)の数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
34団体	34団体	43団体

短期アウトカム(成果目標)

総合認定保持者の団体・保持団体の会員数の維持

※ 令和7年3月時点: 1601名(31団体)

長期アウトカム(成果目標)

- すべての重要無形文化財について、伝承者が確保される。
- 重要無形文化財の総合認定保持者の団体・保持団体会員が増加する。

無形文化財等公開活用等事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

68百万円
58百万円)



現状・課題

日本各地には、歴史や風土に育まれ発展し伝承されてきた貴重な無形文化財や民俗文化財が多く存在するが、近年の急激な社会構造の変化による変容、衰退が危惧されており、その保存・保護が喫緊の課題である。また、文化財の保存のために欠くことのできない選定保存技術についても、後継者不足等多数の問題を抱え、加えて、伝統的な修理技法に用いられる材料や道具を生産するための原材料の不足も大きな課題となっている。

一方、こうした無形文化財等についてはこれまで公開される機会が少なく、広く一般向けに周知する機会を確保することで、国民の文化財保存・保護に対する意識の向上を促すとともに、無形文化財等の保存・保護施策の充実を図る事が求められている。

事業内容

●選定保存技術広報事業【日本の技フェア】(平成19年度～)

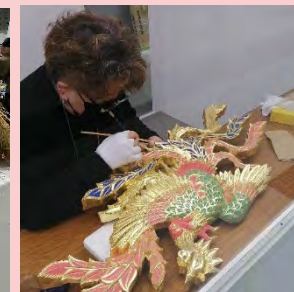
38百万円 (28百万円)

選定保存技術の保存団体が一堂に会し、道具・材料等の展示、技術の実演、体験コーナーを設置し、より多くの国民が選定保存技術に触れる機会を提供する。

また、HPサイトやSNSを活用した情報発信、多言語対応等、イベント当日に限らない継続的かつ国内外を視野に入れた選定保存技術の広報を行う。

件数・単価 1件×約3,100万円

(令和6年度開催の様子)



●首都圏伝統工芸技術作品展開催事業(令和3年度～) 30百万円(30百万円)

令和2年に我が国の伝統工芸の拠点である国立工芸館が金沢に移転・開館した一方で、首都圏においても伝統工芸の新たな発信の機会が望まれているところ、展覧会やワークショップ等のイベントを首都圏で開催し、観光客も含めて広く伝統工芸の発信と普及を行う。

件数・単価 2件×約1,210万円

(令和6年度展覧会の様子)



●普及・紹介資料作成(平成19年度～) 0.4百万円(0.4百万円)

無形文化財、民俗文化財、選定保存技術等に関する一般向け紹介パンフレットを作成し、保存施策を広く一般に周知する。

件数・単価 2件×約40万円

パンフレット



アウトプット(活動目標)

無形文化財等の広報を行い、文化財保存・保護に対する意識を向上させる。

体験型イベント・企画展等実施件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
3件	3件	3件

短期アウトカム(成果目標)

「日本の技フェア」における来場者数の増加

令和6年度 1,124人

→令和8年度 3,900人

長期アウトカム(成果目標)

「日本の技フェア」の来場により選定保存技術に興味関心を持った割合

令和6年度 88.8%

→令和8年度目標 98%

担当：参事官(生活文化創造担当)

邦楽普及拡大推進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額) 300百万円 300百万円 文化庁

現状・課題

邦楽は我が国の伝統文化の一翼を担うものであるが、近年実演家や楽器商が減少している中、大手の邦楽器メーカーが廃業を発表するなど、**邦楽及び邦楽器の製作技術の継承が危機的な状況**にある。

国は、重要無形文化財の保持者等が行う伝承者養成への支援や、子供たちが伝統文化に関する活動を体験等できる機会の提供を推進してきたが、中間層を拡大するための施策は本事業実施以前は十分には行っていなかったことから、**邦楽の継承と発展を図るため、中間層の演奏者の拡大**を継続して取り組む。

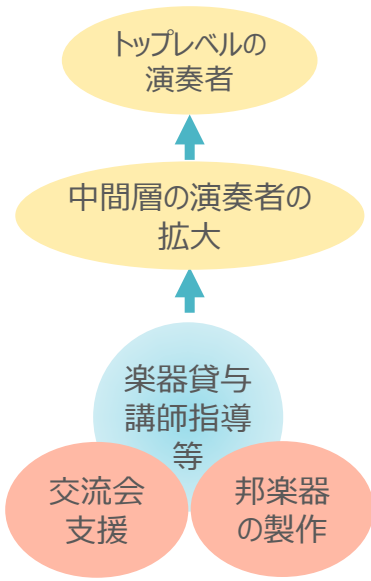
三味線音楽の実演家 (※1)	25,652人 [1987年]
→	12,112人 [2022年]
楽器商の数 (※2)	330店 [2002年]
→	185店 [2023年]
三味線の販売数 (※2)	18,000台 [1980年]
→	3,400台 [2017年]

※1 芸団協加盟団体会員数 ※2 邦楽ジャーナル調べ

事業内容

大学・高校等における邦楽に関する部活動を行う団体に対し、**稽古や実演に取り組めるような環境整備（邦楽器無償貸与・講師派遣）を行う**とともに、各団体が集まり交流する場を設ける。

- **邦楽普及拡大推進事業 300百万円（300百万円）**
- 対象 大学又は高校の邦楽の部活動をしている団体等
- 支援団体：（新規）60団体 （継続）220団体
- 支援内容：三味線や箏などの邦楽器を無償貸与、メンテナンス指導者の派遣による演奏指導
各団体との交流会支援
- 支援期間：大学：4年間、高校：3年間（予定）
（邦楽器の無償貸与、メンテナンスについては大学・高校問わず5年間支援）



講師派遣の指導



交流会の実施

アウトプット（活動目標）		短期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
支援団体の部員数		事業実施後の支援団体へのアンケートで、邦楽活動へのモチベーションが向上したと回答する団体	卒業後も活動を継続又は継続を希望する生徒数の割合
令和6年度実績	令和8年度目標	令和6年度実績：96%	令和6年度実績：90%
4,174	4,200	⇒令和8年度目標：90%	⇒令和8年度目標：80%

有形・無形・民俗文化財の防災・防犯等推進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

157百万円
87百万円



現状・課題

近年、**災害等により有形文化財の損失や無形文化財・民俗文化財の存続が危ぶまれる事態**が多く発生しているが、**文化財の性質や伝承の状況によって必要となる防災・防犯対策は様々**である。例えば、美術工芸品は火災等により**いったん滅失毀損すれば再び回復することが不可能**であるだけでなく、動産であるために盗難等の犯罪被害のリスクも高い。また、令和6年能登半島地震において、無形文化財も災害等により伝承者の安否確認や用具・原材料の確保に支障が生じ、**伝承活動の継続が困難となる可能性**があることが顕在化した。

このため、文化財の所有者や保持団体等がそれぞれの状況に合わせた**防災・防犯対策**を事前に講じ、**災害等の発生時に迅速に対応できる体制**を整備することが重要。

事業内容

災害等の発生や盗難等の犯罪による美術工芸品・有形民俗文化財の散逸・亡失や、無形文化財・無形民俗文化財の伝承が途絶えることを防ぐため、計画的に防災・防犯対策を実施するための、計画の策定から設備整備等まで、一貫的に補助を実施。

● 計画策定

2百万円 (2百万円)

災害等の発生に備えた保存活用計画若しくは防災・防犯計画の策定をすすめる。計画策定後は、計画に沿った設備整備や用具・原材料の備蓄等を推進。

件数・単価

1件×約200万円

交付先

文化財所有者等

● 防災設備整備

155百万円 (85百万円)

火災、地震、風水害等の災害や盗難等から文化財を確実に守るため、策定した計画や所在不明文化財に係る調査とも連携しながら、必要な防災・防犯設備の整備を推進。

件数・単価

15件×約1,000万円 等

交付先

文化財所有者等

災害・犯罪による文化財被害の例

○有形文化財（美術工芸品）の盗難と海外への流出

平成24年に長崎県対馬市の寺社より仏像2躯等が盗難され、その後、仏像2躯は韓国で発見された。

平成27年に銅造如来立像（海神社所有）が、令和7年に観世音菩薩坐像（観音寺所有）が、それぞれ所有者に返還された。（返還後はどちらも地元の博物館に寄託されている）

（参考）令和6年度末時点の所在不明文化財135件のうち盗難によるものは28件



観世音菩薩坐像

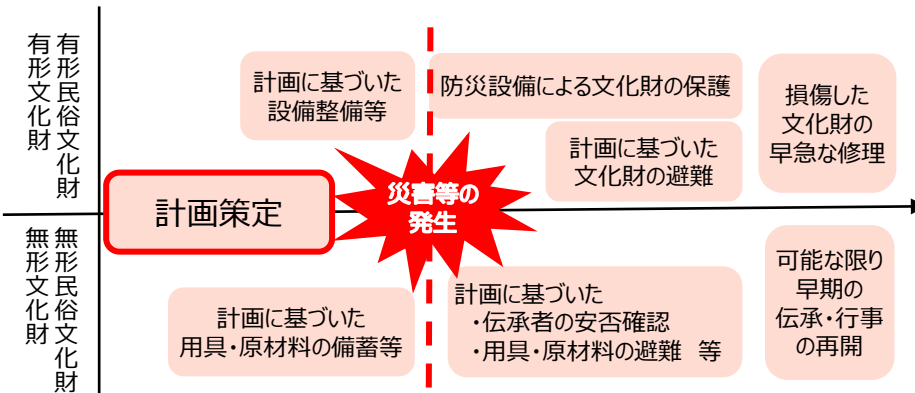
○令和6年能登半島地震による重要有形民俗文化財の被害

令和6年能登半島地震にて、石川県珠洲市が所有する「能登の揚浜製塩用具」、「能登の漆掻きおよび加賀・能登の漆工用具」（いずれも重要有形民俗文化財）が被災し、保存環境の悪化、防災・防犯の管理機能の低下が懸念された。また、地域全体の電気や水等のインフラが被害を受けたため、資料群の保存を維持するための処置の検討が必要となった。



被災後の様子
(能登の揚浜製塩用具)

一貫した防災・防犯対策のイメージ図



アウトプット（活動目標）

- ・計画策定数（令和8年度：1件）
- ・防災設備整備の実施件数（令和8年度：17件）

短期アウトカム（成果目標）

- ・計画策定率の上昇（対前年度比）
- ・防災設備整備の実施率の上昇（対前年度比）

長期アウトカム（成果目標）

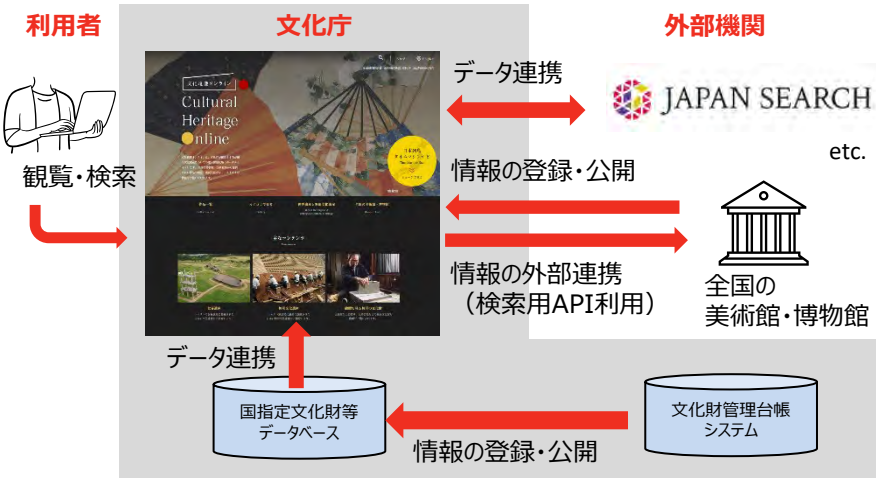
災害や犯罪等を原因とした国宝・重要文化財（美術工芸品）の毀損の件数の減少。
(R2年度～R6年度平均値：2.4件/年)

背景・課題

デジタルアーカイブは、日本の文化やコンテンツを世界に発信するための基盤として位置付けられており、「知的財産推進計画2025」では、デジタルアーカイブが日常的に活用され、多様な創作活動を支える「デジタルアーカイブ社会」の実現を目指し、各分野のアーカイブ機関と関係省庁の連携の下、推進に取り組むことが掲げられている。政府全体として、デジタルアーカイブの更なる拡充及びデジタルアーカイブの利活用促進を進めていくため、2025年5月には、官民が連携したデジタルアーカイブジャパン推進体制の下、「デジタルアーカイブ戦略2026-2030」が策定された。こうした政府全体での推進の一環として、文化遺産オンラインを中心としたデジタルアーカイブ化を着実に進めていく必要がある。

事業内容

- 我が国の多様な文化遺産に関する情報を、誰もがいつでも容易にアクセスできる環境を整備し、文化財の保存・継承・発展を図り、コンテンツの利活用や情報発信を進めるため、文化遺産のデジタルアーカイブ化を推進
- 国指定等文化財や全国の博物館・美術館等の情報を集約し、求める情報を容易に検索できる機能を持ったポータルサイト「文化遺産オンライン」を企画運営
主に以下の情報を収集（2025年4月調べ）
 - ① 全国の博物館・美術館等の所蔵品
(内訳) 掲載件数：304,483件、所蔵館数：261館
 - ② 全国の博物館・美術館情報 掲載館数：1,054館
 - ③ 文化財情報や多様なコンテンツ（地域文化財、無形文化財動画等含む）
- 多言語化（英語表記）、ジャパンサーチ等との連携の推進
- 文化財が消失等した場合に復元するための資料として活用するため、国指定等文化財の詳細記録(設計図等)をデジタルアーカイブ化



活動目標

■文化遺産オンラインの情報掲載件数

令和6年	令和7年	令和8年
287,000	317,000	327,000

■文化遺産オンラインの年間訪問回数

令和6年	令和7年	令和8年
600万回	680万回	760万回

成果目標(初期・中期・長期)

- 初期 (令和6年頃)**
文化遺産オンラインを通じた文化遺産情報へのアクセス増加
- 中期 (令和8年頃)**
文化遺産オンラインの利用者層の拡大
- 長期 (令和10年頃)**
国民が文化遺産を身近に触れる状況の創出

地域文化財総合活用推進事業

令和8年度要求・要望額 2,230百万円
(前年度予算額 1,170百万円)



目的

■各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進

事業概要

取組内容

◆地域文化遺産

800百万円

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した人材育成や普及啓発等の特色ある取組を支援

地域文化遺産に関するボランティアガイドの育成、シンポジウムやワークショップの開催、公開事業等を支援



(民俗芸能大会の開催)

◆地域伝統行事・民俗芸能等

1,000百万円

伝統行事等の用具の修理、後継者養成、記録作成等の取組に対して支援することにより、地域活性化を推進

山車等の用具等整備、後継者養成、記録作成等の取組を支援



(用具整備の実施)

◆文化財保存活用地域計画作成

245百万円

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を実施

文化財保存活用地域計画を市区町村が作成するための現地指導等支援や、文化財保存活用支援団体に対する研修会等を実施。



(自治体との協議)

◆世界文化遺産

93百万円

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進

世界文化遺産に関するシンポジウムの開催、ボランティアガイド等の養成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援



(ガイド育成研修の実施)

◆ユネスコ無形文化遺産

12百万円

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域で行われる、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進

ユネスコ無形文化遺産に関するボランティアガイドの養成やシンポジウムの開催、保護活用に係る課題解決のための調査研究等を支援



(調査研究の支援)

◆地域のシンボル整備等

64百万円

地域計画等を作成しており、かつ地域の核（シンボル）である国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持する取組等に対して支援

地域の核となっている国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持したり、保存・活用を行う団体の取組等を支援



(建造物の修理)

現状・課題

文化遺産は、地域の人々の心のよりどころとして地域に活力を与える国民共有の財産であるが、過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの衰退により保存維持の担い手が不足し、消失の危機にある。文化遺産が消失した際には元に戻すことが不可能あるいは極めて困難である。

一方で、地域の文化遺産は、地域文化の多様さ、豊かさを示すものであり、交流人口の増加など地域経済にも貢献することから、その積極的な活用が期待されている。このため、地域文化遺産を活用した取組を支援し、地域活性化を推進することが急務となっている。

事業内容

地域文化遺産を核とした地域活性化

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援する。

＜補助対象＞

- 人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- 普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

＜補助金の額＞

補助対象経費の85%が上限

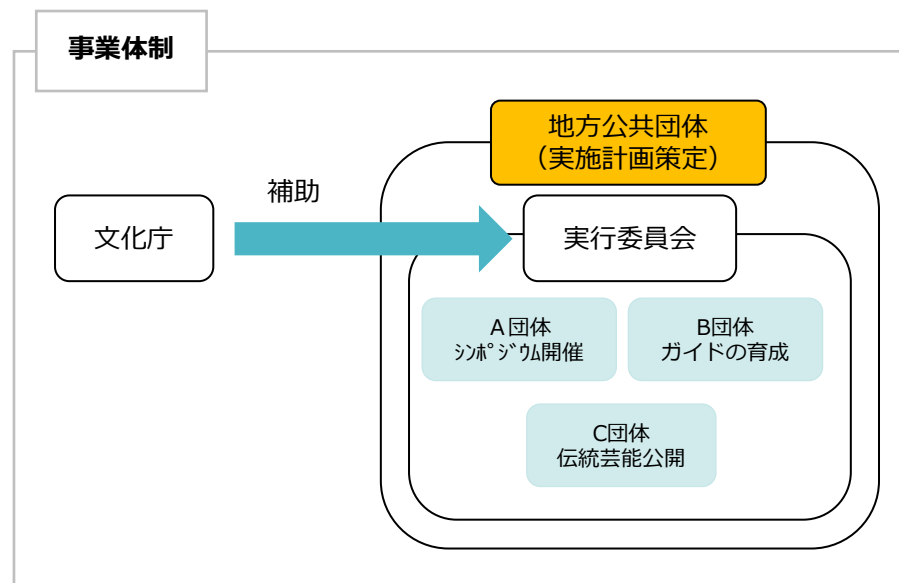
件数・単価

約110件×730万円程度

事業開始年度

令和元年度

事業体制



民俗芸能大会の開催



ボランティアガイドの育成

アウトプット（活動目標）

地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援

短期アウトカム（成果目標）

地域伝統行事等への
参加者数の増加

長期アウトカム（成果目標）

地域文化遺産の担い手確保

地域伝統行事・民俗芸能等

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

1,000百万円
401百万円)



現状・課題

地域の伝統行事や民俗芸能は、その地域に暮らす人々の心のよりどころであり、またコミュニティの繋がりを維持する上で、重要なものであるが、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として継承が困難になっている。

地域の伝統行事や民俗芸能が消失した際には元に戻すことが不可能あるいは極めて困難であることから、次代に継承するため、担い手の養成や用具整備、記録作成等に関する取組への支援に加え、情報発信や維持・継承に必要なノウハウの提供を行う等、ハード・ソフト両面から支援を行う必要がある。

事業内容

(1) 基盤整備（補助事業） 928百万円

地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤を整備する取組に対して、補助対象経費の85%を上限として補助を行う。

＜補助対象＞

- 用具等整備（経年劣化や災害を起因とする用具の修理や新調を行う事業）
- 後継者養成（保存会会員等を対象とした技術練磨等の事業）
- 記録作成・情報整備（記録映像の作成やオンライン配信等を行う事業）

件数・単価

約200件×約460万円程度

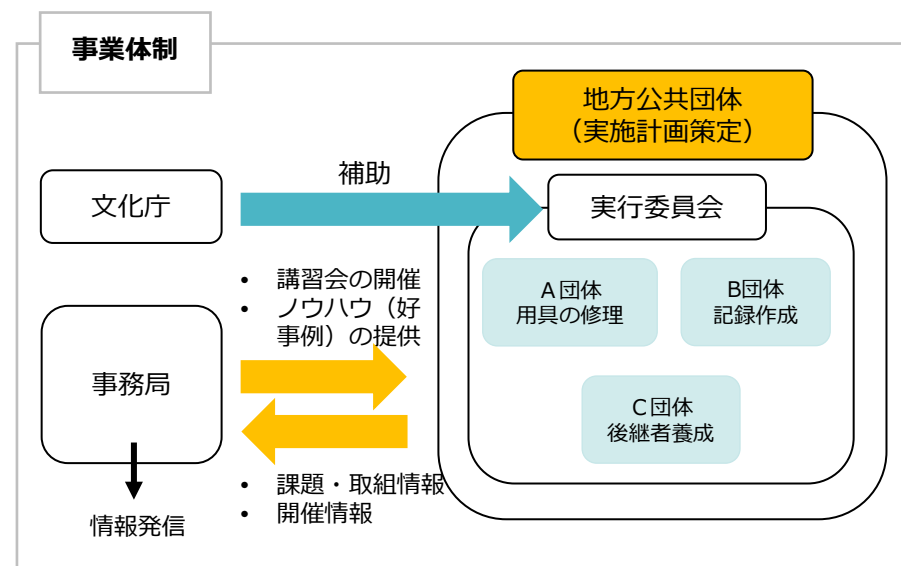
事業開始年度

令和3年度



(2) 継承に向けた仕掛けづくり（委託事業） 72百万円

地域の伝統行事・民俗芸能等の情報発信や維持・継承に必要なノウハウの提供等を行う。



アウトプット（活動目標）

地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援

短期アウトカム（成果目標）

地域伝統行事等への参加者数の増加

長期アウトカム（成果目標）

地域文化遺産の担い手確保

背景・課題

地域社会総がかりで文化財の保存・活用の取組をより促進させるため、平成30年の文化財保護法の改正により文化財保存活用地域計画制度を創設した。本事業では文化財保存活用地域計画を作成している市区町村に対し、地域の文化財を積極的に活用する取組を支援するものである。

事業内容

文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）に基づき、地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能維持や、保存・活用を行う団体の取組等を支援することにより、地域における文化財の保存・活用の取組を促進させる。

- 補助事業者： 地域計画を作成している市区町村
- 補助金の額： 補助対象経費の50%
- 補助対象事業： 地域計画に基づき市区町村が行う次の事業（市区町村が補助または自ら行う事業への補助）
 - ①国登録文化財の機能維持
 - ②文化財の保存・活用を行う団体への取組支援
- 事業開始年度： 令和3年度

(1) 国登録文化財の機能維持
地域の核（シンボル）となっている国登録文化財について、活用に必要な機能維持（修理、整備）を支援する。

(2) 文化財の保存・活用を行う団体への取組支援
文化財の保存・活用の担い手として、地域で活動する民間の団体を位置づけ、所有者、行政、民間の連携を支援する。



(1) 地域のシンボルとなっている
国登録文化財の修理



(2) 文化財周辺のハザードマップ作成

アウトプット(活動目標)

● 整備した国登録文化財の数

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予定)
6	2	5	6

● 支援した文化財保存・活用団体の件数

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予定)
9	6	4	4

短期アウトカム(成果目標)

初期（令和5年度）
整備した国登録文化財が一般公開されている割合。
(達成度50%)

中期（令和8年頃）
整備した国登録文化財が一般公開されている割合。
(達成度65%)

長期（令和13年頃）
整備した国登録文化財が一般公開されている割合。
(達成度100%)

長期アウトカム(成果目標)

国登録文化財の機能維持や文化財の保存・活用を行う団体への取組支援を通じ、積極的な地域の文化財の保存・活用の取組を促進する。それにより、地域の人々が主体となって文化財の総合的な活用の推進等を図ることで地域の活性化に資することを目指す。

担当：文化資源活用課

日本遺産活性化推進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

707百万円
677百万円)



現状・課題

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定。
- 認定件数を100件程度とする方針を堅持することとなっているところ、令和3年度より、新たに「候補地域」、「総括評価・継続審査」の仕組みを導入。日本遺産全体の質の底上げ、ブランド力の強化を図っている。
- 令和6年度、候補地域1件を新たに日本遺産に認定するとともに、認定地域1件を候補地域に移行。現時点で104件認定している。
- 日本遺産を通じた地方創生を図るため、魅力向上や発信強化等、地方誘客拡大に向けた取組のより一層の推進が必要である。

事業内容

【日本遺産魅力向上事業】：627百万円

● 日本遺産モデル構築事業：370百万円

有識者委員会できりとめられた日本遺産の課題や改善事項を踏まえた事業例に基づき、地域への経済波及を踏まえた戦略立案、受入体制の構築など総合的に取り組み、日本遺産による地方創生のモデル地域の構築・横展開を図るとともに、認定地域における情報発信について、専門家によるブランディング戦略、広報活動ツールの作成、民間事業者とのコーディネート等、日本遺産を活用した情報発信モデルを構築する。

件数・単価	1,500万円×11箇所 (増進) 600万円× 5箇所 (発信)	交付先	協議会、DMO等
-------	--------------------------------------	-----	----------

● 日本遺産情報発信事業：153百万円

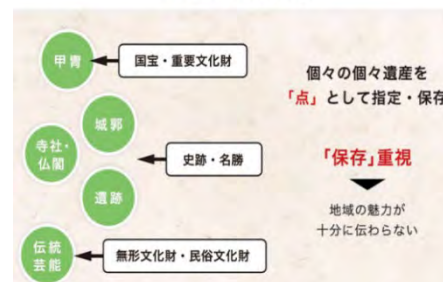
日本遺産ポータルサイト等のWEBサイトや動画サイト、SNS等、多様な媒体を活用し、日本遺産全体の広報・PRを国内外向けに実施する。

● 日本遺産ブランド力向上事業：103百万円

日本遺産の日(2月13日)や日本遺産フェスティバル等の普及啓発イベントの開催による日本遺産の理解・誘客促進や、ツーリズムEXPOやJNTOと連携した国内外の商談会への出展、日本遺産オフィシャルパートナーシップに係る取組等の実施により、認知度及びブランド力の向上を図る。

日本遺産とは

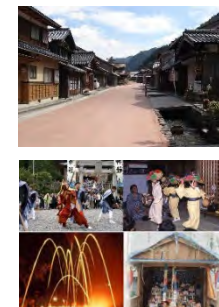
従来の文化財行政



日本遺産



特別重点支援地域
海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群
～御食国 (みけつくに) 若狭と鯖街道～



【地域文化財総合活用推進事業】：60百万円

● 地域文化財総合活用推進事業 (日本遺産等)：30百万円

日本遺産の候補地域が、文化・伝統を語るストーリー等を活用して、地域活性化や観光振興を推進する基盤的な取組に対して支援を実施。

- 人材育成事業：観光ガイドやボランティア解説員の育成等
- 普及啓発事業：ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催等
- 調査研究事業：旅行者 (訪問予定者) の嗜好性調査等

件数・単価	1,000万円×3箇所	交付先	候補地域
-------	-------------	-----	------

● 日本遺産ゲートウェイ機能強化事業：30百万円

地域の文化財を展示・活用する日本遺産センター・博物館等において、ストーリー理解を促し、地域のゲートウェイとして、展示改善、ワークショップ・体験事業の実施、地域を周遊するための案内に係る整備等を支援。

件数・単価	1,000万円×3箇所 (補助率1/2)	交付先	協議会、博物館等
-------	-------------------------	-----	----------

【審査経費等】：20百万円

日本遺産の現地調査等に要する経費。

アウトプット (活動目標)

日本遺産認定地域の活性化に向けた支援件数

短期アウトカム (成果目標)

日本遺産の認知度割合 (認知数/回答数)
令和6年度 72.8% (目標値：80%)

長期アウトカム (成果目標)

各日本遺産認定地域における観光入込客数の目標を達成した地域の割合 (達成地域数/認定地域数)
令和5年度 28.2% (目標値：100%)

地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

60百万円
30百万円



現状・課題

地域に伝わる文化財を適切に保存・活用していくためには、**所在把握と適切な価値づけが必須**。文化財を展示・公開等の活用に供するためには十分な研究の蓄積が必要であるが、**未整理のまま埋もれている文化資源が地域には多数存在している**。

また、これら未整理の文化財は、近年の異常気象や将来予測される大規模自然災害により**散逸・亡失する危険性が高く**、目録等もないため、**一度失われればその再発見は極めて困難**となるほか、**文化財が存在していた事実すら知られることがない**。

未調査の文化財については、自治体による調査を実施することで、地域における文化財の適切な保存・活用サイクルを早急に実現することが必要である。

事業内容

【補助対象】 地域における歴史的価値が高い未調査の文化財（美術工芸品）で、かつ、まとまって一箇所に伝存する多量の資料群。または一定の域内で包括的に調査することで価値が明らかにされるもの。

【実施内容】 地方公共団体が中心となって地元の有識者や博物館の学芸員などによる調査・記録を行う。文化財管理台帳（目録）の作成や全体としての価値づけを行うほか、調査報告書やWEB公開等による情報発信を実施する。（補助率：原則50%）

【事業の効果】 地域の貴重な**文化財の散逸・亡失を防ぐ**とともに、地元の歴史博物館での展示やWEB上での公開等、**文化財調査を生かした地域振興・観光振興に資する取組**を支援。また、価値づけが進むことで、国や地方における指定にもつながる。

件数・単価

25件×240万円

交付先

地方公共団体

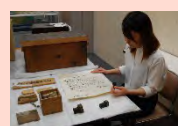
事業の流れのイメージ

未調査のため適切に保存・活用されていない文化財



事業を通じた専門家等による調査

新出資料の発見や資料整理が進み、文化財の歴史的価値が明らかに。



展示・WEB発信への活用

地域での展覧会や、WEBでの発信など、文化財の価値を幅広く伝え、活用。



アウトプット（活動目標）

支援した調査事業の件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
18件	18件	25件

短期アウトカム（成果目標）

調査を実施した文化財のうち、調査成果をもとにした展示・公開などの普及活動件数

令和4年度 10件
→令和8年度 20件

長期アウトカム（成果目標）

調査が完了した文化財が、国指定・地方指定の文化財として評価される。

実際の事業活用例

○市内所在仏像1,500体の悉皆調査（長野県上田市）

【実施期間】令和4年度～令和6年度

調査の結果、新発見・再発見された仏像が多数。

展示・講座（多言語対応）・イベント等で成果を発信

→ 地域における多様な普及活動へつながり、地域活性化へ貢献



○尚家関係資料調査・沖縄の金工品関係資料調査等（沖縄県・那覇市）

【実施期間】昭和53年度～平成19年度にかけて複数回実施

調査後、**国の指定（国宝1件・重要文化財6件）**につながる

→ 令和4年の沖縄復帰50年記念特別展「琉球」において、調査対象となった文化財が数多く展示される。
（東京国立博物館・九州国立博物館にて、13万人以上が来場）



○商家八木家所蔵史料調査（石川県珠洲市）

【実施期間】平成30年度～令和6年度

【調査実数】23,500点（市内最大）



作成された目録

→ 令和6年能登半島地震により、元保管場所の八木家住宅は全壊したが、調査のため別施設に移動していたため、**災害による滅失・散逸を免れた**。
調査終了後は地元の博物館にて適切な保存・活用が行われている。

文化財建造物の予防保全型メンテナンスに向けた調査研究事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

35百万円
35百万円)



現状・課題

我が国の文化財建造物は、国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、魅力あふれる地域づくりの礎となり、地域の活性化に寄与するものであることから、地域の重要なインフラの一つであると言える。

一方、**これまで文化財建造物の健全性を評価する仕組みや点検体制が十分に整っておらず、現状、事後保全的な維持管理が行われている。**人口減少・少子高齢化、災害の激甚化・頻発化といった環境変化の中で、**文化財建造物を適切に保存し確実に次世代に継承していくためには、予防保全型の維持管理への転換が不可欠**である。

事業内容

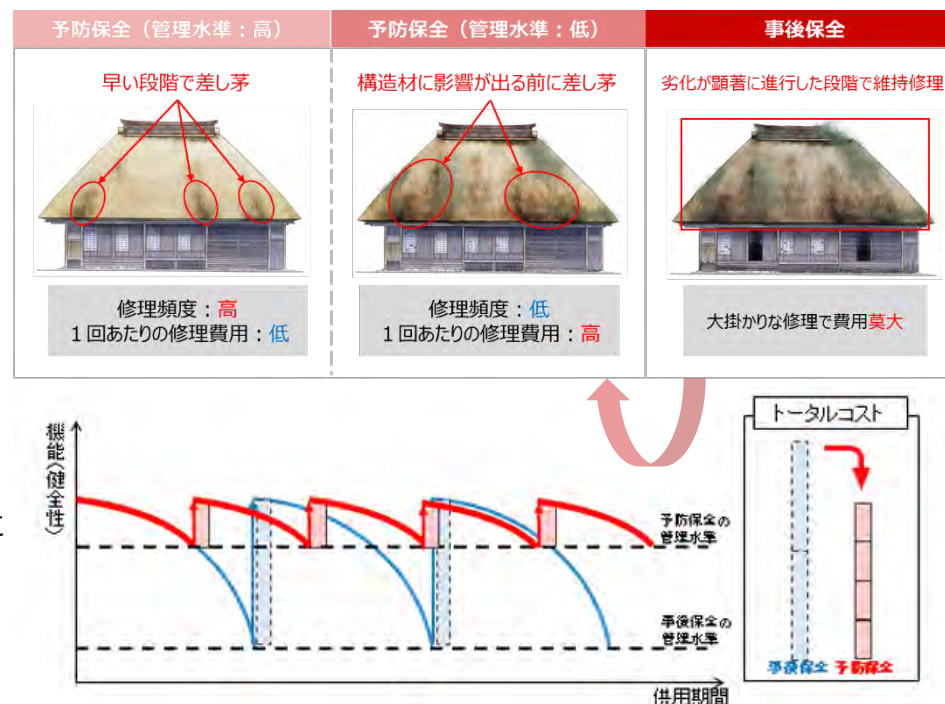
- 文化財建造物の各構造部材（屋根、外壁、軸、塗装）の点検方法や、各構造部材の健全度を元に棟全体の健全度を評価する方法などを示した**点検マニュアルの作成**
 - 点検データや修理事業データの記録、統計的手法による文化財建造物（棟単位）の期待劣化パスの算出、期待劣化パスに基づく将来の最適な修理時期や修理費用の予測などを行うことが出来る**システムの開発**
- ⇒各自治体が**限られた予算の中で最適な予算計画を作成したり、域内の文化財建造物の所有者・管理者に対して予防保全型の維持管理への転換を促進**したりすることができる環境を整備

<令和8年度実施内容（予定）>

- 令和7年度に作成する設計書（案）に基づくシステムのプロトタイプを作成
- 点検マニュアル（案）やシステムのプロトタイプを用いた自治体等への説明とフィードバックを踏まえたマニュアルの更新・確定、システムの実装に向けた検討
- 地域特性等を踏まえた劣化予測精度の向上に関する検討

事業実施期間 令和7年度～ 委託先 民間企業・研究機関

【事後保全から予防保全への転換のイメージ】



アウトプット（活動目標）

・劣化予測に資する点検マニュアル作成やシステム開発

短期アウトカム（成果目標）

・文化財建造物の健全性を評価する仕組みや点検体制の確立

長期アウトカム（成果目標）

・事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換による文化財建造物の持続可能な保存修理の実現

発掘された日本列島展

令和8年度要求額
(前年度予算額)

23百万円
23百万円)



背景・課題

日本では、年間およそ8,000件の発掘調査が行われている。一部の成果については、各種報道や現地説明会、web上の情報発信を通じて接することもできるが、多くの国民にとって全国各地で行われた発掘調査現場や出土した遺物を実際に目にする機会は限られている。

近年行われた発掘調査成果のうち代表的なものを選び、全国巡回の展覧会を開催することで、広く国民に埋蔵文化財の内容や価値、そしてその保護についての理解を深める機会を創出する。

平成7年度より継続して開催しており、令和6年度に30回を迎えた。

年度	入館者数	開催館数	開催日数
R4	29,964	5	186
R5	29,444	3	126
R6	29,178	4	162

発掘された日本列島展の入館者数・開催館数・開催日数

事業内容

令和8年度も継続して「発掘された日本列島2026」を開催し、広く国民に文化財の価値や魅力、継承することの大切さを伝える。

- **我がまちが誇る遺跡** これまでの継続的な発掘調査の成果に基づく地域研究によって明らかになった「地域の特性や魅力」を発信。
令和7年度：旧石器時代の遺跡としては国内で初めて特別史跡に指定された福井洞窟をはじめ、日本随一の「洞窟遺跡の町」であり、旧石器時代洞窟遺跡が多く点在する長崎県佐世保市、先史以来の多種多様な遺跡が数多く存在する滋賀県・琵琶湖の水中遺跡、古墳時代から古代へ移り変わる壮大な歴史ストーリーを物語る群馬県・前橋市・高崎市の企画3件
- **新発見考古速報** 近年注目を集めた旧石器時代から近代までの遺跡を取り上げ、出土品の実物展示を中心とした速報展を実施。
令和7年度：10遺跡
- **特集展示** 様々な視点から遺跡や遺物を見ることにより浮かび上がる、個性豊かな日本の歴史文化をパネルで紹介。
令和7年度：多彩な造形で現代の人々を魅了する埴輪は、様々な種類を組み合わせる墳丘を囲んだり、群を構成したり、列を成して並べられた。これら「埴輪列の世界」の通時的・地域的特徴を紹介。
- **事業実施期間**：平成7年～



アウトプット(活動目標)

- 入館者数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
29,178	32,000 (見込)	40,000 (見込)

短期アウトカム(成果目標)

- 令和8年度
- **質の高い展覧会を継続**し、引き続き**全国を巡回**する。
 - **インターネット動画サイトや地方新聞社と連携した広報活動**を行う。

長期アウトカム(成果目標)

- 展覧会を通じ、選りすぐりの発掘調査成果や、「地域の特性や魅力」を新たに明らかにした継続的な調査研究を広く国民に周知する。
- ➡ **埋蔵文化財の内容や価値、そしてその保護について、国民の一層の親しみと理解を促進する。**

アイヌ関連施策の推進

令和8年度要求額 1,868百万円
(前年度予算額 1,623百万円)



現状・課題

アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、**アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨**として、行われなければならない。(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号))

存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、**アイヌ文化の振興等の充実及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関する取組に今後とも一層努める**。(アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(令和元年9月6日閣議決定))

事業内容

アイヌ文化振興等事業

228百万円(228百万円)

アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ文化の振興等を図るため、指定法人(公益財団法人アイヌ民族文化財団)が実施する事業に対して補助を行う。(補助率: 1/2)

- アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進に関する事業(アイヌ文化研究助成)
- アイヌ語の振興に関する事業(アイヌ語講座、アイヌ語発信講座等)
- アイヌ文化の振興に関する事業(アイヌ文化フェスティバル、工芸品展等)
- アイヌ文化伝承者の育成



アイヌ古式舞踊

事業実施期間 平成9年度～終了予定なし

アウトプット(活動目標)

アイヌ文化交流事業の助成件数

令和8年	令和9年	令和10年
50件	50件	50件

短期アウトカム(成果目標)

アイヌ文化フェスティバルの延べ参加人数

令和8年	令和9年	令和10年
58,753人	60,974人	63,198人

国立アイヌ民族博物館の運営

1,640百万円(1,396百万円)

アイヌの歴史や文化に関する正しい認識と理解を促進し、新たなアイヌ文化の創造・発展に寄与するため、令和2年7月、北海道白老町に「国立アイヌ民族博物館」を中核施設とする「民族共生象徴空間(ウポポイ)」が設立。

アイヌ施策推進法に基づき、指定法人(公益財団法人アイヌ民族文化財団)に委託して、「国立アイヌ民族博物館」の運営を行う。

- 資料の保存修復、クリーニング
- 教育普及事業(遠隔授業、教員向け研修の実施)、国際交流事業の実施
- 新たな生活様式に対応した情報発信(バーチャル博物館、多言語化)、広報活動
- ナショナルセンターとしてアイヌ文化でつながる博物館のネットワーク強化・道外展の実施



国立アイヌ民族博物館

事業実施期間 令和2年度～終了予定なし

中期アウトカム(成果目標)

民族共生象徴空間への再訪希望の割合の増加

令和6年度 56.6%
→ **令和8年度 80%**

長期アウトカム(成果目標)

民族共生象徴空間への年間来場者数の増加

令和6年度 31万人
→ **100万人**を政府目標として設定

国宝・重要文化財等の買上げ

令和8年度要求額
(前年度予算額)

1,403百万円
1,003百万円



現状・課題

1. 美術工芸品は動産であるため、所有者の経済的理由・相続等により、所在が不安定になりやすい。
2. 地域の美術館・博物館の文化財購入予算が削減されることで、地元伝来の文化財の所在が流動化している。
3. 文化財の所在が不安定化することで、文化財の管理が適切に行われず、文化財の価値が損なわれる危険性が高まる。
4. 適切なタイミングで文化財の買上げを行わない場合、国外流出等、国民の財産として公開活用の機会が永久的に失われる危険性が高まる。



国外流失の危険性

平成20年、大日如来坐像（当時未指定）が、アメリカでオークションにかけられた。文化庁は所有者からの売渡の申し出がある一方、予算の都合上購入を断念した。

事業内容

歴史上、芸術上又は学術上価値が高い国宝、重要文化財及びこれらに準ずる文化財を国が買上げ、国民共通の財産として保存し、公開活用を図る。特に、管理が適切ではないもの又は国外流出・散逸等の恐れがあり、国において緊急に保存を図る必要がある文化財について購入し、国民共通の財産として後世に継承するとともに公開活用に資する。

国外流失を回避



木造天王立像は、海外に設立される美術館の収集品候補となっていたところ、所有者を説得して買上げ、平成24年に重要文化財に指定。現在は、東京国立博物館で定期的に展示され、主たる展示品の一つとして親しまれている。

計画的な買上げ



医学書（崇蘭館本）は、330冊からなる医学書のまとまりであり、指定文化財に準じるものとして、買上げ、令和2年に重要文化財に指定。評価額が高額（11億5千万円）であったため、4年間かけて計画的に買上げを行った。

○国有文化財を国立博物館・地方館に無償貸与し、広く国民の観覧の機会を提供。

○文化庁主催の「新たな国民のたから展」で買上げ作品を公開。



公開・活用



「新たな国民のたから展」会場風景

アウトプット（活動目標）

買上件数

令和7年度	令和8年度	令和9年度
12件	12件	12件

短期アウトカム（成果目標）

所有状態の不安定化に伴う滅失・毀損や海外流出の発生リスクを最小化する。

中期アウトカム（成果目標）

国による買上げが必要となる国宝・重要文化財等について、適切な価格評価等が行われ、執行効率が最大化・最適化させた買上げが実施される。

長期アウトカム（成果目標）

買上げを実施した国宝・重要文化財等について、国民の財産として、広く公開・鑑賞の機会を確保し、日本文化ブランディングを向上させる。

担当：文化財第一課

平城宮跡及び藤原宮跡等の買上・管理・整備

令和8年度要求額
(前年度予算額)

866百万円
826百万円)



背景・課題

平城宮跡、藤原宮跡等は、我が国における歴史上・学術上の重要性に鑑み、それぞれ昭和38年、昭和45年に国有化して国が直接管理する方針が決定され、以降国による史跡指定地の買上事業が実施されている。また、文化庁は、遺構の理解促進を図るため、平城宮跡においては「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」（昭和53年文化庁策定）に基づき、東院庭園、朱雀門の復元（平成10年）、第一次大極殿の整備（平成22年）等を、藤原宮跡等においては遺構表示などの整備等を行ってきた。現在文化庁では、指定地の買上を継続するとともに、この広大な国有地の日常的な維持管理に加え、宮跡地内に復元整備した施設等の管理・公開、設備や遺構等の修繕・補修等を実施している。

貴重な遺構を後世へ確実に継承するとともに、積極的な公開・活用を図っていくため、これらの事業を継続して実施していく必要がある。

事業内容

● 平城宮跡等管理 270百万円（250百万円）

文化庁が直接管理・整備を行っている史跡等における日常的な維持・管理業務等を実施する。

● 平城宮跡等管理平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上 458百万円（458百万円）

● 平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上事務処理 14百万円（14百万円）

開発等から貴重な遺跡等を確実に保護するため、国による史跡指定地の買上を実施する。

● 平城宮跡地等整備費 123百万円（103百万円）

文化庁が復元・整備を行った施設等の修理や、国有地内の設備の修繕、遺構の補修等を実施する。



平城宮跡 第一次大極殿



藤原宮跡 遺構表示

アウトプット(活動目標)

- 特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地の史跡指定地の国有化の推進。
- 国有地の適切な維持管理、整備の実施。

短期アウトカム(成果目標)

- 宮跡等の維持管理、整備を通じて魅力を向上させ、来場者数の増加を図る。
- 学校教育や社会教育を通じた文化財の魅力の再発見等の機会を提供する。

長期アウトカム(成果目標)

- 歴史的・学術的に重要な宮跡等を確実に保護し、公開・活用に供することで、我が国の歴史・文化を次世代に継承する。

高松塚古墳壁画の保存・活用の推進

令和8年度要求額
(前年度予算額)

215百万円
215百万円



現状・課題

高松塚古墳壁画は昭和49年に国宝に指定された。壁画は発見当初から、劣化の進行やカビの発生を極力抑えるため、修理等が行われてきたが、平成13年に石室内で大量のカビが発生し、壁画の退色等の劣化が進行した。

このため、平成19年には石室を解体して国営飛鳥歴史公園内に設けられた国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設に搬入し、保存修理を開始。令和2年に完了した。

現在は劣化防止対策に係る調査研究を継続的に行いながら、年4回の一般公開を実施。仮設修理施設で公開しているため、保管管理・展示環境の充実が求められている。



壁面メンテナンス作業



材料分析作業



西壁女子群像

事業内容

● 国宝高松塚古墳壁画の保存・活用のための調査研究 192百万円

- ①壁画を構成する材料（顔料、漆喰、石材）の分析、出土品（重要文化財）の保存活用に関する調査研究
- ②壁画・石材の保存環境や生物対策など、劣化防止に関する調査研究
- ③壁画・石材の活用方法に関する検討と、高松塚古墳壁画の情報公開の推進



ハイパースペクトルカメラによる色材分析の様子と結果（部分）



一般公開時の案内パンフレット

● 古墳の理解促進に関する調査 23百万円

古墳壁画デジタル・アーカイブ構築および公開サイト運営調査

・令和7年度に実施の「国内外の古墳の情報発信DBに関する調査」の成果を踏まえ、発掘報告や保存技術に関する研究成果を広く国民が容易に閲覧・活用可能とするために実施。

- ①データ収集・整理（データのデジタル化）
 - ②ウェブサイト設計・構築（UI/UX検討）
 - ③コンテンツ作成（Q&Aや解説動画含む）
 - ④公開準備および運営体制整備
- ・専門家のみならず、一般市民や観光客が古墳壁画の一次資料および保存情報を直接参照可能となり文化財への理解と関心向上が期待できる。
- ・デジタル公開により遠隔地からの学術研究や教育利用が促進され、また地域振興や文化観光資源としての古墳活用が図られる。



文化庁サイトで閲覧可能な状態に

アウトプット（活動目標）

- 劣化防止に関する調査研究とその成果を踏まえた国宝の適切な維持・管理
- 修理を終えた高松塚古墳壁画の公開と成果の周知

短期アウトカム（成果目標）

- 高松塚古墳壁画・石材の保存への取組について、多くの人への理解促進
- 世界的にも有名な極彩色古墳壁画として、インバウンド需要の喚起による地域活性化

長期アウトカム（成果目標）

- 我が国の古代国家形成期の歴史・国際交流に対する理解の促進
- 文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成、インバウンド需要喚起による地域活性化に寄与

高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）整備

令和8年度要求額
（前年度予算額）

297百万円
131百万円



現状・課題

平成26年の「古墳壁画の保存活用に関する検討会」において、当時、修理中の古墳壁画を、修理後も墳丘の外の適切な場所で保存管理・公開を行うことを決定した。現在は、国営飛鳥歴史公園内に設けられた国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設にて劣化防止対策に係る調査研究を行いながら、修理作業室の公開を実施している。

令和6年3月に高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）基本計画を策定。令和11年度までに新施設の供用開始を目指し、国土交通省における国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区の再整備と連携を図りながら、一体的な施設整備を推進する。



高松塚古墳壁画 西壁女子群像



国宝高松塚
古墳壁画
仮設修理施設



特別史跡に
指定されている
高松塚古墳

主な事業内容

● 建築（基本・実施設計等） 189百万円

①基本・実施設計（令和9年度まで）

- ・免震・耐震方法や空調などの機械機能設定含む
- ・「高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）基本計画」に基づき実施

②解体工事

- ・新施設の設置想定地にある現存の国営飛鳥歴史公園館の解体工事（振動遮断溝の造成や配管の移設）

③埋蔵文化財調査業務

● 展示等（設計・施工一括） 60百万円

- 設計・施工一括発注による展示と収蔵環境の制作等（令和11年度まで）

【骨太方針2025】高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）の整備の推進

新施設 の 目的

- 古墳壁画・石室石材を保存・メンテナンスし、将来に継承
- 飛鳥地方の歴史や風土、特別史跡の価値、国際交流の歴史等を踏まえながら古墳壁画・石室石材の価値や魅力を発信

新施設 の コンセプト

- 「日本のはじまりの地」飛鳥の色彩を未来へ
- ・時を超えて文化と風土を旅する
- ・国宝高松塚古墳壁画に出会う
- ・古墳をつくり、まもった人々を思う



現況図

国営飛鳥
歴史公園館

現在の国営飛鳥歴史公園館周辺に、公園館と一体的整備により飛鳥周遊のゲートウェイとしての機能を備える

【主要な新施設諸室】

- 古墳壁画・石室石材の保存・修理メンテナンス
- ・壁画・石室石材保存管理室
- ・「壁画保管区画」と「観覧区画」で構成
- ・メンテナンス準備室・機器室
- ・収蔵庫
- 展示・教育・普及
- ・展示室、企画展示コーナー
- 学芸活動、人材育成、国内外のネットワーク構築、情報発信
- ・ホール、ミュージアムショップ

●今後のスケジュール（案）：基本・実施設計→ 建築工事 → 壁画移設 → （R11年度）供用開始

アウトプット（活動目標）

- 古墳壁画・石室石材の保存環境を最適に維持するための新施設を設置
- 教育プログラムや展示を通じて、来訪者に高松塚古墳・壁画の価値を伝える環境整備

短期アウトカム（成果目標）

- 計画に沿った新施設整備推進と供用準備、認知度向上のプロモーション活動
- 新施設での保存修理・展示運営に関する最新の技術や方法の導入

長期アウトカム（成果目標）

- 我が国の古代国家形成期の歴史・国際交流に対する理解の促進
- 文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成、インバウンド需要喚起による地域活性化に寄与

キトラ古墳壁画の保存・活用の推進

令和8年度要求額
(前年度予算額)

189百万円
189百万円



現状・課題

キトラ古墳壁画は平成31年に国宝に指定された。古墳の内部調査により、壁画の損傷が著しく、剥落の危険性が高いことや、石室内にカビが発生していくことが判明したため、平成16年に壁面の全面取り外しの方針を決定し、平成22年に完了。取り外した壁画は、カビ痕跡の除去、漆喰の強化、壁面の再構成等を実施し、平成28年に開館したキトラ古墳壁画体験館「四神の館」にて保存管理、展示公開を行っている。

泥に覆われ図像が確認できなかった「辰」「巳」「申」の壁画については、将来の展示公開のために安定化処置を進める。さらに泥に転写された「午」の壁画については、保存のあり方を引き続き検討していく。

事業内容

● 国宝キトラ古墳壁画の現地保存に向けた調査研究 28百万円

① 将来の壁画の現地保存に向けたデータの収集及び調査、壁画・石材の維持管理、劣化防止対策を目的とした調査研究の実施



赤外線調査により「青龍」の新たな描画線を確認

② 泥の下に隠れていた十二支像「辰」「巳」「申」の壁画を、キトラ古墳壁画保存管理施設の壁画本体に組込・再構成するため、漆喰層の強化等の保存処置を実施



「申」の強化処理作業状況

● 国宝キトラ古墳壁画保存管理施設の運営及び公開 161百万円

- ① 壁画の収蔵、管理、メンテナンス及び、施設の管理・運営
- ② キトラ古墳壁画保存管理施設（キトラ古墳壁画体験館「四神の館」内）で一般公開を年に4回実施



壁画の一般公開の様子



国宝キトラ古墳壁画の公開の案内

アウトプット（活動目標）

- 劣化防止に関する調査研究とその成果を踏まえた国宝の適切な維持・管理
- キトラ古墳壁画の公開と周知

短期アウトカム（成果目標）

- キトラ古墳壁画の保存修理への取組について、多くの人への理解促進
- 現存世界最古の天文図など、古代アジア史研究の最前線として、インバウンド需要喚起による地域活性化

長期アウトカム（成果目標）

- 我が国の古代国家形成期の歴史・国際交流に対する理解の促進
- 文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成、インバウンド需要喚起による地域活性化に寄与

現状・課題

貴重な国民的財産である文化財の所有者は、文化財を保存継承するために、現状変更、修理等について厳しい制限と負担が課せられる中で、当該文化財の適正な維持管理の責務と財政的な負担を負っている。

文化財は必ず老朽化が進行するが、伝統的な木造建造物は植物性資材を用いていることから、害虫被害の防止のための防蟻防虫処理や、茅葺き屋根の差し茅による雨漏りの防止等の文化財の適正な管理が行われなければ、劣化の急速な進行を招き、大きな破損につながる。また、豪雨や豪雪等の自然災害による被害の拡大にもつながり、我が国の貴重な文化財が滅失、毀損する危険性が高くなる。

重要文化財、史跡、名勝及び天然記念物等の国指定文化財の管理に万全を期すため、地方公共団体が補助する管理上特別の必要がある措置等に対して支援を行う。

事業内容

1. 指定文化財管理

(1) 防災設備保守点検等（所有者の負担軽減）

所有者等が行う指定文化財の管理（消火設備等の保守点検、建造物の差し茅、防蟻防虫、多雪地帯に所在する建造物の雪降し、名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備等）に地方公共団体がその経費を補助する事業に対し補助

(2) 文化財保護管理指導（地域と所有者を繋ぐ専門家）

地域の文化財保護指導委員が行う巡視、所有者への指導・助言等に要する経費に対し補助

補助事業者：地方公共団体

補助金の額：補助対象経費の1/2

2. 国有文化財管理

国有文化財の管理団体が行う文部科学省所管の国有財産の滅失、毀損、不法占拠等を防止するための見廻り看視や荒廃を防ぐための除草清掃等に要する経費に対し補助

補助事業者：管理団体

補助金の額：補助対象経費の4/5



天然記念物の緊急調査、再生事業、食害対策

令和8年度要求額
(前年度予算額)

357百万円
317百万円)



背景・課題

動物、植物、地質・鉱物で我が国にとって学術的価値の高いもののうち重要なものを、国の天然記念物として指定している。
地域社会とも深く関係してきた植物群落、動物群集、地域のシンボルとして巨樹巨木等が指定されているが、産業構造・社会生活の変化等により、人と自然との関係性も変化しており、樹勢の衰退、群落の劣化、生息・生育環境の悪化等が顕著となっている。
天然記念物の保護の一層の推進を図るため、地方公共団体等が行う緊急調査、生息・生育環境の維持・復元等の再生事業、天然記念物による食害を防ぐための事業に対する支援が必要である。

事業内容

● 天然記念物緊急調査 30百万円 (27百万円)

減少原因調査、分布調査、生態調査、保存対策調査

● 天然記念物再生事業 121百万円 (100百万円)

給餌、増殖施設・保護収容施設の整備、病虫害駆除、施肥等樹勢回復、遷移の中断・促進及び正常化、生息・生育環境の維持・復元のための事業等

● 天然記念物食害対策 206百万円 (190百万円)

幼樹保護、防護柵・防護網等設置、捕獲、餌場借上、給餌、効果測定等調査、保護管理のために必要な施設の設置等



特別天然記念物 オオサンショウウオ

在来種保存のためチュウゴクオオサンショウウオの影響・対策検討調査、DNA鑑定、分離作業等を実施
(京都府京都市、三重県名張市、岡山県鏡野町など)



天然記念物 臥竜のサクラ

低下した樹勢を回復するため、支柱設置や土壌改良を実施 (岐阜県高山市)



特別天然記念物 カモシカ

カモシカによる農林業への食害を防止するため防護柵の設置等を実施

補助事業者：地方公共団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の 1 / 2
食害対策は補助対象経費の 2 / 3

アウトプット(活動目標)

天然記念物の保護を目的とした調査及び事業件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
105件	111件	101件 (見込)

短期アウトカム(成果目標)

- 生息・生育環境の変化等の影響を受けている天然記念物の調査を行い、最新の情報を把握する。
- 把握した生息・分布情報などを基に天然記念物の適切な保護及び食害対策を実施する。

長期アウトカム(成果目標)

天然記念物の現状を正確に把握することで、天然記念物の適切な保護と食害対策を実施し、人間との共存と天然記念物の保護の両立を図る。

地域の特色ある埋蔵文化財活用事業

令和8年度要求額

(前年度予算額

550百万円

485百万円)



背景・課題

○出土した埋蔵文化財について、単に収蔵・保管するだけでなく、地域住民が慣れ親しみ理解を深められるようハード・ソフトの両面からの取組を相互に関連させつつ、相乗効果をもたらすよう一体的な運用を行い、埋蔵文化財の活用を通じた地域の活性化・観光振興を図る。
○現在、**全国の出土品の総数はコンテナで880万箱**に上り、**出土品の保管問題は深刻化**しており、出土品の再整理・再収納によって保管問題を解決しつつ、効果的な活用を推進する。

【出土品再整理の推進の必要性】

全国の出土品
880万箱
収蔵施設の圧迫
十分な活用が図れない

再整理・再収納によって
保管問題を解決しつつ
効果的な活用を推進！

事業内容

埋蔵文化財センター設備整備 (ハード事業)

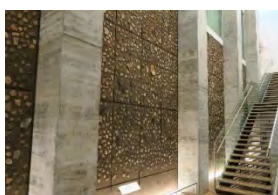
～埋蔵文化財を守り、活かす拠点～



既存施設を活用



収蔵設備の整備



ユニークな展示手法

埋蔵文化財を

・地域活性化
・観光振興
・学校教育
・生涯学習
に活かす

埋蔵文化財の理解促進・普及活用 (ソフト事業)

～埋蔵文化財を知り、親しむ～



発掘調査体験や学習講座等の実施



R7年度から重点的に取り組む事業

出土品の保管・管理に係る 基準の作成

出土品の再整理・再収納・台帳作成等

出土品の再整理・再収納事業

～文化的資産への昇華に向けた基盤づくり～

収蔵スペースの有効利用
+ 出土品の見える化

出土品の効果的な活用
による地域の魅力発信
をより一層促進



アウトプット (活動目標)

- 再整理を通じた埋蔵文化財の活用の推進
- 効率的な収納・保管のための出土品の再整理・再収納事業の実施件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
154	154	170 (見込)

アウトカム (成果目標)

- 再整理推進により活用頻度別の出土品整理を進め、多様な活用事業を創出する
- 収蔵スペースの最適化

インパクト (国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 地域の埋蔵文化財の価値や魅力を国内外に発信することを通じて、地域への愛着を醸成。
- 地域アイデンティティの構築、地方創生・観光振興を実現

担当：文化財第二課

背景・課題

<事業の趣旨>

史跡、名勝、天然記念物（以下「史跡等」）は一定の広がりを持つ文化財であり、その保存は都市化の進展や開発に伴い危機に瀕しつつある。

史跡等の指定によって生ずる現状変更等の規制その他の制限への補償的措置として、また、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存・管理し、その後の整備・活用を図ることを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を取得する事業に対し、その一部を補助する。

事業内容

<事業の趣旨>

文化財保護法により指定された史跡等の保存と活用を図るため、管理団体である地方公共団体が土地等の公有化に要する経費について国庫補助を行う。（根拠規程：文化財保護法129条）

- 補助メニュー：（イ）年度事業として行う「直接買上げ」方式、
（ロ）「先行取得償還」方式 <地方公共団体が先行取得に係る地方債の10年償還>
- 補助事業者：地方公共団体
- 補助率：事業費の80%
- 事業実施期間：昭和32年度～終了予定なし
- 事業目的：【目的1】補償的措置、史跡等の確実な保存・管理
【目的2】史跡等の歴史的価値の理解を促進するための取組の推進、
史跡等の一体的な整備、公開活用の推進
（例：旧跡として整備し観光地として公開、都市公園として整備し住民の憩いの場として開放）

※財務省予算執行調査における指摘を踏まえ、令和7年度より、本事業の補助事業者は、本事業により公有化した土地について保存の措置を講じるとともに、自ら定めた計画に基づき適切に管理・活用する義務を負うことを明文化する。また、管理・活用状況について文化庁によるフォローアップ調査を行うこととする。



史跡安満（あま）遺跡
（大阪府高槻市）

アウトプット(活動目標)

- 事業件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
136件	166件 (見込)	166件 (見込)

短期アウトカム(成果目標)

初期（公有化後～5年後）
文化財としての補償的措置・適切な
保存・管理を実施する。

中・長期アウトカム(成果目標)

史跡等の一体的な整備を行い、旧跡、公園等として公開活用を推進する。

その結果、当該史跡等を歴史的な価値を知る場として活用するのみならず、観光振興やまちづくり等にも資する。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

1,248百万円
1,353百万円)



現状・課題

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

事業実施期間

令和2年度～

事業内容

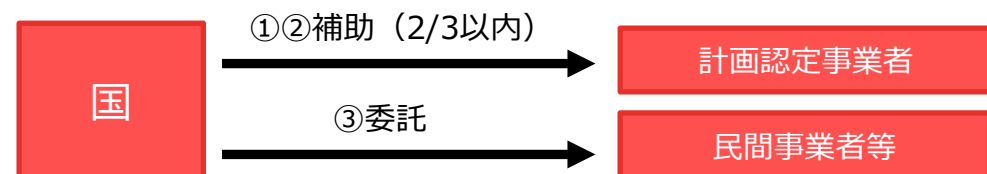
- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援（拠点計画）
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援（地域計画）

1,020百万円

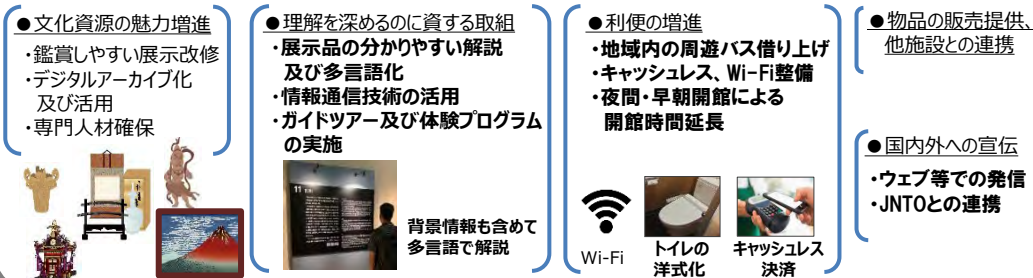
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。
※補助率2/3以内 ※40箇所程度

- ③計画の推進等のための支援（委託）
○計画推進を支援するために専門家の派遣や好事例の展開等の伴走支援を実施。
○計画作成にあたって、事業設計やコンセプトの設定といった伴走支援を実施するほか、事業内容の説明会やセミナーを実施し、裾野拡大に取り組む。
○計画期間が終了した計画について、フォローアップ調査による成果、課題の分析を実施。
○文化観光推進法に関する周知啓発や情報発信、好事例の展開を実施。

205百万円



拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



アウトプット（活動目標）

文化観光推進事業者と連携して補助対象事業を実施する事業者数（累計）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
60程度	70程度	80程度

短期アウトカム（成果目標）

認定計画で設定した国内来訪者数の目標を達成した計画数の割合

令和2年度 63% → **令和8年度 80%**
(達成度78.8%)

長期アウトカム（成果目標）

認定計画で設定した来訪者満足度の目標を達成した計画数の割合

令和2年度 64.7% → **令和8年度 80%**
(達成度80.9%)

博物館機能強化推進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

621百万円
369百万円)



背景・課題

令和5年4月改正の博物館法により、博物館資料のデジタル・アーカイブ化などの新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。

※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業 510百万円

① Museum DXの推進 77百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：i) デジタルアーカイブ推進体制構築型 50百万円【補助率：定額】（新規）
ii) 博物館DX推進型 27百万円【補助率：2/3】

② 社会課題対応と博物館の機能強化支援 398百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）や博物館の収益課題への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

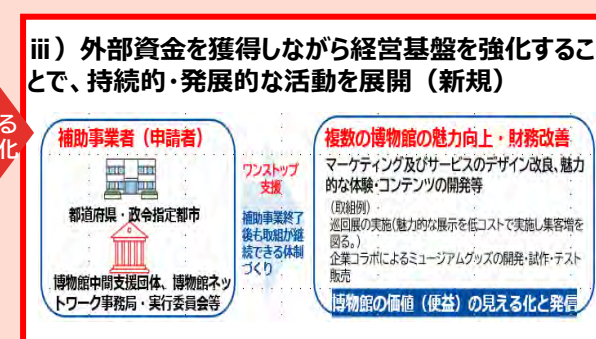
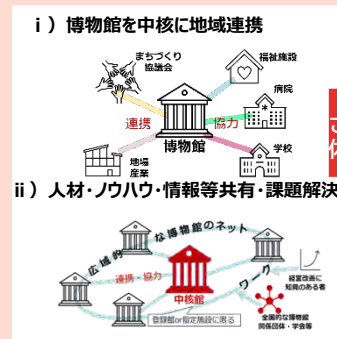
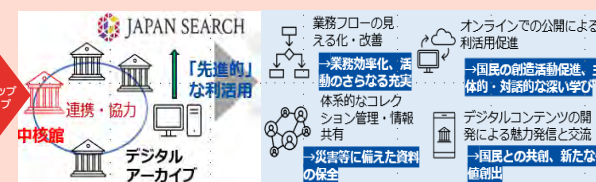
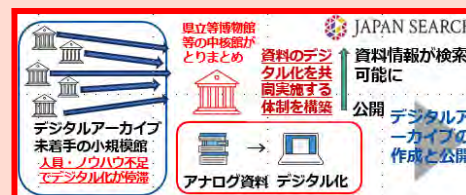
- 件数・単価：i) 地域課題対応型 81百万円【補助率：定額（次年度以降、2/3、1/2）】
ii) ネットワーク型 97百万円【補助率：定額（次年度以降、2/3、1/2）】
iii) 経営課題対応型 200百万円【補助率：2/3】（新規）
iv) 民間博物館活用型 200百万円【補助率：定額】

※委託事務費 35百万円（①②）

(2) 新制度におけるミュージアム応援事業 111百万円

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×10百万円（登録博物館等のプロモーション、博物館職員等の在外派遣）
ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備 1件×36百万円（博物館への専門的人材派遣）
iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 55百万円（学芸員資格認定、国による学芸員研修等）



アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和6年	令和7年	令和8年
28	29	34

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和6年	令和7年	令和8年
430	430	430

短期アウトカム(成果目標)

初期（令和8年頃）

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。（達成度70%）

中期（令和10年頃）

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。（達成度100%）

長期（令和15年頃）

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される。

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

担当：企画調整課

近現代建築資料等の収集・保存

令和8年度要求額
(前年度予算額)

129百万円
159百万円)



背景・課題

我が国の近現代建築に関する資料（図面やスケッチ等）については、その学術的・歴史的・芸術的価値が評価され、海外の美術館や大学等から譲渡の要請がある一方で、国内における保存体制は十分ではなく、貴重な資料が散逸等の危機に瀕している。近現代建築に関する資料の劣化、散逸、海外への流出などを防ぐため、国立近現代建築資料館を拠点として、全国的な所在状況の調査・把握、関連資料を持つ機関（大学など）との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行う。また、展示や普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進を図る。
〔創設年度〕平成24年度

「建築文化に関する検討会議 報告書(抄)」(令和5年5月)
特に、検討会議で議論があったように、「**建築文化**」振興立法を検討し、推進の基本枠組みや制度形成はもちろん、既存法との関係でも文化政策の観点から必要なバランスを図り、今後の時代に相応しい建築、景観の維持管理や継承、創造が進むとともに、衣食住という観点から国民の生活に密接な領域として**生活環境の質の向上や世界からの評価にも繋がるような取組を推進する**べきである。

事業内容

- 湯島地方合同庁舎を一部改修して設置された国立近現代建築資料館を拠点として、全国的な所在状況の調査・把握、関連資料を持つ大学等の機関との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行う（収蔵資料約23万点）。
情報収集業務：1件×2百万円
- 収集した資料群の調査、その成果の展示や普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進を図る。
資料整理業務：1件×4百万円
企画展示業務：1件×13百万円
- 建築文化振興法（仮）に伴う国の責務を果たすべく、必要な調査研究を行う。
建築文化に係る調査：2件×10百万円

資料収集

建築関係資料の収集・保管を行う。収集した資料はデジタル化とデータベースの編纂によって体系化を図り、アーカイブの構築及び一般への利用に供する（デジタル化件数:7万9千点/R6利用件数:162件）。

成果の応用



「建築家・堀口捨己の探求 モダニズム 利休 庭園 和歌」
会期：R6.8.9～10.27 来場者 7,271人



「日本の万国博覧会 1970-2005」
第1部 EXPO'70 技術・デザイン・芸術の融合
会期：R7.3.8～5.25 来場者 7,183人

展示公開

展示、講演会、ギャラリートーク等の教育普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に関する国民の理解増進を図るとともに、国内外への情報発信を行う。

アウトプット(活動目標)

● 収集・調査事業

令和6年度	令和7年度	令和8年度
6件	6件	6件

● 資料の寄贈契約締結件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
4件	4件	4件

短期アウトカム(成果目標)

- ・受け入れ資料のデジタル化とその利用
- ・資料の収集・調査成果に基づく展示会開催

長期アウトカム(成果目標)

- ・資料の劣化、散逸、海外への流出等を防止。
- ・展示や普及活動を通じた、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進。

担当：企画調整課

国立文化施設の機能強化・整備

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

39,894百万円 + 事項要求
32,418百万円)



背景・課題

国立文化施設（国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会）が、ナショナルセンターとして我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核となり、更には、文化観光の拠点として世界に向け発信するために必要な機能の充実と強化を図る。

◆「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 2.地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応（4）文化芸術・スポーツの振興

国際的に遜色ない水準まで官民投資を拡大し、経済成長と文化芸術の振興の好循環を通じて、ソフトパワーによる文化芸術立国を実現する。（略）国立美術館全体の機能を再編・強化しつつ、産業界と連携し、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の機能を有する拠点の整備を推進する。早期開場に向けた国立劇場再整備を国の責任で早急に行うほか、新国立劇場のグローバル展開を含む国立文化施設の機能強化（略）を進める。（略）

事業内容

1. 国立文化施設の機能強化

35,575百万円（32,318百万円）

「国立」の文化施設として、国内文化芸術施設をリードする先進的な取り組みを進めるとともに、国内外関係機関との連携強化、デジタル化・オープンデータ化の推進など、ナショナルセンターとしての機能強化を図る。

〈運営費交付金〉

- 独立行政法人国立科学博物館 3,252百万円（2,860百万円）
「標本・資料」ビッグデータ創出と活用のための基盤整備 171百万円（242百万円）
博物館におけるウェルビーイング最大化のための展示システム構築事業 60百万円（新規）
- 独立行政法人国立美術館 9,101百万円（8,143百万円）
メディア芸術ナショナルセンター（仮称）拠点整備に向けた機能強化 203百万円（93百万円）
- 独立行政法人国立文化財機構 10,637百万円（9,579百万円）
文化財等のデジタル化 157百万円（新規）
展示施設のDXの推進 120百万円（新規）
- 独立行政法人日本芸術文化振興会 12,584百万円（11,736百万円）
舞台芸術グローバル拠点事業 666百万円（360百万円）



左上：国立科学博物館
左下：東京国立博物館

右上：東京国立近代美術館
右下：国立劇場

2. 国立文化施設の整備（※）

4,320百万円（100百万円）

※別途、国立劇場再整備の事項要求あり

アウトプット(活動目標)

- 国立文化施設における展示・公演の実施
- 文化施設・文化芸術団体等への助成・支援
- 養成・研修事業の実施
- ナショナルコレクションの収集・保管及び調査研究活動 等

アウトカム(成果目標)

- 鑑賞・体験機会の提供による、豊かな人間性や創造性の涵養に貢献
- 我が国の文化芸術活動の振興
- ナショナルコレクションの形成と後世への継承

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

国立文化施設が行う多様な活動を通して、我が国の文化芸術活動全体の充実を図り、もって文化芸術その他の文化の振興に寄与する。

担当：企画調整課

現状・課題

全国には約18万の宗教法人が存在するが、そのうち約5千法人が不活動宗教法人として確認されている。こうした不活動宗教法人等を放置した場合、宗教活動を目的としない第三者により法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用される等、**宗教法人格の不正利用**につながるおそれがあることから、その実態把握や対策を進めることが極めて重要である。

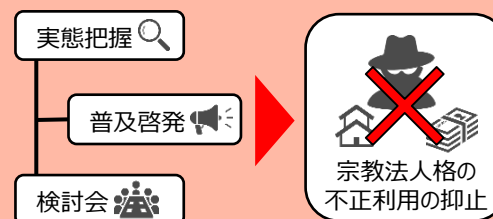
(参考) 不活動宗教法人数の推移

令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
3,398	3,348	3,329	4,431	5,019

事業内容

宗教法人格不正利用実態把握・普及啓発事業 100百万円(新規)

- 目的：宗教法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用されることがないよう、不正利用に関する実態を把握し、その成果等を踏まえて効果的な普及啓発活動等を行うことで、不正利用の抑止につなげる。
- 事業内容：①相談窓口の設置等による法人格の不正利用に関する実態把握
②宗教法人等に向けた広報資料の作成等による法人格の不正利用に関する普及啓発
③法人格の不正利用対策に関する検討会の設置 等



不活動宗教法人対策推進事業

220百万円(260百万円)

- 目的：都道府県等が実施する不活動宗教法人対策のために必要な経費を支援することで、不活動宗教法人の整理・対策の加速化を図る。
- 補助事業者：都道府県、民間団体等
- 補助率：原則、補助対象経費の65%
- 支援内容：①不活動宗教法人に関する実態調査
②不活動宗教法人対策のための方策策定
③対策実施(解散命令請求等の実施)
④不活動宗教法人対策に関する情報発信・広報 等

宗務行政のデジタル化

36百万円(9百万円)

提出義務のある書類等が提出されないことなどにより、活動実態が不明となっている不活動宗教法人が社会的に問題となっていることから、各種書類の電子化を進め利便性を高めるなど、宗務行政のデジタル化を推進する。

① 電子申請の導入・宗教統計調査のオンライン化

e-Govと連携し、電子申請を導入することで利便性を高め、宗教法人からの各種書類の提出を促進するとともに、宗教統計調査のオンライン化による業務の効率化を図る。【連携機関：デジタル庁、総務省統計局】

② 宗務行政関係資料の電子化

宗教法人から提出のあった各種書類について、永続的な使用に耐えうるよう電子化を進める。

適正な宗務行政の推進のための研修会の実施

12百万円(12百万円)

- 目的：宗教法人制度を適正に運用するために、都道府県や宗教法人の担当者向けの研修会を開催する。
- 内容：都道府県宗教法人事務担当者研修会(ワライン)、宗教法人実務研修会(5地区9会場)

※デジタル庁計上分を含む。また、上記の他、事務経費を計上。

宗教法人格の不正利用の抑止・不活動宗教法人対策の一層の加速化

アウトプット(活動目標)

- 宗教法人格不正利用に関する実態把握・普及啓発
- 都道府県等の不活動宗教法人対策への補助金交付
- 宗教統計調査の実施
- 研修会の実施

短期アウトカム(成果目標)

- 宗教関係者等の理解を促進
- 所轄庁による不活動宗教法人の把握・整理
- 研修会の受講者の満足度9割

長期アウトカム(成果目標)

- 宗教法人格の不正利用の抑止
- 所轄庁による不活動宗教法人の対策の加速化
- 宗教統計調査の調査票の回収率8割
- 大臣所轄法人の備付け書類の写しの提出率9割

担当：宗務課

世界に誇る多様な文化芸術の創造・発信と 人材育成

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

589億円+事項要求
435億円)



1. グローバル展開、CBXの推進、活動環境向上等による 創造的循環の創出 1,346百万円(1,192百万円)

芸術家等の活動基盤の強化、文化芸術団体の機能強化、自律的・持続的運営促進、グローバル展開、市場の活性化等により、継続的に資金投入され文化芸術活動が一層促進するなど、文化と経済の好循環を実現する。

- 文化芸術の持続的な発展のための基盤強化 364百万円
 - ・芸術家等の活動基盤強化
 - ・芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業
 - ・文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業
- 文化芸術のグローバル展開・CBXの推進 981百万円
 - ・我が国アートのグローバル展開推進事業
 - ・世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進事業
 - ・未来のトップアーティスト等の国際的活動支援事業
 - ・活字文化のグローバル展開推進事業



「アートフェアの様子」

等

2. 創造活動・クリエイター等育成及び海外展開の加速 による国際プレゼンスの強化 25,567百万円(15,821百万円)

文化芸術の創造活動の推進、劇場・音楽堂等の機能強化等により、文化芸術を通じた国家ブランド形成・経済活性化、あらゆる人に文化芸術に触れる機会を提供する。また、中核的専門人材として活躍が期待されるクリエイター等の育成と戦略的な海外発信を強化する。

- 舞台芸術等総合支援事業 10,123百万円
- 日本映画の創造・振興プラン 1,473百万円
- メディア芸術の創造・発信プラン 907百万円
- クリエイター等育成支援 8,071百万円
- 現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進 5,285百万円
- 劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による地域活動基盤形成支援事業 1,024百万円
- 新進芸術家の海外研修 333百万円



「クリエイター育成対象者がカンヌ国際映画祭で発表」

等

3. 多様な文化芸術による社会・経済的価値の醸成 13,763百万円(11,753百万円) ※一部再掲

障害者等の文化芸術活動の推進、子供たちの鑑賞・体験活動の充実、食文化等の生活文化の振興、京都移転を契機とした地域文化の創造基盤の構築に取組み、これらを強力に発信することにより、多様で活力ある社会の形成を推進する。

- 障害者等による文化芸術活動推進事業 500百万円
- 地域文化共創基盤の構築 1,844百万円
- 文化部活動改革 718百万円
 - ・部活動の地域展開・地域文化クラブ活動推進事業
 - ・中学校における部活動指導員の配置支援事業
- 文化芸術による創造性豊かな子供の育成 9,764百万円
 - ・学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業
 - ・伝統文化親子教室事業
 - ・劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業



等 「子供たちのバレエ鑑賞」

※「2.舞台芸術等総合支援事業」「2.現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進」計上分を含む

4. 文化芸術の振興を支える基盤の機能強化 24,563百万円(21,111百万円)

我が国の文化芸術の創造及び発展等の中核となり、更には文化観光の拠点として世界に向け発信する国立文化施設の機能強化・充実を図る。

全国方言やアイヌ語の保存・継承を含む国語施策の充実、海賊版対策、簡素で一元的な権利処理に必要な検索システムの整備など、DX時代に不可欠な情報基盤の充実を図る。

- 国立文化施設の機能強化・整備 23,135百万円
 - ◆独立行政法人国立美術館
 - ・メディア芸術ナショナルセンター（仮称）拠点整備に向けた機能強化 など
 - ◆独立行政法人日本芸術文化振興会
 - ・国立劇場再整備 ・舞台芸術グローバル拠点事業 など
- 国語施策の充実 254百万円
- DX時代の著作権施策の推進 533百万円



「国立劇場」

等

芸術家等の活動基盤強化

令和8年度要求額
(前年度予算額)

120百万円
69百万円)



現状・課題

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等で活動する者が多く、立場の弱さや不安定さに起因して不利益が生じたり、活動継続が困難になったりするなどの課題が存在。

我が国の文化芸術の持続的な振興を図るためには、その担い手である芸術家等が持続可能な形で活動を継続できるよう、活動環境を改善し、芸術家等の活動基盤を強化することが必要。

○経済財政運営と改革の基本方針2025

芸術家等の活動基盤や尊厳ある創造環境整備の強化、首都圏の劇場不足に対応した全国各地の劇場・音楽堂の活用・連携を含む舞台芸術や日本映画の振興、アート市場の活性化を進める。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版

また、昨年10月に改訂した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の周知を徹底するとともに、クリエイターが契約・活動に関するトラブルを無料で弁護士に相談できる「文化芸術活動に関する法律相談窓口」等の体制を強化する。

事業内容

有識者会議での議論を経て令和4年7月に公表、令和6年10月に改訂した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を踏まえた適正な契約関係構築に向けた取組のほか、芸術家等の活動環境改善に向け、必要な取組を実施。

事業実施期間 令和3年～令和9年（予定）

●文化芸術活動における発注者が取組む取引環境の適正化促進事業＜新規＞51百万円

発注事業者たる文化芸術団体等を対象に、適切な組織運営や芸術家個人との契約取引等を行う上で必要となる基盤的な知識やルール等を整理し、その普及啓発に取り組む。

件数・単価 1件×約5,100万円

交付先 民間団体

●文化芸術活動に関する法律相談窓口の実施＜令和6年度～＞39百万円（39百万円）

安心・安全な環境で芸術活動が行えるよう、「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を開設し、契約や活動に関係して生じる疑問やトラブルについて弁護士が無料で年間を通じて相談対応等を実施。

件数・単価 1件×約3,900万円

交付先 民間団体

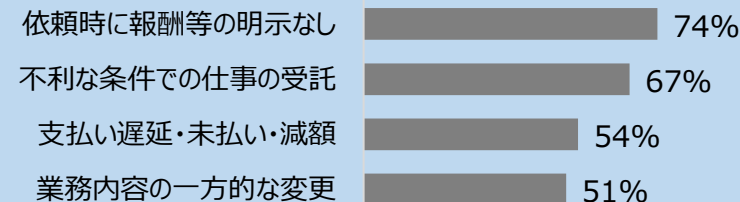
●ガイドラインをベースとした分野別研修用教材の開発＜令和4年度～＞30百万円（30百万円）

芸術家等が、適正な契約関係構築等のために必要な知識を身に付けられるよう、ガイドラインをベースに分野別の研修用教材を開発。

件数・単価 2件×約1,500万円

交付先 民間団体

●依頼者や発注者との関係（令和3年度文化庁調査）



芸術家等実務研修会 教材一覧（令和4年度～6年度）



令和4～6年度芸術家等実務研修会 教材一覧



令和6年度法律相談窓口における出張相談会の様子

アウトプット（活動目標） 事業実施件数

	6年度	7年度(見込)	8年度
委託事業数	6件	5件	4件
補助事業数	33箇所	-	-

短期アウトカム（成果目標）

相談窓口利用者の満足度 80%以上
開発した教材利用者の理解度 90%以上

長期アウトカム（成果目標）

芸術家等を対象としたアンケート調査で、「事業環境改善を実感する」の割合
令和3年度 20% → 令和9年度 50%

芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業

令和8年度要求額
(前年度予算)

50百万円
34百万円)



現状・課題

我が国の文化芸術を継承・発展させていくためには、多様な芸術家が尊厳をもって自由に創造活動を行う環境を醸成することが必要である。そのためには、個々の芸術家等を越えた横断的な課題に取り組む文化芸術団体の役割や機能が重要となるが、このような課題への対応が広く文化芸術全体における取組として波及している状況ではない。

このため、芸術家等の尊厳ある創造環境向上のために、文化芸術団体に求められる機能等の強化を図ることが喫緊の課題となっている。

○経済財政運営と改革の基本方針2025

芸術家等の活動基盤や尊厳ある創造環境整備の強化、首都圏の劇場不足に対応した全国各地の劇場・音楽堂の活用・連携を含む舞台芸術や日本映画の振興、アート市場の活性化を進める。

事業内容

令和6年8月の「芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議」の報告を踏まえ、芸術家等の創造環境向上に向けて団体機能の構築・改善等に取り組む文化芸術団体への支援を行い、これを通じて団体や芸術家等の活動実態を可視化し、より本質的な課題の特定やより適切な改善手法の開発等（実証的支援）を実施する。

事業実施期間 令和7年度～令和9年度（予定）

● 文化芸術団体の機能強化等支援

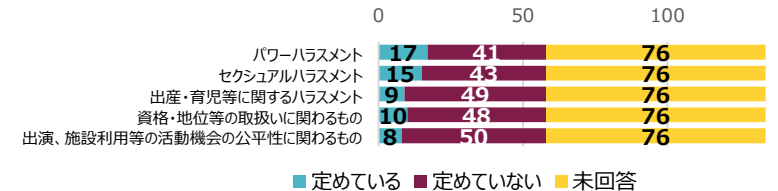
50百万円（34百万円）

複数の文化芸術団体に対し、法務やリスクマネジメントの専門家等と協働して団体の組織体制強化や運営改善等に係る支援を行うとともに、これを通じて分野や団体の特性を踏まえた活動実態の分析・可視化を行い、より本質的な課題の特定やより適切な改善手法の開発等（実証的支援）を実施する。

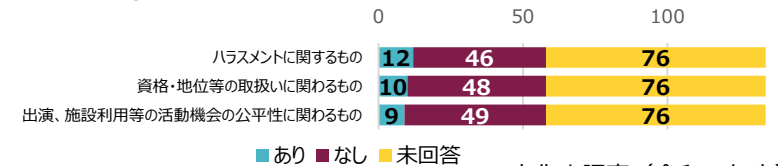
件数・単価 1件×約50百万円 交付先 民間団体

【文化芸術団体の取組状況】

①各種トラブルに係る団体としての対処方針の有無

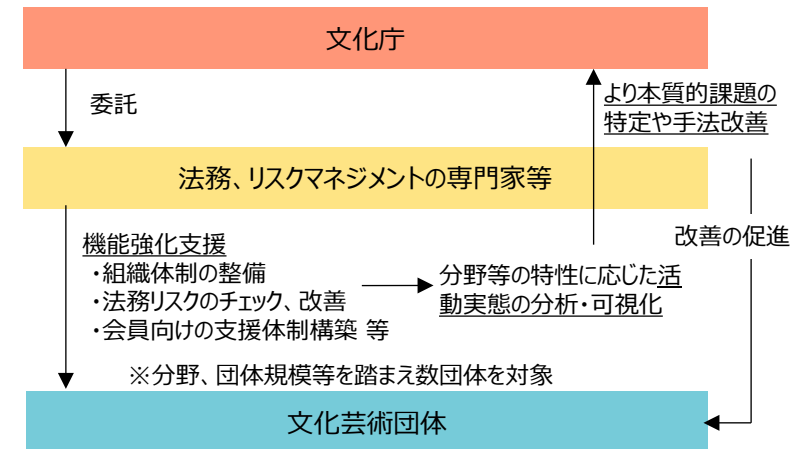


②各種トラブルに関する団体としての相談窓口の有無



文化庁調査（令和6年度）

【機能強化等支援（実証的支援）の実施イメージ】



アウトプット（活動目標）

実証的支援の実施件数：1件

	6年度	7年度(見込)	8年度
委託事業数	-	1件	1件

短期アウトカム（成果目標）

団体における対処方針の策定、相談窓口設置の割合

・対処方針の策定：R6年度 6～13% → R8年度 増加（対R6）
・相談窓口の設置：R6年度 7～9% → R8年度 増加（対R6）

長期アウトカム（成果目標）

文化芸術活動に伴うトラブルについて、適切な相談対応を受けられる環境があるとする芸術家等の割合

R11年度 50%以上

担当：文化経済・国際課

文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)133百万円
133百万円

現状・課題

文化審議会文化経済部会文化芸術カウンスル機能検討WG報告書「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」（令和5年3月）において提示されている以下の課題について、フォローアップの取組が必要である。

- 文化芸術団体の**基礎的な情報**が十分に収集・分析されていない。
- 文化芸術（団体）の**社会的価値、経済的価値**が可視化されていない。
- 文化芸術団体の**運営への支援**が不十分
- 文化芸術団体への助成が団体**発展のインセンティブとして不十分**

事業内容

事業実施期間 令和5年度～令和9年度（予定）

● 団体運営支援機能の全体設計業務 131百万円（131百万円）

① 団体運営支援機能の構築支援

我が国において求められる団体運営支援機能について、伴走支援だけではなく、文化芸術団体に係る情報の収集・可視化、評価、助成金配分の在り方や、これら以外に必要な機能の精査を行い、**文化芸術団体が自律的・持続的な活動を行うための支援機能を有する中間支援組織を組成・強化するための全体・具体的設計**を行う。

② 伴走支援マネジメント

支援者と団体とのマッチング及び令和7年度までの伴走型支援の知見を踏まえ、全国の文化芸術団体に汎用可能なモデルの確立及び横展開を図る。

件数・単価 1件×約131百万円

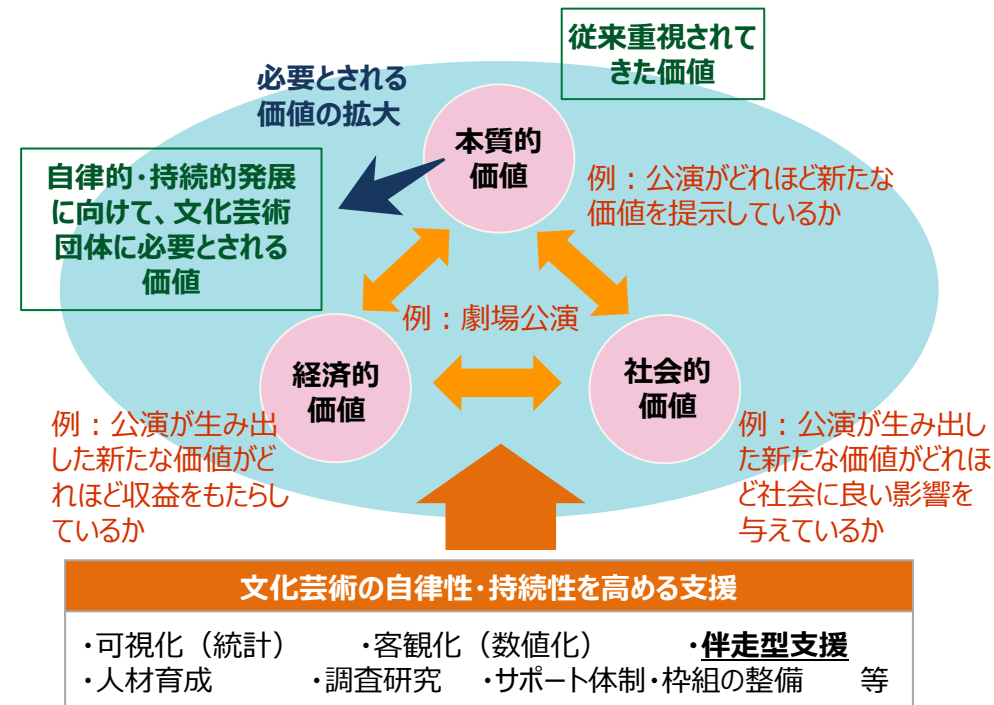
交付先 民間団体

取組仮説

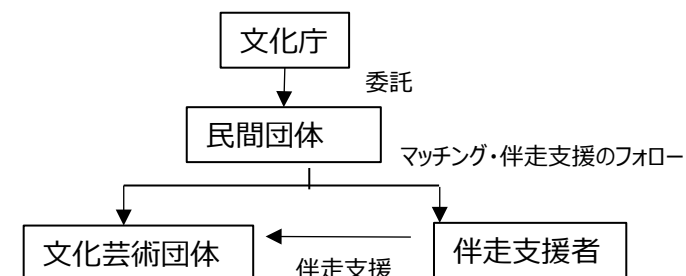
- (1) 文化芸術団体情報の集約化・可視化
例) 補助金の手続きを情報システムで管理し、情報集約。
- (2) 評価
例) 社会的インパクトや運営に係る事項を評価項目に設定
- (3) 伴走型支援
例) 伴走者は組織や事業の運営実務への知見を有する者及び組織を想定
- (4) 補助金の配分方法
例) 戦略的な補助金の配分方針や重点分野の設定を検討

期待される効果

- 文化芸術団体が、「本質的価値」に加え、自らの事業が生み出す「社会的価値」「経済的価値」を可視化し、その価値をさらに高め、適切に評価すること。
- 文化芸術団体が、社会や経済に対する貢献度を対外的に発信し、自律的・持続的に発展していくこと。



事業スキーム



アウトプット（活動目標）

- ・団体の運営支援に係る基本的な手法・体制の設計
- ・団体の運営支援に係る評価手法の構築

短期アウトカム（成果目標）

伴走支援対象者における**評価指標の設定・実証**（令和7～8年度）

運営支援機能モデルの仮設計（令和7～8年度）

長期アウトカム（成果目標）

伴走支援対象者における自己収入及び寄附金収入の増加、事業規模の拡大／外部資金獲得額の増加

令和10年度をめどに、**運営支援機能のモデル形成**を目指す

アートエコシステム基盤形成促進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)61百万円
61百万円

背景・課題

文化審議会文化経済部会等において、我が国の美術品市場の脆弱性が指摘されており、具体的には、来歴管理と、鑑定評価の透明性・客観性が課題とされている。また、我が国の美術品市場の実態は必ずしも網羅的に把握されておらず、国際的には市場規模が過小評価されている。

本事業では、美術品の鑑定評価及び来歴管理の基盤整備並びに国内外の美術品市場の調査を通じて、美術品の資産価値の維持・向上と国内外の消費者の市場参入を促し、美術品市場を活性化することで、アート全体のエコシステムの形成の一端を担う。

事業内容

個々の美術品の取引履歴のデジタル的捕捉、価格評価の根拠となる過去の取引データ等に関するアクセシビリティの向上、国内外の美術品市場に関する調査等を実施する。

事業実施期間 令和5年度～令和9年度（予定）

① 公的な鑑定評価制度及び美術品来歴管理の基盤整備

- 美術品の価格評価の信頼性向上を目的として長官決定した「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度」及び「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順についてのガイドライン」（令和6年4月）では、過去の取引事例等に基づき透明性・客観性の高い方法で価格評価を行う事業者に対して長官認定を与えることとしている。同制度の基盤整備を目的として、過去の取引データ等へのアクセシビリティを向上させる。また、美術品の来歴管理の強化を目的として、市場に流通する美術品の取引履歴をデジタル的に捕捉する実証を行う。

件数・単価 1件×約40百万円 交付先 委託先事業者

② 国内外の美術品市場に関する調査

- 国内外の美術品市場に関する調査を実施することにより、国際動向を把握しつつ、国際的に有力な調査レポートへの情報提供等を通じて我が国市場のプレゼンスを高める。

件数・単価 1件×約20百万円 交付先 委託先事業者

アウトプット(活動目標)

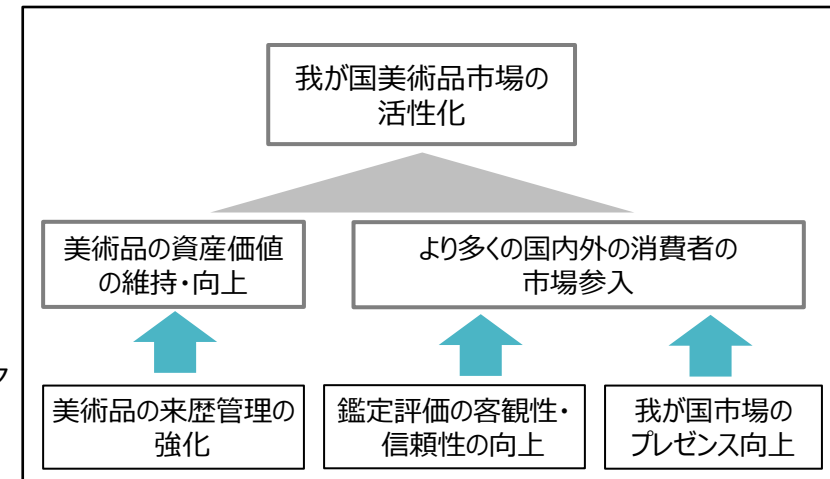
- 令和8年度
- 価格評価データ基盤の構築 1件
 - 美術品取引履歴のデジタル的捕捉の実証 1件
 - 国内外の美術品市場の調査 1件

アウトカム(成果目標)

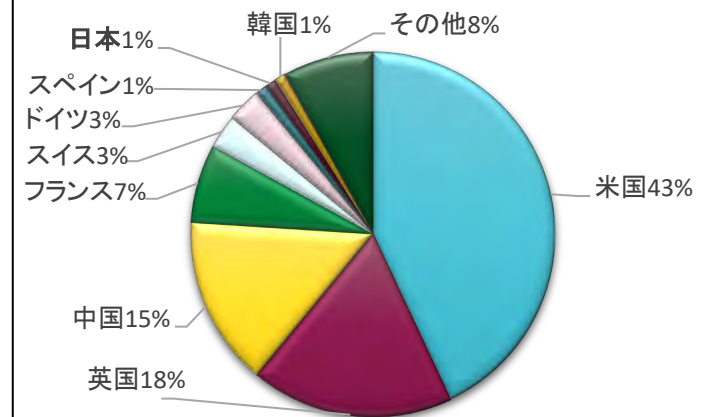
中期（令和9年度）：
日本のアート市場シェア拡大

アウトカム(成果目標)

長期（令和14年頃）：
我が国のアート全体のエコシステムの発展



国際的な美術品市場における各国シェア



出典：The Art Market Report 2025（Art Basel & UBS）

現状・課題

現代アートは、欧米の美術界における評価がその価値を決める基準となっているため、日本のアートの国際的プレゼンスを向上させるには、我が国のアーティストの作品が欧米の価値基準の中での評価を受けることが不可欠である。しかし、日本のアートは、国際的な価値づけの中心となる重要な海外アートフェアや著名美術館、有力ギャラリーに対する戦略的・効果的な発信ができておらず、その潜在力に比して十分な評価を得ることができていない。これは日本のアート市場の規模が小さいことの要因にもなっている。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（令和7年6月13日）
Ⅷ. 地方経済の高度化 3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保
(5) 文化芸術・スポーツを通じた地方創生

文化資源を活用した全国への観光拡大・充実、その前提となる文化財の適切な保存・修理と強靱化、官民連携による高付加価値化、祭り等の伝統行事、伝統芸能、伝統工芸、生活文化等を活用する文化芸術活動の基盤強化を通じて、地域活性化に取り組む。また、国際的なアートフェアの誘致や我が国アートの魅力や作品の発掘強化等のアート市場の活性化を進める。

○経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応 (4) 文化芸術・スポーツの振興

国際的に遜色ない水準まで官民投資を拡大し、経済成長と文化芸術の振興の好循環を通じて、ソフトパワーによる文化芸術立国を実現する。コンテンツ分野の高度専門人材・中核的専門人材の育成や省庁連携による海外展開を加速し、人材確保のための環境整備を進めるとともに、国立美術館全体の機能を再編・強化しつつ、産業界と連携し、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の機能を有する拠点の整備を推進する。早期開場に向けた国立劇場再整備を国の責任で早急に行うほか、新国立劇場のグローバル展開を含む国立文化施設の機能強化、芸術家等の活動基盤や尊厳ある創造環境整備の強化、首都圏の劇場不足に対応した全国各地劇場・音楽堂の活用・連携を含む舞台芸術日本映画の振興、アート市場の活性化を進める。

事業内容

我が国のアートの認知度や関心度を高め、国際的な評価を向上させることができるよう、民間団体等による国内外のアートフェアにおける戦略的・効果的な発信を支援する。

● 海外アートフェア等参加・出展等支援（補助金） 57百万円（57百万円）

国際的に重要なアートフェアへの出展を促進。若手アーティストの作品の海外出展等も促す。

件数・単価	12件×4.75百万円	交付先	民間団体
-------	-------------	-----	------

● 国際連携海外展等支援（補助金） 10百万円（10百万円）

海外の美術館等における日本のアーティスト等に関する企画展の開催を促進。

件数・単価	1件×10百万円	交付先	国内美術館等
-------	----------	-----	--------

● 国際発信力のある国内企画展等支援（補助金） 19百万円（19百万円）

国際的に発信力のあるアーティストの評価を高める展覧会の開催を促進。

件数・単価	2件×0.95百万円	交付先	国内美術館等
-------	------------	-----	--------

● 国際拠点化推進支援（補助金） 50百万円（50百万円）

我が国アートの国際的なプレゼンス向上に資するアートフェア等の開催を支援。

件数・単価	1件×50百万円	交付先	民間団体
-------	----------	-----	------

<アートフェアの様子>



順位	アーティスト名
14位	草間彌生
41位	イケムラレイコ
55位	オノ・ヨーコ
71位	河原温
88位	杉本博司

ArtFacts Artist Ranking100における日本出身アーティストの順位(2025.7.28現在)
https://artfacts.net/lists/global_top_100_artists

アウトプット（活動目標）

支援事業の実施件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
16件	26件	26件

短期アウトカム（成果目標）

日本が文化芸術の発信拠点となるため、まずは日本のアートの国際発信を進める。

アート市場の活性化

日本のアート市場の拡大→令和9年度 世界7位

長期アウトカム（成果目標）

日本のアートの国際的な評価向上

ARTFACTS ランキング100→令和14年度 6人

現状・課題

未だ欧米の評価軸が重視される世界の文化芸術界において、我が国の文化芸術をグローバルに展開し、そのプレゼンスを向上させるとともに、国際市場におけるシェアを拡大していくためには、個々の作家・作品の国際的な評価を高めるだけでなく、国際的に影響力・訴求力の高いグローバル拠点を国内に形成することが政策として重要である。同時に、海外で評価を受けたものが逆輸入的に日本においても評価される現状に対して、日本・アジア発の「新たな価値」を可視化し、世界に戦略的に発信していくことが日本のプレゼンスを持続的に向上させる上で重要である。

事業内容

日本の国際的なプレゼンスの向上や国際アート市場におけるシェア拡大を目指し、世界に訴求し得る文化芸術のグローバル拠点の形成に向けた取組や、日本発の「新たな価値」の発信を推進する取組を実施する。

事業実施期間 令和5年度～令和9年度（予定）

● 我が国発の新たなアートプラットフォームの実現 310百万円（310百万円）

国際的な影響力を持つアートフェアと連携しつつ、我が国発の新たなアートプラットフォームの実践等により、我が国アートシーンの国際的な評価向上、グローバル拠点の国内形成を図る。

件数・単価 2件 合計310百万円 交付先 民間団体

● 国際的なイベント機会を活用したグローバル発信拠点の形成 158百万円（158百万円）

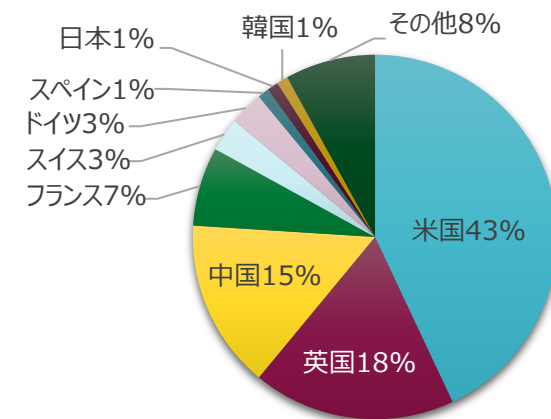
アートと音楽の融合による新たな世界観を創出し、グローバルな発信拠点を形成するとともに、国際的に大きな訴求力を有するポピュラー音楽分野において、国際的なネットワークを構築し、我が国におけるグローバルな発信拠点の形成につながる取組を支援する。

件数・単価 委託2件 合計118百万円
補助1件 合計 40百万円 交付先 民間団体

● 日本文化のグローバル展開に資する「新たな価値」の発信 30百万円（30百万円）

我が国を中心にアジアのアート関係者のネットワークを形成し、西洋美術史とは異なる新たな価値軸の提案を行うとともに、グローバルな発信力を強化する国際的なプロジェクトを実施する。

件数・単価 1件×30百万円 交付先 民間団体



2024年における国際的なアート市場に占める国別割合
The Art Market Report 2025 (Art Basel & UBS)



アートウィーク東京が海外メディアに取り上げられた事例（令和6年度）

アウトプット（活動目標）

国際的なアートフェアの国内実施件数

→令和8年度：1件

海外とのネットワークミーティングの数

→令和7年度：6件

海外でのプロモーションイベント

→令和7年度：1件

短期アウトカム（成果目標）

日本のアートの国際発信

日本を拠点としたアートイベントが海外メディアに取り上げられた件数 →令和6年度 1,595件

アート市場の活性化 日本のアート市場の拡大 →令和9年度 世界7位

グローバルな音楽関係者とのネットワーク構築

事業に参加した評価の形成に関わる海外音楽関係者の数

海外の音楽団体との協定締結数

長期アウトカム（成果目標）

日本のアートの国際的な評価向上

ARTFACT ランキング100 →令和14年度 6人

我が国の文化芸術の国際的なプレゼンスの向上

訪日外国人のうち、「舞台・音楽鑑賞」「美術館・博物館等」を目的とした人の割合 →令和5年度 7-9月期2.8%、22.3%

未来のトップアーティスト等の国際的活動支援事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

128百万円
128百万円



現状・課題

- 分野ごとの特性はあるものの、世界的に訴求力のあるポップカルチャー領域も含め、将来的に国際舞台での活躍が期待される才能ある若手のアーティスト等を発掘し、国際的な評価を高めるための支援及び環境が整っていない。
- アーティストだけでなく、コンテンツ等の文化芸術資源のプロデュース、発信及び流通のコーディネートができ、かつ多言語でそれらを行える人材が不足している。
- 国際的な評価形成が海外の専門家・文化施設間のネットワーク内で形成される場合が多いものの、我が国の専門人材のこういったネットワークへのアクセスやネットワークづくりの機会が限られている。

事業内容

- ・ アーティスト等の国際的な評価形成に向けて、国際的に重要な地域においてアーティスト及び専門家間のネットワーク構築を後押しし、日本のアーティストをグローバルに価値付けていくための拠点を形成する。
- ・ 海外拠点を中核に、国際舞台での活躍が期待される傑出したアーティストの海外での活動を後押しするため、当該分野における評価形成の構造や傾向、ステークホルダー、市場の特性等を分析し、また、グローバルな文化や評価システムを十分に理解した上で、拠点を中心にアーティストの評価形成に係る戦略的な文化芸術プロデュース力を組み合わせた海外展開を推進する。
- ・ 関係省庁・機関（在外公館・JETRO・国際交流基金・JNTO等）とも連携しつつアーティスト等を支援する体制を構築。

●新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

②海外展開及び世界に通用するコンテンツの制作・流通の促進

ii) コンテンツ制作の支援

コンテンツ産業のグローバル競争力を強化するため、日本発コンテンツの海外展開を支援し、売上シェアの拡大を図るべく、重点戦略国・地域においては、韓国コンテンツ振興院（KOCCA）のうち海外展開支援を行う組織体制を参考に、現地ニーズを踏まえた支援体制の整備を進め、JETRO等の出先機関の機能強化、迅速な現地対応が可能な海外拠点の設置を含め、マーケティング・広報・ローカライズ支援を総合的に展開する

●知的財産推進計画（令和7年6月3日知的財産戦略本部決定）

4. 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ

（2）コンテンツ戦略

・日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開をビジネスの考え方を取り入れつつ効果的・戦略的に進めるため、トップレベルのアーティスト等を発掘し、当該芸術分野における国際的な中心地域のほか、今後の経済成長やグローバル・サウスの観点も含めて、グローバルレベルでのキャリアを積むことができる場への参加支援・マッチング、海外におけるネットワーク構築やプロモーション活動に関するサポート等の総合的な支援プログラムを官民共同で実施する。



「海外拠点でのアーティスト支援の例」

バンコク拠点で支援したポピュラー音楽グループのライブ



「グローバルな活躍の舞台の例」
コーチェラ・フェスティバル

カリフォルニア州のコーアチェラ・バレーで開催される世界最大規模の音楽フェスティバル。

アウトプット（活動目標）

- ・海外での拠点数（年間：4拠点）
- ・重点支援アーティストの数（年間：10人・組）

アウトカム（成果目標）

中期（令和9年頃）
グローバルなトップアーティスト等とのネットワークの構築、現地での評価形成に繋がる効果的な活動の実施

アウトカム（成果目標）

長期（令和11年頃）
世界的に権威のあるアワードへのノミネート・入賞やフェス、劇場等での実績の増。国際的なマーケットでの作品等の流通

活字文化のグローバル展開推進事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)211百万円
103百万円

現状・課題

- 日本の文学作品やマンガ等は、他コンテンツの根幹となるIPの創出やストーリーの源泉であり、海外に展開されるべき潜在的なコンテンツ等の文化芸術資源として蓄積されている一方で、グローバル展開にあたっての人材や基盤が不十分。
- ・海外展開の基盤となり、また、日本文化の発信者でもある翻訳家が不足。
 - ・活字コンテンツの海外展開にあたり、言語が壁となり「概要の説明」や「実際に中身を読んでもらう」という最初のステップに課題。
 - ・海外における文化的・芸術的評価の価値軸を十分に踏まえた仲介者による海外展開の体制・ノウハウが十分に整っていない。
 - ・グローバルな評価に関わる海外の批評家や編集者等とのネットワークが薄い。

●経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

（4）文化芸術・スポーツの振興

国際的に遜色ない水準まで官民投資を拡大し、経済成長と文化芸術の振興の好循環を通じて、ソフトウェアによる文化芸術立国を実現する。コンテンツ分野の高度専門人材・中核的専門人材の育成や省庁連携による海外展開を加速し（以下略）文字・活字文化の振興や「書店活性化プラン」の推進、デジタルアーカイブ化に取り組む。

●新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

②海外展開及び世界に通用するコンテンツの制作・流通の促進

iii) 諸外国に対する日本発コンテンツの更なる展開

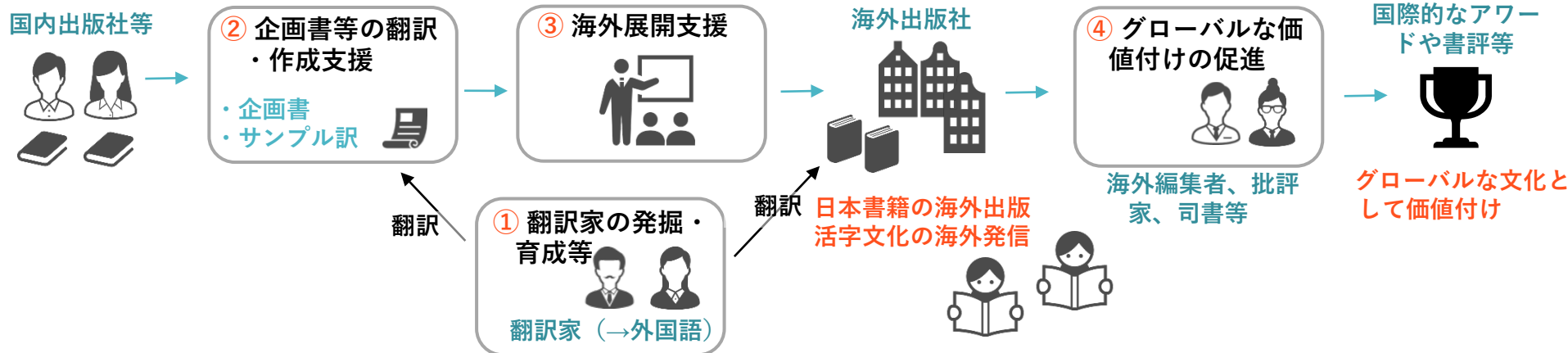
マンガを含む活字コンテンツについて、海外での評価形成基盤の構築を進める。

出版社、作家、アカデミア、関係省庁等から構成される活字コンテンツグローバル展開協議会（仮称）を組成し、本協議会の下、オールジャパン体制で我が国の活字コンテンツのグローバル展開を加速化する。

事業内容

- ① 翻訳家の発掘・育成等：海外展開の基盤となる翻訳家を発掘・育成するためのコンクール、ワークショップ、ネットワーキング等を実施。
- ② 企画書等の翻訳・作成支援：海外展開の必須の基礎資料である外国語の企画書・サンプル訳の作成支援。
- ③ 海外展開支援：作家の海外派遣等を含め、作家ごとの海外展開や包摂性のあるテーマに基づいた海外展開を行う仲介者を支援。
- ④ グローバルな価値付けの促進：国際的な価値形成層とのネットワーク構築や海外の図書館等での導入に向けたプロモーション等を実施。

イメージ図



アウトプット（活動目標）

- ・翻訳コンクール・ワークショップ等の実施
- ・外国語の企画書・サンプル訳の作成支援
- ・仲介者に対する海外展開支援

中期アウトカム（成果目標）

中期（令和9年頃）

翻訳コンクール受賞者による翻訳作品の数、アワードへのノミネート数
支援件数のうち活字コンテンツの海外出版に至ったものの割合

長期アウトカム（成果目標）

長期（令和14年頃）

文化芸術立国としての国際プレゼンス・国際的な評価の向上、及び国家ブランディングの強化。海外の受け手目線を取り入れた、文化芸術と経済の好循環の拡大。

担当：文化経済・国際課

舞台芸術等総合支援事業

令和8年度要求・要望額 10,123百万円
(前年度予算額 9,329百万円)



現状・課題

- ・【人材育成】舞台芸術等の担い手の確保・養成等のため、伴走型の一体的支援が必要。
- ・【創造活動】水準向上のため、新作、新制作・演出等の公演創造活動への重点化が必要。
- ・【国際交流】国家ブランドの形成・経済活性化のため、国際的な人材交流が必要。

文化芸術水準の向上・国家ブランドの形成・文化と経済の好循環を実現させるとともに文化的地域格差を解消し、**一人でも多くの国民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供**

【経済財政運営と改革の基本方針2025】
(略)こどもや障害者の文化芸術鑑賞・体験機会の充実、(略)。

【文化芸術推進基本計画（第2期）】

重点取組1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進（文化芸術水準の向上）

(略)文化芸術水準の向上が図られるよう、文化芸術団体の創造的な活動や文化芸術の担い手の確保・養成等を支援する。
重点取組6 文化芸術を通じた地方創生の推進（地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援）

(略)オーケストラ、演劇、バレエ、能楽等各分野の統括団体の専門的な知見を活かすことが重要であると再認識された。(略)
統括団体が各分野等の文化芸術団体に的確に助言・支援することにより、(略)文化芸術による国家ブランド形成・経済活性化、各地における文化芸術の底上げを通じた地方創生を図る。

事業内容

人材育成



学校巡回公演

学校教育における文化芸術鑑賞・体験機会の提供
国が一流の文化芸術団体を選定し、山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域を含む、小学校・中学校・特別支援学校等において質の高い舞台芸術公演を授業内で実施

1,876公演程度
(うち、へき地等巡回公演560公演程度)



芸術家等人材育成

新進芸術家等の人材育成

- 優秀な人材の選抜、研修・ワークショップ、実践機会提供等を一体的に行う統括団体等による伴走型支援
- 大学の有する資源を活用した実演家やプロデューサー等新進芸術家の育成や人材育成プログラムの開発・実施・周知・普及を支援



創造団体向け支援

公演創造活動への支援

- 公演事業支援
我が国を代表する文化芸術団体が優れた国内外の実演家等を招へいするなどして制作する新制作・演出等の公演創造活動を支援
- 公演事業支援(ステップアップ)
将来的に日本の芸術文化を牽引することが期待され、優れた芸術作品を生み出すことが期待される新進の芸術団体の公演創造活動を支援

舞台芸術デジタルアーカイブ化への支援

人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援

- ①舞台芸術作品の収集・保存
- ②舞台映像の配信可能化や上映等の活用促進
- ③教育現場等での利用促進
- ④多言語・アクセシビリティ対応への支援

創造活動の推進

発信・海外展開・人材交流

【新規】

劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による地域活性基盤形成支援事業【再掲】

1,024百万円

優れた文化芸術団体（又は統括団体）と地方の劇場・音楽堂等とが事業提携を行い、文化芸術団体の活動拠点を形成する取組に対し、一定期間継続的に支援する
20件程度



我が国を代表する芸術団体等支援

最高峰の文化芸術団体が行う公演創造活動への複数年支援

特に高度な芸術性、創造性、新規性を有した新作等の公演創造活動を支援
70団体程度（最大3年間）

国際芸術交流支援

国際的プレゼンスの向上・国家ブランドの形成

- 海外における公演活動への支援等 14公演程度
- 国際共同制作への支援 3公演程度
- 国内で開催される国際的フェスティバルへの支援 4公演程度



アウトプット（活動目標）

- 学校等における巡回公演数
R8年：1,876公演
- 国内における舞台芸術公演の支援数
R8年：190件

短期・中期アウトカム（成果目標）

- 文化芸術イベントの鑑賞者割合の増加 **67.3%**
- 事業で補助を行った海外で実施した公演の平均入場率（各公演ごとの入場者数÷客席数の平均値） **85%以上**
- 支援団体事業費全体に占める国費助成率 **20%減**

長期アウトカム（成果目標）

文化芸術に触れることで、あらゆる人の心を豊かにし、また、文化芸術投資が生み出す経済効果により国を豊かにし、さらには、我が国の国際プレゼンスを向上させる。

担当：参事官（芸術文化担当）付

現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進

令和8年度要求・要望額 5,285百万円
(前年度予算額 3,669百万円)

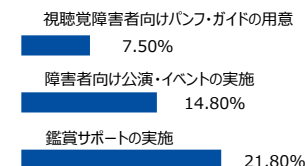


現状・課題

劇場・音楽堂等は、世界の芸術をリードする創造発信や、地域における文化拠点としての役割を果たすことが求められている。

「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」の施行から10年以上が経過しており、これまでの取組成果を検証しつつ、今後10年間を見据えながら、劇場・音楽堂等が、①地域の核として、②世界に響く芸術の拠点として、資するよう、場としての運営強化や、場で取り組まれる舞台芸術活動等の強化を図る。

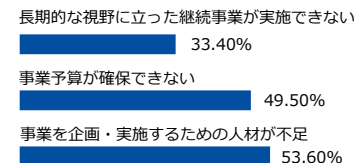
配慮を要する利用者対応の実施内容



▶対応不足

(公財)全国公立文化施設協会
調査(令和5年度)

事業運営にあたっての課題



▶根本的検討・対応必要

(公財)全国公立文化施設協会
調査(令和6年度)

事業内容

国際的水準

- 劇場法10条・11条
- 経済財政運営と改革の基本方針2025(劇場)

■共同制作事業

新たな質の高い創作活動 105百万円
・複数の劇場・音楽堂・実演芸術団体等が共同実施する新たな創造活動(新作、新振付)等に対して支援。

<補助>

■総合支援事業

我が国の実演芸術の水準向上 718百万円
・我が国を代表する牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の公演活動や人材養成プログラム、普及啓発等、戦略的かつ意欲的な取り組みを総合的に支援。

<補助>

<成果等の明確化>

日本芸術文化振興会を通じた助成金(■)については、求める成果・審査基準をより明確化し、重点支援、優先採択を実施

鑑賞機会

- 劇場法12条・13条・15条
- 差別解消法改正
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 経済財政運営と改革の基本方針2025(劇場、子供鑑賞)

○劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業

2,000百万円
・劇場・音楽堂等で行われる、子供たちの鑑賞・体験の機会を提供する公演を実施するための費用等を支援。

<補助>

■地域中核事業

文化拠点としての機能強化 1,223百万円
・地域の中核的な劇場が実施する公演、人材育成、普及啓発、共生社会への取り組みを支援。

<補助>

劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による地域活動基盤形成支援事業【再掲】

1,024百万円
優れた実演芸術団体(又は統括団体)と地方の劇場音楽堂等が事業連携を行い、実演芸術団体の中長期的な活動基盤を形成する取組を支援。

<補助>

運営改善

- 劇場法6条・9条・13条・16条
- 経済財政運営と改革の基本方針2025(コンセッション)
- PPP/PFI推進アクションプラン

○基盤整備事業

組織力・専門性強化 67百万円
・劇場・音楽堂等が抱える課題・ニーズにきめ細やかに対応した研修(アートマネジメント・舞台技術)、現地支援員(創造発信活動等の計画立案に対する指導助言等)の派遣、ウェブサイト等による情報提供の実施、劇場・音楽堂等の活動状況等に関する調査・分析。

<委託>

○文化施設サービス刷新・活動活性化等運営改善推進支援事業

コンセッション導入促進 120百万円
・コンセッション導入に関する専門家による電話相談対応や自治体等への専門家派遣、導入可能性調査等に要する経費等への助成。

<委託・補助>

アウトプット(活動目標)

令和8年度
・子供への舞台公演鑑賞機会の提供 600公演
・公演・普及・人材育成、共生社会等への助成 167件
・コンセッション導入における支援 6件

短期アウトカム(成果目標)

・子供の文化芸術への親しみの向上
令和8年度 80%
・コンセッション具体化 令和8年度 10件

中期アウトカム(成果目標)

・子供の文化芸術活動参加意識の向上
令和10年度 80%
・コンセッション具体化 令和13年度 35件

長期アウトカム(成果目標)

・子供の文化芸術活動開始 50%
・鑑賞行動における地域間格差の是正

担当：企画調整課

劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による 地域活動基盤形成支援事業

令和8年度要望額

1,024百万円
(新規)



現状・課題

首都圏における劇場・音楽堂等の改修による相次ぐ休館を受け、実演芸術団体の公演活動に必要な場が失われている。一方で、実演芸術の鑑賞機会が東京に集中しており、地域偏在の是正が必要な状況である。

これらの課題に対応すべく、実演芸術団体と劇場・音楽堂等との連携による地域における実演芸術の基盤形成を促進し、地方での文化芸術の鑑賞機会の充実による文化的地域間格差の是正・解消、ひいては劇場・音楽堂等を中心とした地方創生の推進を図る。

事業内容

優れた実演芸術団体（又は統括団体）と地方の劇場・音楽堂等とが覚書等による事業提携を行い、実演芸術団体の中長期的な活動基盤を形成する取組に対し、一定期間継続的に支援する。

【実施内容（例）】

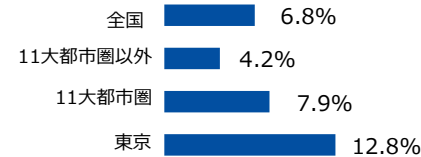
- 地方の劇場・音楽堂等を活用した公演を行い、地方における実演芸術の鑑賞機会を創出する事業
- 中長期的な活動基盤の形成に向けた実演芸術団体と劇場・音楽堂等との提携（覚書の締結等）のための事業
- 公演等の実施を通じた、地方の劇場・音楽堂等の人材育成事業
- 自治体や関係団体等との連携により、地域の中核となる劇場・音楽堂等を活用した当該地域の活性化に資する事業

件数 20件程度（定額補助）

交付先

- ・実演芸術団体又は統括団体
- ・劇場・音楽堂等の設置者又は運営者

演芸・演劇・舞踊鑑賞を行った行動者率



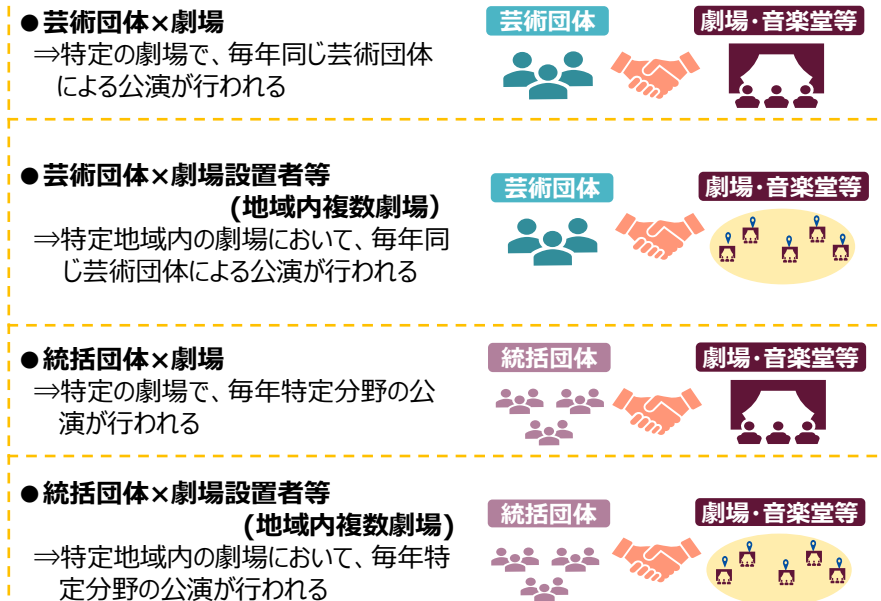
▶ 地域間格差が顕著

社会生活基本調査（令和3年度）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」 (令和7年6月13日閣議決定)(抜粋)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現
2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
(4) 文化芸術・スポーツの振興
…首都圏の劇場不足に対応した全国各地の劇場・音楽堂の活用・連携を含む舞台芸術や日本映画の振興、…

【活動基盤形成の連携イメージ（例）】



アウトプット（活動目標）

令和8年度
・活動基盤形成に向けた事業採択件数 20件

短期アウトカム（成果目標）

・芸術団体と劇場・音楽堂等による
覚書等締結数 20件

中期アウトカム（成果目標）

・採択劇場における集客数 10%増加

長期アウトカム（成果目標）

・地方活動基盤の形成による鑑賞
行動における地域間格差の是正

日本映画の創造・振興プラン

令和8年度要求額
(前年度予算額)

1,473百万円
1,180百万円



背景・課題

・【人材育成】日本映画の魅力を維持・向上していく上での基盤整備として重要。中長期的視野に立った人材育成への投資は、個社レベルでは限界。
・【製作支援】日本映画の持続的な発展の観点からは、多様な映像作品が継続的に生み出される必要。興行的な成功を優先すると切り捨てられがちなストーリーや表現の育成といった観点も重要な視点。

・【国際発信】中長期的視点に立てば、我が国人口の減少に伴い、市場そのものが縮小していくことが懸念。魅力的な作品作りを維持・強化していくためには海外市場を含めたマーケットの拡大を図る必要。
・日本映画の振興のため、次代に繋がる、多様で優れた世界に誇る日本映画の創出サイクルを確立させることが必要。

【文化芸術基本法】（メディア芸術の振興）

○第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

【経済財政運営と改革の基本方針2025】

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現
2. 地方創生 2.0の推進及び地域における社会課題への対応
(4) 文化芸術・スポーツの振興
(略) コンテンツ分野の高度専門人材・中核的専門人材の育成や省庁連携による海外展開を加速し、人材確保のための環境整備を進めるとともに、(略) 芸術家等の活動基盤や尊厳ある創造環境整備の強化、首都圏の劇場不足に対応した全国各地の劇場・音楽堂の活用・連携を含む舞台芸術や日本映画の振興、アート市場の活性化を進める。(以下略)

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025】

Ⅲ. 投資立国の実現
2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し
(4) コンテンツ産業活性化戦略の実行
② 海外展開及び世界に通用するコンテンツの制作・流通の促進
ii) コンテンツ制作の支援
グローバルに通用する質の高いコンテンツ作品の制作の資金の確保のため、映画・テレビ番組制作適正化機構が行う作品認定制度等の取組)の利用拡大等に配慮しつつ、制作会社が自ら資金調達をする作品の制作支援を行う。(以下略)
【知的財産推進計画2025～IPトランスフォーメーション～】
Ⅲ. 知的戦略の重点施策 4. 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ
(2) コンテンツ戦略(施策の方向性)
＜コンテンツ産業を支える人材強化＞
(略) また、産業界のニーズに応じて、必要なスキルの可視化等によりグローバルに活躍する卓越した高度専門人材の育成に取り組むとともに、増加する国内外での需要に対応するため、コンテンツ制作において必要なクリエイター・スタッフ等の育成・確保に取り組み、小中学校等へのクリエイター等の派遣や体験授業、地域での活動機会の抜本的拡充にもつなげる。

事業内容

基盤等整備

若手映画作家等の育成

若手映画作家等に対し、ワークショップや映画製作を通じた技術・知識の習得機会等の提供、プロデューサーと連携した企画・脚本開発のサポートを実施。

また、映画制作の現場において、各過程を担う専門性の高い若手映画スタッフを育成。〔委託事業〕

- ・事業期間：平成16年度～
(内短編映画製作 平成18年度～)
- ・支援対象：若手映画作家 15人程度 等



創造・製作活動

日本映画製作支援

優れた日本映画や国際共同製作映画の製作活動に対して支援することで、多様な作品の上映に寄与。

〔補助事業〕

- ・事業期間：平成23年度～
- ・補助金での支援（映画適認定作品の補助上限：日本映画2,782万円、国際共同製作1.3億円。バリアフリー字幕、音声ガイド、多言語字幕制作について、各々上限1百万円の実費。）
- ・支援対象：劇映画23件、記録映画9件、アニメーション9件、国際共同製作6件



発信・海外展開・人材交流

日本映画の海外発信

海外映画祭への出品支援や海外映画祭におけるジャパン・ブース等の出展など、日本映画の効果的な魅力発信につながる取組を実施。

加えて、令和5年6月の日韓文化大臣会談において両国間の更なる文化交流を促進することで一致したことを踏まえ、芸術系大学等を対象として映像分野におけるグローバルネットワークを構築。〔委託事業〕

- ・事業期間：平成15年度～
- ・支援対象：出品等支援42件、海外映画祭出展4件、監督派遣3件程度



国立映画アーカイブとの有機的な連携

国立映画アーカイブとの有機的な連携を図るため、以下の事業を（独）国立美術館運営費交付金において実施する

優秀映画鑑賞推進事業

広く国民に優れた映画鑑賞の機会を提供するため、日本各地の文化施設等と連携・協力して、所蔵映画フィルムの巡回上映を全国の会場で実施

ロケーションデータベースの運営

全国各地のフィルムコミッションの「ロケ地情報」等をインターネット上に集約・一括検索を可能とすることで、国内の映画撮影・創造活動を促進

アーカイブ中核拠点形成モデル事業

ポスターやパンフレット等の非フィルム資料のアーカイブ化推進において中核となり得る所蔵館・機関等を拠点化し、当該拠点を中心としたアーカイブ整備を効率的かつ効果的に促進

国際映画祭支援

我が国で開催される、海外発信力のある国際的な映画祭への支援を実施することで、日本映画の国際競争力の向上・日本文化の発信に寄与。〔補助事業〕

- ・事業期間：平成23年度～
 - ・支援対象：6件
- ※経済産業省との共同実施を含む

アウトプット（活動目標）

日本映画の振興のための各種事業を継続・向上させ、以下目標達成に繋げる。

- ・製作実地研修における研修者数
- ・映画製作への支援件数
- ・3大映画祭など海外映画祭への出品支援数

短期アウトカム（成果目標）

- ・研修後の映画製作関連業務への従事率
- ・製作支援した作品の国内外の映画祭等における受賞数
- ・3大映画祭などの海外映画祭へ出品支援した作品の受賞数

長期アウトカム（成果目標）

- ・製作実地研修に参加した若手映画作家等が継続的に商業長編映画監督としてデビューする。
- ・我が国の映画文化の一層の振興・発展に資する。
- ・日本映画の海外における評価の維持・向上と日本ブランドの確立へ寄与。担当：参事官（芸術文化担当）付

メディア芸術の創造・発信プラン

令和8年度要求額
(前年度予算額)

907百万円
904百万円



背景・課題

- マンガ、アニメーション、ゲーム等の**メディア芸術**は、広く国民に親しまれているだけでなく、新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、海外からも高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。
- 文化芸術の振興はもとより、コンテンツ産業、観光、国際文化交流にも資するため、**メディア芸術分野**における創作サイクルを創出し、さらなる振興・発展を図ることが必要である。

【知財財産推進計画2025】

○文化遺産のデジタルアーカイブ化や、マンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術作品、舞台芸術作品の保存・利活用を支援するとともに、「メディア芸術ナショナルセンター」（仮称）としてマンガ、アニメ・特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等の①収集・保存・デジタル化、②調査研究、③人材育成・教育、④国内外への情報発信、⑤展示・利活用、⑥普及交流の機能を有する拠点の整備に向けた取組の推進など、文化芸術のデジタルアーカイブ化を促進するとともに、ジャパンサーチとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザーの相互誘導を促進する。

○コンテンツ産業の競争力強化に向け、クリエイター等（デジタルクリエイターを含む）の発掘・育成、活躍の機会拡大等に向けた取組を支援する。また、制作に携わるスタッフの能力向上、制作技術や海外展開に向けたコンテンツの制作・流通等のノウハウの習得及び海外向けコンテンツの資金調達、契約交渉及び管理等を行うプロデュース人材やマネジメント人材、コンテンツ産業のDX化を進める人材など、最先端の技術動向等を踏まえた人材育成（海外への留学によるものを含む）を支援する。

○コンテンツ業界における適切な人材育成のために、産業界において明確化した各ジャンルにおいて求める人材・スキルに関するミスマッチの状況等の実態について、官民が連携して改善のための方策の在り方を検討する。

【経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）】

○国際的に遜色ない水準まで官民投資を拡大し、経済成長と文化芸術の振興の好循環を通じて、ソフトパワーによる文化芸術立国を実現する。コンテンツ分野の高度専門人材・中核的専門人材の育成や省庁連携による海外展開を加速し、人材確保のための環境整備を進めるとともに、国立美術館全体の機能を再編・強化しつつ、産業界と連携し、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の機能を有する拠点の整備を推進する。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版】

○漫画・アニメ等のメディア芸術におけるメディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に基づき、産業界と連携し、漫画・アニメ等のデジタル・アーカイブを含めた保存活用に関する調査研究、人材育成、海外の代表的な美術館等との交流、国際的な情報発信等を行う我が国の「ハブ」となる拠点の更なる整備を推進する。

事業内容

人材育成

メディア芸術人材育成事業

事業実施期間：平成22年度～

メディア芸術クリエイター育成支援事業

マンガ、アニメーション、メディアアート等のメディア芸術分野における優れた若手クリエイターを対象とした、専門家によるアドバイス、技術支援、発表機会の提供等の支援プログラムを実施。〔委託事業〕

- ・支援対象：50件程度



アニメーション人材育成事業

我が国のアニメーション文化の将来を担う優れたアニメーター等の育成方法等についてアニメーション業界と教育機関が産学連携して検討する場を構築し業界及び教育機関にその成果等を普及するとともに、対象者別（就業者向け・志願者向け）教育プログラムを実施。〔委託事業〕

基盤等整備

メディア芸術連携基盤等整備推進事業

事業実施期間：令和2年度～

産学館（官）が連携し、メディア芸術作品・資料の収集・保存・活用に向け、分野を横断したネットワークを構築しノウハウの共有等を推進。喫緊の課題に対応するための調査研究（散逸・劣化の危険性が高い中間生成物（アニメの絵コンテやセル画など）の修復等）を実施。〔委託事業〕

所蔵館等におけるアーカイブの取組を支援し、散逸・劣化の危険性が高い作品等の保存・活用を促進。〔補助事業〕

- ・件数・単価：15件×5百万円
〔定額補助〕（予定）



（独）国立美術館との連携強化

情報流通基盤の整備（メディア芸術データベースの整備）

事業実施期間：令和5年度～

（独）国立美術館において、メディア芸術分野における情報拠点整備に資するためのメディア芸術データベースの整備に取り組む。

メディア芸術の国際発信等

事業実施期間：令和5年度～

我が国のメディア芸術作品、作家の国際的評価の更なる向上を目指し、メディア芸術の国際発信を行う。

R5年度から
（独）国立美術館
「国立アートリサーチセンター」
が事業を実施。

アウトプット（活動目標）

- ・若手クリエイター育成支援の件数（R8年度 50件）
- ・プログラムに参加したアニメーション制作会社の件数（R8年度 4件）
- ・メディア芸術作品・資料の収集・保存・利活用のために活動する団体の件数（R8年度 15件）

短期アウトカム（成果目標）

- ・クリエイターによる創作活動の活発化（事業への応募件数）
- ・優れた人材のアニメーション産業への定着（追跡調査における業界在職者の割合）
- ・アーカイブの取組による成果物の利用の拡大

長期アウトカム（成果目標）

- ・国民における創作活動の活発化
- ・アニメーション産業市場の規模拡大への寄与
- ・マンガ市場の規模拡大への寄与

担当：参事官（芸術文化担当）付

現状・課題

芸術祭

昭和21年から実施している**芸術祭**は、我が国の舞台芸術の水準向上と普及に資するものとして、多くの芸術家や文化芸術団体の発展に貢献してきている。引き続き、主催公演等を実施することにより、我が国の舞台芸術の創造活動に刺激を与え、水準の向上を図る。

芸術選奨

昭和25年から実施している**芸術選奨**は、芸術各分野において優れた業績をあげた者またはその業績によってそれぞれの部門に新生面を開いた者を選奨し、これに芸術選奨文部科学大臣賞または芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈ることによって芸術活動の奨励と振興を図っており、文化庁芸術祭とともに、戦後からの芸術活動の振興に大きな役割を果たしてきた。

<文化芸術基本法>

第8条

国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

第33条

国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

今後は、芸術祭主催公演における**芸術選奨受賞者等の成果発表の機会の提供**や、より**創造的な公演の制作**、他事業との連携等による**広報機能の強化**を通して、社会的・経済的価値を創出

事業内容

芸術祭

〔創設年度〕昭和21年度

- **芸術祭オープニング**（例年10月1日に秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を仰いで実施）
- **芸術祭主催公演**（オペラ、バレエ、歌舞伎、能楽、文楽等）の実施

主催 公演

- ◆ 開催地：東京、関西等の大都市での開催
- ◆ オープニング：国際音楽の日で開催（10月1日）
例年、秋篠宮両殿下お成り
- ◆ 主催公演：
執行委員会が企画等する現代舞台芸術及び
伝統芸能の優れた公演を実施



芸術選奨

〔創設年度〕昭和25年度

- **芸術選奨選考審査会**
（毎年12月及び1月に実施）

12部門

- 演劇
- 映画
- 音楽
- 舞踊
- 文学
- 美術A
- 美術B
- メディア芸術
- 放送
- 大衆芸能
- 芸術振興
- 評論

- **芸術選奨贈呈式**
（毎年3月に実施）



- ◆ 文部科学大臣賞状：
・文部科学大臣賞：各部門2名（**24名**）
・文部科学大臣新人賞：各部門2名（**24名**）
- ◆ 賞金：
・文部科学大臣賞：**24名×120万円**
・文部科学大臣新人賞：**24名×80万円**

⇒ **優れた成果を上げた芸術家等を顕彰するとともに、優れた舞台芸術の主催公演を実施することで文化芸術活動を支える環境の充実につながり、芸術家や芸術団体による優れた芸術文化活動が活発に行われる環境醸成に寄与**

アウトプット（活動目標）

芸術祭：芸術祭主催公演数
令和6年度実績：11公演
→ 令和8年度目標：**12公演**

芸術選奨：授賞人数
授賞対象者数：**48人**

中期アウトカム（成果目標）

芸術祭：芸術祭主催無料モニターの満足度（※）
を90%以上とする

※主催公演モニター調査において鑑賞した公演について「満足している」または「どちらかと言えば満足している」と回答した割合

長期アウトカム（成果目標）

芸術祭：あらゆる人が文化芸術活動によるウェルビーイングを享受する
令和6年度住んでいる地域での文化的環境に満足している人の割合：31.4%
→ 令和8年度目標：**33%**

芸術選奨：芸術選奨受賞者が文化功労者等へと飛躍

クリエイター等育成支援 中核的専門人材育成・確保等

令和8年度要望額

6,560百万円
(新規)



背景・課題

- 我が国のマンガ、アニメ、ゲーム、映画等のコンテンツは、世界中の人々を魅了し、世界市場の中でも高く評価されている、我が国の誇るべき財産。
- 政府はコンテンツ産業を基幹産業と位置付け、2033年に海外売上を現在の約4倍となる20兆円とする目標を設定。
- 目標達成のためには、国内外のコンテンツ制作需要の増大に対して質・量ともに圧倒的に不足する制作者、技術職、スタッフ等、作品の制作工程で大きな役割を果たす「中核的専門人材」の育成・確保が急務。

※骨太方針2025 「クリエイター支援基金の活用や更なる統合を含めて、クリエイター（※高度専門人材及び中核的専門人材を中心とする）育成とコンテンツ海外展開の一貫的な支援や体制整備を進める」

事業内容

コンテンツ海外売上20兆円の目標を見据え、コンテンツ制作の高品質化・需要増大に対して必要となる中核的専門人材の育成・確保の基盤ができるよう、独立行政法人日本芸術文化振興会に置かれた「文化芸術活動基盤強化基金」（クリエイター支援基金）を活用し、複数年度にわたって弾力的な取組を実施。

- 産業界のニーズを踏まえた人材輩出・定着等のため、大学・専門学校等が、初等中等教育機関と接続したプログラムや、リスティングプログラムの設定、業界就業・定着につなげるキャリア支援の取組と合わせて、クリエイター育成のためのカリキュラム・講座の開設、新技術にも対応したオープン教材の開発・導入、指導者研修等の取組を支援。

* 育成対象：中核的専門人材として活躍が期待される者等

* 申請対象：①大学・専門学校等教育機関による取組【補助型】

②業界統括団体等が大学・専門学校等教育機関と連携して行う取組【委託型】

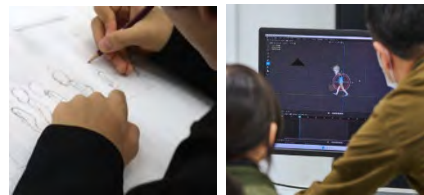
* 分野：マンガ、アニメ、ゲーム、映像 等

* 件数：1億円×60校・団体

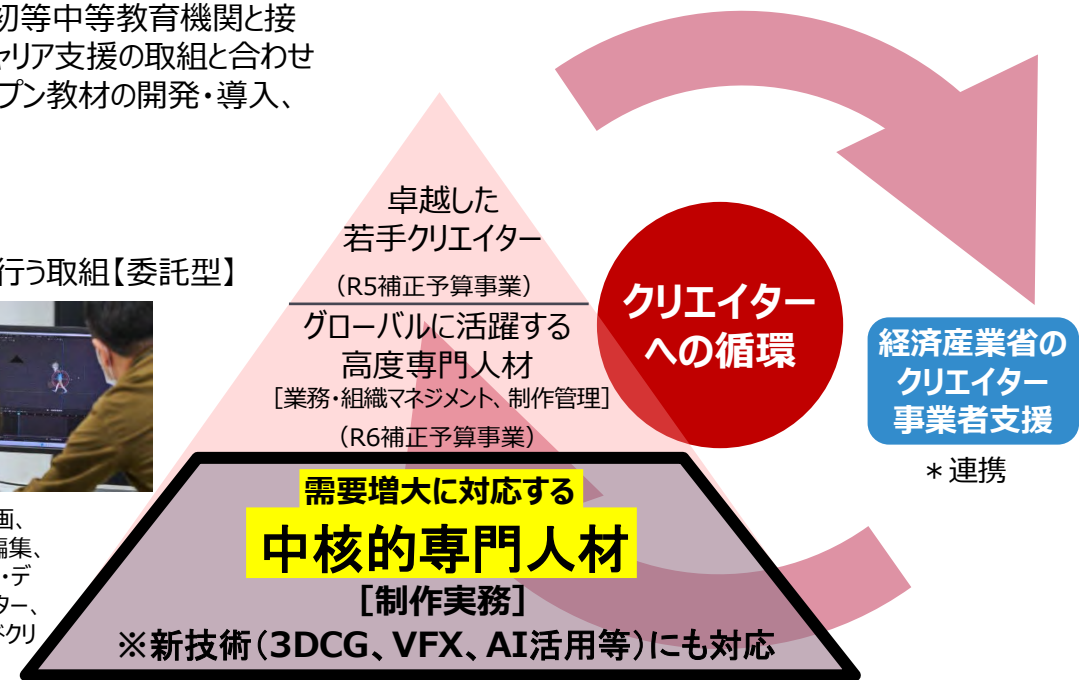


◆一元的な情報発信・相談・調査研究機能を強化するための日本芸術文化振興会の体制強化（事務費：5.6億円）

- ・クリエイター支援に関する一元的な情報発信等ホームページ充実、支援のコンシェルジュとなる専門職員配置
- ・審査・アドバイザー体制構築、国際動向を含めた分析・評価、人材育成需要、文化的・社会的・経済的効果測定等の調査研究、プロモーション効果検証等



例：アニメーター（原画、動画、背景）、美術、撮影、編集、音響、ゲームプログラマー・デザイナー、3DCGクリエイター、VFXクリエイター、サウンドクリエイター、翻訳者 等



アウトプット（活動目標）

- ・カリキュラム・講座の開発件数
- ・オープン教材の開発・導入件数
- ・指導者研修件数

短期アウトカム（成果目標）

- ・中核的専門人材の育成者数
- ・育成した中核的専門人材の関連業務への就業率・定着率

長期アウトカム（成果目標）

- ・育成者が継続的に活躍
- ・我が国のコンテンツ産業の振興・発展への寄与
- ・海外における評価の維持・向上、日本プレゼンスの向上への寄与

担当：参事官（芸術文化担当） 付

背景・課題

- 我が国のマンガ、アニメ、ゲーム、映画等のコンテンツは、世界中の人々を魅了し、世界市場の中でも高く評価されている、我が国の誇るべき財産。
- 政府はコンテンツ産業を基幹産業と位置付け、2033年に海外売上を現在の約4倍となる20兆円とする目標を設定。
- 経済的価値を裏打ちするのは芸術性であり、各国の目利き・業界関係者が集い世界的な評価形成が行われる場である主要な国際芸術祭・見本市等において、我が国の優れた作品の出品機会の拡大、併設ワークショップ等への参加、ネットワーク構築等、更なる高みに向けた取組を戦略的に後押しすることが必要。

※骨太方針2025 「クリエイター支援基金の活用や更なる統合を含めて、クリエイター育成とコンテンツ海外展開の一貫的な支援や体制整備を進める」

事業内容

コンテンツ海外売上20兆円の目標を見据え、産学官の関係機関の連携による海外展開を加速するため、独立行政法人日本芸術文化振興会に置かれた「文化芸術活動基盤強化基金」（クリエイター支援基金）を活用し、複数年度にわたって弾力的な取組を実施。

- 世界的な評価形成が行われる主要な国際芸術祭・見本市等において、企業が個社又はグループで実施する取組とは異なる、国主導による我が国の優れたコンテンツや若手クリエイター等を戦略的に発信するパビリオン・ブース等の設置・運営等を行うとともに、作品（企画段階を含む）の出品支援や、併設ワークショップ・スクール等への参加・開催、クリエイターと海外関係機関・キーパーソンとのネットワーク構築を支援。

- 戦略的に海外発信を行うため、関係省庁、自治体、教育機関、専門機関、企業等が有機的に連携する体制を構築。

* 育成対象：今後の我が国コンテンツ産業をけん引する活躍が期待される若手クリエイター等

* 申請対象：業界統括団体等【委託】

* 分野・件数：5分野（マンガ、アニメ、ゲーム、映像、音楽等）×2億円

＜主要な国際芸術祭・見本市の例＞



＜ワークショップ・スクール等が実施される国際芸術祭・見本市の例＞



◆クリエイター育成とコンテンツ海外展開の一貫的な支援を加速するための日本芸術文化振興会の体制強化（事務費：0.6億円）

- ・専門職員の配置と分野ごとの動向分析等の調査研究
- ・関係省庁・機関等で構成する戦略的海外発信のための総合調整委員会の運営

アウトプット（活動目標）

- ・主要な国際芸術祭・見本市等への出品・参加支援件数
- ・産学官の関係機関の連携件数

短期アウトカム（成果目標）

- ・パビリオン・ブース等への来場者数
- ・併設ワークショップ・スクール等への参加・開催者数
- ・関係機関とのネットワーク構築件数

長期アウトカム（成果目標）

- ・海外における評価の維持・向上、日本プレゼンスの向上への寄与
- ・我が国のコンテンツ産業の振興・発展への寄与

現状・課題

- 米国等諸外国においては、著作物等のデータを機械学習等に用いるものとして契約により提供すること等により、クリエイター等が対価を得る取組や検討が徐々に行われているところ。
- 我が国のマンガ、アニメ、映像、文芸等のコンテンツは、世界市場の中でも高く評価されている誇るべき財産であるが、我が国では、そうした著作物等データセットの契約等によりクリエイター等が対価を得る取組が十分に進んでいない。
- クリエイター等への対価還元の促進に向けて、著作物等データセットの流通促進に係る環境の構築が必要。

「知的財産推進計画2025」

(令和7年6月3日内閣府知的財産戦略本部)

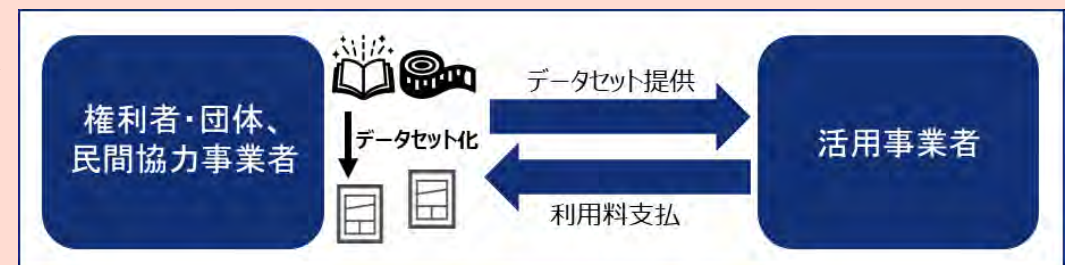
(前略) 中間とりまとめでは、生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方として、「AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現が目指されている。そのためには、法、技術、契約の各手段を適切に組み合わせながら、AI開発者、AI提供者、AI利用者、権利者等の幅広い関係者が連携して取り組むことにより、創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成AIの開発・提供とともに、新たな創作活動につながる好循環の実現が期待される。

事業内容

- 著作物等データセットの流通促進に係る課題解決に資するよう、権利者や民間団体による、著作物等データセットの有償提供に係る方針の策定、著作物等データセットの作成、その提供に係る契約やクリエイター等への対価配分の方法の構築等の取組を、全体設計の下、複数年度にわたって複数分野で実証的に支援・実施し、モデルとなる事例を創出。
- 各取組を通じた標準的な仕組み・考え方を構築し、その横展開を図る。

【事業スキーム】

- * (独) 日本芸術文化振興会に置かれた「文化芸術活動基盤強化基金」を活用。
- * プロジェクト全体の検討・設計・検証、各プロジェクトの実行支援等を行う統括事業者へ委託。
- * マンガ、アニメ、映像、文芸等のコンテンツ分野から複数のプロジェクトを選定。伴走しつつ取組を推進・改善。



アウトプット（活動目標）

- ・モデルとなる事例の創出（複数分野）
(1～3年目)

短期アウトカム（成果目標）

- ・事例を踏まえた対価還元に係る標準的な仕組み・考え方の構築（2年目～）

長期アウトカム（成果目標）

- ・標準的な仕組み・考え方等を通じた他分野等への展開や取組の発展
- ・クリエイター等への対価還元の促進

担当：著作権課

新進芸術家の海外研修

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)333百万円
202百万円

現状・課題

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として高い能力を有する優秀な芸術家等を確保する必要があり、将来が期待される新進芸術家等が、海外の指導者及び大学、芸術団体等の充実した環境の下で技術等を習得することが重要である。

文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年3月24日閣議決定）

音楽・演劇・舞踊などの舞台芸術、美術等の文化芸術各分野について、若手芸術家等への実践的な海外研修の機会を提供する。

未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（令和5年4月27日 教育未来創造会議）

芸術を学ぶ学生・生徒を含め、若手芸術家の海外研修に対する支援を充実する。

教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

国内外で活躍するアーティスト等の育成のため、…我が国の若手芸術家等が海外で実践的な研修に従事する新進芸術家海外研修制度の推進を図る。

事業内容

音楽・演劇・舞踊などの舞台芸術、美術、メディア芸術等の文化芸術各分野の若手芸術家等に、海外での実践的な研修の機会を提供するため、旅費相当額を支援する。

海外に長期滞在する貴重な時間を最大活用するため、我が国を代表する芸術家等が日本文化を発信・普及する計画については、旅費に加え活動費を支援する（新規）

【研修区分】

- 1年研修（200日～350日（高校生研修含））
- 2年研修（700日）
- 特別研修（20～80日）
- 特別研修（20～80日）日本文化発信・普及をテーマとするもの（新規）

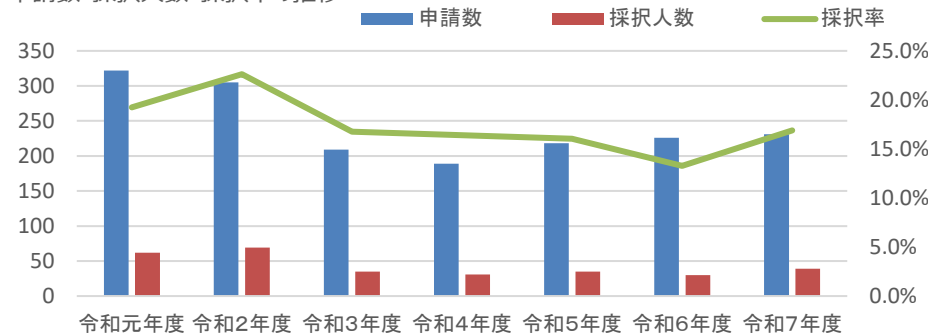
【支援内容】

- 往復航空運賃、支度料、滞在費
- 活動費：特別研修のうち日本文化発信・普及をテーマとする場合（新規）

アウトプット（活動目標）

新進芸術家の海外研修の実施（令和8年度目標）68人

申請数・採択人数・採択率の推移



【過去の研修員の例】

辰巳 明子 ヴァイオリン奏者 ドイツ（昭和54年度）

桐朋学園大学学長。長原幸太（NHK交響楽団第一コンサートマスター）他多数の門下生が活躍。

澤 和樹 ヴァイオリン奏者 英国（昭和55年度）

東京芸術大学前学長。郷古廉（NHK交響楽団第一コンサートマスター）他多数の門下生が活躍。

大野 和士 指揮者 ドイツ（昭和61年度）

世界的な劇場の主要ポストを歴任。グローバルなネットワークを活かし、新国立劇場オペラ芸術監督として多数の世界的な歌手や演出家を起用。

野田 秀樹 演出家 英国（平成4年度）

海外の演劇人との共同制作、日本の演劇を海外に発信し、日本の演劇界、舞台芸術界を国際レベルに牽引。

塩田 千春 現代美術家 ドイツ（平成16年度）

世界的な評価を得るヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展の日本館に出品の「掌の鍵」が、各国から来場の鑑賞者、批評家、メディアから高く評価。

濱口 竜介 映画監督 米国（平成27年度）

映画「ドライブ・マイ・カー」で、日本人として黒澤明監督に次いで、米国アカデミー賞と世界三大映画祭の全て受賞。映画監督としての国際的な地位確立。

短期アウトカム（成果目標）

国内外で活躍する芸術家の輩出

（指標）海外研修修了者のうち国内外の著名なコンクールや賞の受賞者数

アジア域内における文化交流推進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

149百万円
132百万円

文化庁

現状・課題

東アジアやASEAN諸国との間で文化人、芸術家の交流事業を実施し、相互理解の促進とアジアからの文化発信を目指すとともに、日本が強みを有する分野での文化協力事業を実施する。

また、2012年の第4回日中韓文化大臣会合において、東アジア意識、文化的融合、相互的鑑賞を目的として合意された「東アジア文化都市」(日中韓3か国で選定した都市において文化芸術活動を集中的に実施)により、東アジア地域における文化交流・人的交流を一層発展させ、将来に向かって同地域の連帯感と文化的な共生と創造に資する。

さらに、2024年の第9回日中韓サミットにおいて、岸田総理が2025年-2026年の「日中韓文化交流年」を日本主導のもと充実させていく旨の発言をしたことを踏まえ、文化交流事業を推進する。

事業内容

①アジア芸術家・文化人等交流・協力の実施

63百万円(63百万円)

東アジア諸国との文化交流事業や人的交流を通じ、東アジアとの文化協力や人材育成を促進させる事業を実施。特に若い世代による未来志向の交流事業のほか、ASEAN+3文化大臣会合において合意されたワークプランに基づきASEANとの交流事業も強化。

(事業実績例) 日中韓芸術祭 日中韓文化芸術教育フォーラム ASEAN文化交流・協力事業(アニメーション・メディアアート・映画分野)

件数・単価	5箇所×約1,250万円	交付先	企業、教育機関等
-------	--------------	-----	----------

②東アジア文化都市中韓交流の実施

84百万円(67百万円)

2025年-2026年が「日中韓文化交流年」と定められたことも踏まえ、3か国共同事業と位置づけた交流事業において、中韓への我が国の文化芸術団体等の派遣及び中韓の文化芸術団体等の我が国への招へいを手厚く実施。さらに青少年の文化交流を推進。令和7年度の日本の東アジア文化都市「鎌倉市」では、鎌倉の伝統芸能、生活文化等を発信するイベントや中国及び韓国の東アジア文化都市との交流事業などを実施予定。

件数・単価	3箇所 (単価は都市により異なる)	交付先	東アジア文化都市の実行員会等
-------	----------------------	-----	----------------



	日本	中国	韓国		日本	中国	韓国
2014年	横浜	泉州市	光州広域市	2020年	北九州市	福州市	順천시
2015年	新潟市	青島市	清州市	2021年	北九州市	紹興市・敦煌市	順천시
2016年	奈良市	寧波市	済州特別自治道	2022年	大分県	温州市・济南市	慶州市
2017年	京都市	長沙市	大邱広域市	2023年	静岡県	成都市・梅州市	全州市
2018年	金沢市	ハルビン市	釜山広域市	2024年	石川県	大連市・瀋陽市	金海市
2019年	豊島区	西安市	仁川広域市	2025年	鎌倉市	マカオ特別行政区・潮州市	安城市

アウトプット(活動目標)

	令和7年度	令和8年度
①東アジア文化都市中韓交流事業実施件数	2件	3件
②東アジア芸術家・文化人等交流・協力事業実施件数	3件	3件

長期アウトカム(成果目標)

①継続的な文化事業の実施を通じた
アジア域内の相互理解の促進及び日本のプレゼンス向上

②我が国の東アジア文化都市における東アジア域内の相互理解・連帯感の形成

担当：文化経済・国際課

現状・課題

近年、首脳間・大臣間の合意等に基づく国際文化交流が増加している中、文化政策上の意義や国際貢献の観点からの意義に基づき、国が責任を持って交流事業を実施する必要がある。このため、本事業では、これらの政府間の取決め等に基づいて開催される文化芸術発信事業や国際文化交流事業を実施する。なお、2026年（令和8年）の主な周年事業は、日本イタリア外交関係樹立160周年他である。

事業内容

首脳間・大臣間等で設定される周年事業等で行われる文化・芸術関連行事など、国としての対応が必要となるトップレベルの文化芸術発信事業や国際文化交流事業を実施する。

日韓交流おまつり 2024 in Tokyo

2005年に日韓両国首脳の合意に基づく「日韓友情年（国交正常化40周年）」の中核事業としてソウルで開始され、2009年からは毎年東京とソウルとで開催。両国政府が関わる最大級の日韓の文化交流イベント。（令和6年9月。15百万円）



ウクライナ国立オデーサ歌劇場オーケストラ日本公演

2024年の日本ウクライナ大臣間の会談で、オデーサ歌劇場オーケストラの来日公演の実現を支援することとされ、日本とウクライナとの音楽を通じた文化交流・協力を実施。（令和7年3月。10百万円）



2026年（令和8年）に節目を迎える主な二国間関係

- ・日・イタリア外交関係樹立160周年
- ・日・シンガポール外交関係樹立60周年
- ・日・ブータン外交関係樹立40周年
- ・日・チュニジア外交関係樹立70周年
- ・日・モロッコ外交関係樹立70周年
- ・日・アンゴラ外交関係樹立50周年

近年の主な事業

- ・日仏シンポジウム「アートと文化の歩むべき新しい道」※日仏文化協定締結70周年記念（令和5年10月。9百万円）
- ・日英交流年「UK in JAPAN」における日・ウェールズ文化交流強化事業（令和3年1～3月。26百万円）

アウトプット（活動目標）

事業実施件数：（令和8年度目標） 6件

短期アウトカム（成果目標）

本事業において実施した文化イベントの参加者数：（令和8年度目標） 37,000名

障害者等による文化芸術活動推進事業

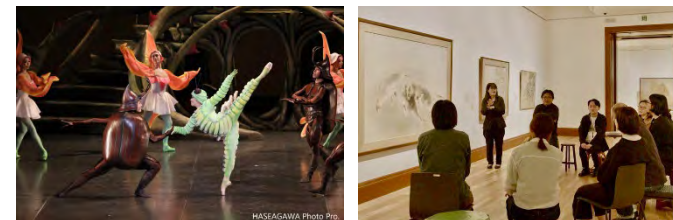
令和8年度要求額
(前年度予算額)

500百万円
431百万円)



現状・課題

- 共生社会の実現のため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「文化芸術基本法」や、令和5年3月に策定した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」及び「文化芸術推進基本計画（第2期）」に基づく施策を国として着実に推進していくことが必要。
- 先導的・試行的な取組の成果を基に、横断的な課題解決を図るなど、文化施設、文化芸術団体、地方自治体等における取組を支援することで、**障害の有無等にかかわらず、全ての国民が文化芸術活動を創造し、又は享受できる社会を目指す。**



障害者等による文化芸術の鑑賞・創造・発表機会の確保

事業内容

① 障害者等による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡大等（令和元年度～）採択件数23件×20百万円程度

先導的・試行的な取組への支援

- 文化芸術団体等が実施する障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保に係る先導的・試行的な取組を支援

鑑賞	障害者等が必要な支援を受けて文化芸術に触れたり、鑑賞したりする機会や、自らも文化芸術活動に参加する体験機会の拡充等
創造	障害者等が自ら芸術を創造することができる環境を整備するための、創造の場の確保・情報提供等
発表	障害者等が制作した魅力ある作品など、文化芸術活動の成果の発信等（国際的な催しへの障害者の参加の促進については重点的に支援）

横断的な課題解決

- 先導的・試行的な取組成果を普及・展開する支援人材育成研修プログラムの開発・実施、障害者等の鑑賞に配慮した取組や利用しやすい環境づくりに係る理解促進や、普及に向けた知見等を提供する研修の実施等
- 障害者等による文化芸術へのアクセスの改善・鑑賞サポート
中間支援団体※等による、ニーズに応じた展示・公演に係る情報提供や相談対応についての実証等
※ 支援を必要とする人と文化施設等をつなぐ団体
- 多様性や共生社会のあり方について発信する取組
地域における複数の文化施設等による連携・協働プロジェクト（協働ワークショップの開催、作品の評価・展示等）の実施・知見共有
- 地域における推進体制の構築等
地方自治体に対する地域計画の策定促進に向けた情報収集・提供等

② 地方自治体に対する支援（令和2年度～）

- 地方自治体における、推進法を踏まえた地域計画に基づく障害者による文化芸術活動の推進を図るための事業等を支援
採択件数8件×2.5百万円程度

【地方自治体の計画策定状況】

	策定団体数	策定率
都道府県	41	87.2%
指定都市	13	65.0%

（令和6年10月現在） 出所：文化庁調べ

アウトプット（活動目標）

- 鑑賞・創造・発表の機会の確保に係る先導的・試行的な取組の実施
- 支援人材の育成に係る研修プログラムの開発等
- アクセスの改善・鑑賞サポートに係る実証

短期アウトカム（成果目標）

- （令和7年度）
- 先導的・試行的な取組等について、課題の解決に資する形で適切に実施されていると参加者が回答した実施団体の割合：9割

長期アウトカム（成果目標）

- （令和9年度）
- 他の団体にも展開可能な形で課題の解決に資する成果が創出されていると参加者が回答した実施団体の割合：9割

担当：参事官（生活文化創造担当） 付

現状・課題

- 文化に関する世論調査において、居住する地域での文化的環境に満足していない理由として最も多いのは、「魅力的な活動・イベントがない」、次いで「参加できる活動がない」であり、文化施設に起因する理由を大きく上回っている。
- このため、各地域におけるコンテンツの充実に向けて、文化芸術に携わる専門的人材を育成することで地域の文化芸術振興の基盤強化を図る必要がある。
- 地域を拠点にしたアーティストと地域住民等との協働により、地域課題の解決や地域活性化を図り、地方創生へと繋げていく。

事業内容

- 我が国の文化芸術の基盤となる多様で特色ある地域の文化芸術の振興を図るため、地方公共団体が主体となつて行う文化芸術創造拠点形成に向けた取組(1.)を支援する。あわせて、滞在アーティストと地域住民等との協働による活動(2.)を支援する。(事業開始年度：平成27年度)

1. 文化芸術創造拠点形成事業 1,792百万円(1,043百万円)

[南砺市]クリエイティブ南砺 ～地域と世界をつなぐ
文化芸術創造のまち～(令和6年度)

[特定非営利活動法人BEPPU PROJECT] KASHIMA
2024 BEPPU ARTIST IN RESIDENCE (令和6年度)

- ・地域文化振興に係る機能強化を図るため、地方公共団体が専門的人材を活用して実施する、地域アーティストの活動支援や地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動等の総合的な取組を支援(自治体補助1/2(助成年数による逓減あり)、上限6,000万円、48事業程度)。また、小規模事業やスタートアップを支援するための補助枠(自治体補助1/2、上限1,000万円、20事業程度)を実施。性質の異なる2枠を拡充することにより、多くの地域で文化芸術を通じた地域活性化が図られることを目指す。



舞台芸術を支える技術講座



招へいアーティストによるオープンスタジオ及びワークショップ

2. アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業 52百万円(30百万円)

- ・アーティストの創造力を活用した特色ある地域活性化を図るため、文化芸術団体等が国内外のアーティストを招へいして実施する、地域住民等と協働した創作や研究・調査、発信に係る地域滞在型の取組について支援する(上限500万円、10事業程度)。

アウトプット(活動目標)

- ・文化芸術創造拠点形成事業採択件数：68件
- ・アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業採択件数：10件

短期アウトカム(成果目標)

- ・文化芸術創造拠点形成事業における地域に根差した専門人材の増加
- ・文化芸術創造拠点形成事業における自主企画事業数の増加
- ・アーティスト・イン・レジデンスにおけるアーティスト等や地域の参加者の参加満足度の上昇
- ・アーティスト・イン・レジデンス受入希望者の増加

長期アウトカム(成果目標)

- ・文化的環境の満足度の上昇
- ・アーティストの活動・交流による地域課題の解決

事業目的

昭和61年度より開催。各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施。観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、文化により様々な価値を生み出す。

事業内容

◇開会式・閉会式

◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及び茶道、華道などの生活文化等の分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を実施。

◇国際交流事業

文化団体等の海外招へい・海外派遣による相互交流により、多様な日本文化を発信。

◇シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向及びその振興のあり方について広く国民の関心を喚起。

※ 天皇皇后両陛下4大行幸啓の1つ。

令和7年度 長崎県 令和7年 9月14日(日)～11月30日(日)

令和8年度 高知県 令和8年10月25日(日)～12月 6日(日)



開会式（「清流の国ぎふ」文化祭2024）

アウトプット（活動目標）

・地域文化を生かした芸術公演・発表・展示
18件

短期アウトカム（成果目標）

・国民文化祭の来場者が文化芸術に親しむ機会となったと回答した割合が過去3回平均より増加していることを目標とする

長期アウトカム（成果目標）

・国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合を維持する

全国高等学校総合文化祭

令和8年度要求額
(前年度予算額)

106百万円
106百万円)



背景・課題

各都道府県代表の高校生による、芸術文化活動を発表する全国大会として「全国高等学校総合文化祭」を開催し、創造活動の向上を図るとともに相互の交流を深めることにより、芸術文化の振興に資する。昭和52年度より実施。皇嗣殿下ご出席。
令和7年度 香川県、令和8年度 秋田県、令和9年度 石川県

事業内容

全国高等学校総合文化祭 優秀校公演

- 優秀校東京公演
全国高等学校総合文化祭において演劇、日本音楽及び郷土芸能の分野で優秀な成績を収めた学校が一堂に会する公演を実施。
- 伝統芸能公演等
地方での郷土芸能等を発表する場を拡充するため、関連事業を充実。



全国高等学校総合文化祭
優秀校東京公演

全国高等学校総合文化祭

- 文化庁、開催地都道府県、開催地市町村等の主催者が実施する主催事業として、総合開会式、パレード、部門別事業、国際交流事業を実施。
- 演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学 ほか



岐阜大会 総合開会式



岐阜大会 パレード

高等学校文化部活動 指導者養成事業

- 高等学校における文化部活動の更なる充実を図るため、部活動の指導者である顧問教員が適切な運営や指導の方法を身につけるための研修会を実施。



全国高等学校文化連盟
研究大会

アウトプット（活動目標）

- ・開会式でのフェスティバルや各部門ごとの公演・発表
23件

短期アウトカム（成果目標）

- ・高校生の発表機会、鑑賞機会確保
全国高等学校総合文化祭の参加者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
14,583	17,720	16,327	17,195	20,000

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本文化の担い手の育成に寄与
日本の芸術家人口※国勢調査より

令和2年度	令和7年度(目標)
53万	53万

文化庁活動改革

～部活動の地域展開・地域連携の推進～

令和8年度要求額
(前年度予算額)

718百万円+事項要求
505百万円)



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちが文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域文化クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様な文化芸術環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきた文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じ文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

I. 部活動の地域展開・地域文化クラブ活動推進事業

263百万円+事項要求（新規）

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域文化クラブ活動の推進に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援などを実施。

（1）部活動の地域展開・地域文化クラブ活動の推進

補助金

① 地域文化クラブ活動の活動費等の支援

（指導者謝金、事務局人件費等）

② 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

（参加費・保険料）

③ 推進体制の整備等

（コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用等）



（2）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

委託費

① 地方公共団体等を対象とした相談・サポート窓口の設置などによる伴走支援

② 地方公共団体の取組状況のフォローアップ、課題への対応策の創出、好事例の横展開

③ 子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等のために必要な施策の検討

II. 中学校における部活動指導員の配置支援

455百万円（344百万円）

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率を担うことにより、**補助金**
生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。

（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）【4,060人】



※ 休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

根拠法令

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）
附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

※ 本資料における「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用。

担当：参事官（芸術文化担当）付

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

6,187百万円
5,580百万円



現状・課題

〈平成29、30年の学習指導要領改訂より〉
総則において、地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。
音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。

将来の文化芸術の担い手や観客育成

未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。

小学校・中学校・特別支援学校等を対象

各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。

文化芸術体験

文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験を享受できるよう努める。

共生社会の実現

障害者芸術団体による学校公演、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演の提供を充実させることによって、共生社会の実現へ寄与する。

芸術教育の充実

芸術系教科等を担当する教員等に向けた研修の実施、コンテンツ分野等を活用した授業に関する実践事業を実施することで芸術教育の充実につなげる。

事業内容

① 学校巡回公演

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等の授業において実演芸術公演を実施。
- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において公演を実施。

② ユニバーサル公演

【拡充】2億円

件数：268校（予定）【拡充】36校増

- 小学校、中学校、特別支援学校等の授業において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演を体育館等で実施。表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を支援。
- 共生社会の実現に向け、子供たちと周囲の大人たちが共感し、コミュニティとして芸術団体と共に舞台を創造する機会を支援。

③ 芸術家の派遣

件数：2,990校（予定）

- 日本芸術院会員含む個人又は少人数の芸術家が学校の体育館、講堂等で公演、講話、ワークショップ等を授業内で実施。
- 各都道府県教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家をコーディネートし、公演等を授業内で実施。

④ 学校・地域社会連携型公演

【拡充】1億円

件数：110企画（予定）

- 地域の美術館、音楽ホール等の文化施設を会場とし、アーティストやエドゥケーター等が協力することにより、子供たちがより効果的に鑑賞・体験できる活動を授業内で実施。近隣の学校と連携した合同開催を可能とする。

⑤ コミュニケーション能力向上

件数：200校（予定）

- 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話し合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を学校の教室等において授業内で実施。
- 地域のNPO法人等が学校と芸術家をコーディネートし、教室等で継続的なワークショップ等を授業内で実施。

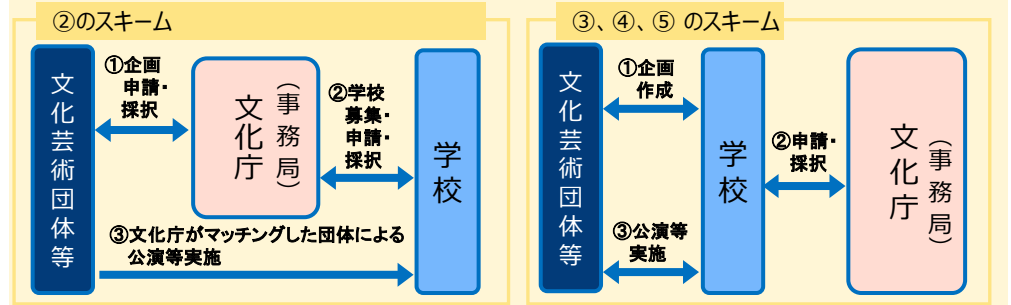
⑥ クリエイターを派遣した授業実践【新規】3億円

- 小中学校等におけるアニメ・ゲーム・映像等分野の要素や技術等を活用し、子供たちの創造性や表現力等の育成に資する授業づくりのため、クリエイター等の派遣を行い、コンテンツ分野の効果的な活用にもつながる教育プログラムや教材の開発、授業の実践事例収集、また汎用的な実施方法の検証などを教員等と協力して行う。

「舞台芸術等総合支援事業」分

件数：1,876校（予定）

②～⑤の事業スキーム ※①は日本芸術文化振興会にて実施



芸術教育における芸術担当教員等研修

- 小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

アウトプット（活動目標）

- 学校巡回公演 1,876校
- ユニバーサル公演 268校
- 芸術家の派遣 2,990校
- 学校・地域社会連携型公演 110企画
- コミュニケーション能力向上 200校

短期アウトカム（成果目標）

1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことがない子供の割合（文化に関する世論調査）
→ 目標 30%

長期アウトカム（成果目標）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけ、また、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

担当：参事官（芸術文化担当）付

伝統文化親子教室事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

1,578百万円
1,488百万円)



現状・課題

次代を担う子供たちが親子で楽しみながら伝統文化に触れることは、文化的な伝統を尊重する心や先人への尊敬を深めるとともに、創造力と感性を涵養し、将来にわたり伝統文化に継続して携わるきっかけとなる。このため、舞踊等の「伝統文化」、茶道、華道、書道、和装、五節句等の「生活文化」、囲碁、将棋等の「国民娯楽」（以下「伝統文化等」という。）を計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供が求められている。また、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、地域の伝統行事や芸能、生活文化の担い手が減少し、継承が困難となっていることから、伝統文化等の裾野拡大を図ることは喫緊の課題である。

事業内容

子供たちが親とともに、舞踊、茶道、華道、書道、和装、五節句、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得するきっかけ作りや、体験・修得機会を計画的・継続的に提供する取組を支援



阿波木偶箱まわし伝承教室
(地域展開型)



邦楽「千寿伝統文化を広める会」
(教室実施型)

体験機会の提供、幅広い参加の促進

継続的・計画的な体験・修得機会の提供

伝統文化等の確実な継承・発展
子供たちの豊かな人間性の涵養

地方公共団体等が、教室実施型・統括実施型の指導者等と連携し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する

地域展開型 388百万円 (388百万円) 事業開始年度：平成30年度
実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等

連携

地域の子供たちに計画的・継続的な体験・修得の機会を提供する

教室実施型 797百万円 (806百万円)

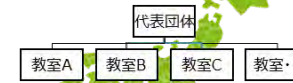
事業開始年度：平成26年度
実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

体験・修得機会の格差解消のため、教室実施型の取組を広域的・組織的に提供する

統括実施型 301百万円 (203百万円)

事業開始年度：令和3年度
実施主体：統括団体等

○審査経費等 92百万円(91百万円)
審査業務のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う。



アウトプット（活動目標）

事業実施団体数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室実施型	3,200	2,600	2,600
統括実施型	15	12	17
地域展開型	70	90	90

短期アウトカム（成果目標）

伝統文化等を体験する子供の数の増加

- 教室実施型 62,500人
- 統括実施型 16,150人
- 地域展開型 19,200人

中期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。
- 地域展開型
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。

長期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型
参加した子供が伝統文化等に関する活動等、継続的に伝統文化等に携わっていることを目指す。
- 地域展開型
参加した子供が体験事業後も伝統文化等に携わっていることを目指す。

担当：参事官（生活文化創造担当）付

『食文化あふれる国・日本』プロジェクト

令和8年度要求額
(前年度予算額)

244百万円
166百万円)



現状・課題

○我が国の多様な食文化は、各地の自然風土と調和した先人の生きる知恵と経験の賜物であり、未来に継承すべき文化の一つ。平成25年に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録、平成29年に文化芸術基本法の中で食文化の振興を図ることが明記。

○少子高齢化、生活様式・嗜好の変化等による食生活の急激な変容等による食文化の継承が喫緊の課題。

事業内容

我が国の食文化の継承及び経済活動等との好循環に向けて、[1]食文化の明確化・価値化等に向けた調査研究及び取組支援、[2]民間主導の食文化振興の方策の構築・取組の支援、[3]食文化の文化的価値に気づきを与える情報発信等を行い、我が国の魅力ある食文化の保護・継承・活用を図る。

【1. 調査研究】

19百万円 (29百万円)

- 食文化の価値付け・継承を図るための各種調査等の実施。
 - 食文化の無形の文化財登録等に向けた調査
※ 実施主体：民間団体（委託）
 - 食文化プラットフォーム事業（新規）
※ 実施主体：民間団体（委託）

【2. 「食文化ストーリー」創出・発信事業】

41百万円 (62百万円)

- 食文化の文化財への登録等、国内外への食文化の魅力発信等の推進を図る観点から、地方公共団体等による食文化ストーリーの構築を行う取組を支援。
- 実施主体：地方公共団体等（補助）（5箇所×700万円）

食文化“消失”の危機

① 地域や家庭での継承が困難

「郷土料理の作り方を受け継いだことがある」 17.1% ⇒ **20.7%** (1)

「自身または他の地域の郷土料理の食事頻度」 9.2% ⇒ **10.1%** (1)
※月に2〜3日以上

出典：(1)「国民の食生活における和食文化の実態調査」（R1・R4、農林水産省）
(2)「経済センサス」

② 伝統的なわざの継承も課題

「料亭（日本料理の技の伝承の場）」
過去30年間で▲93% (2)

**食文化の継承は
喫緊の課題！**

【3. 食文化機運醸成事業】

① 地域の食文化ブランド価値向上事業

32百万円 (22百万円)

- 「100年フード」や「食文化ミュージアム」を活用した食文化のブランド化を進めるとともに、国のHP等における情報発信等を通じて、食文化の継承に取り組む団体等の取組促進や地域の活性化を促進。

② 食文化振興加速化事業

52百万円 (52百万円)

- 登録無形文化財に登録された食文化等を活用し、我が国の食文化の文化的価値を国内外に発信するとともに、料理人を始めとする食文化の担い手等が持つ文化的価値の訴求・浸透を促進。

③ 食文化顕彰事業

99百万円（新規）

- 食文化の継承に貢献する人材を顕彰する「食の至宝」制度の企画・運用・管理
※①②③実施主体：民間団体（委託）

アウトプット（活動目標）

- 調査された食文化件数 令和8年度 11件 (R7:9件)
- 100年フード等認定数 令和8年度 360件 (R7:330件)
- 食文化ストーリーの構築数 令和8年度 45 (R7:43)
- 食のイベント数 令和8年度 3件 (R7:3件)

短期アウトカム（成果目標）

- 食文化の文化財化に取り組む自治体・団体等の増加
令和5年度 33件 → **令和8年度 51件**
- イベント等の参加者における食文化への認知度向上
令和5年度 13.6% → **令和8年度 20%**

中期アウトカム（成果目標）

- 文化財登録された食文化数の増加
令和5年度 12件 → **令和9年度 18件**
- 食文化を用いた経済活動を行う自治体・団体等の増加
令和5年度 314件 → **令和9年度 424件**

長期アウトカム（成果目標）

- 文化財登録等された食文化の国民認知度の向上
※調整中

担当：参事官(生活文化連携担当)付

生活文化の振興等の推進

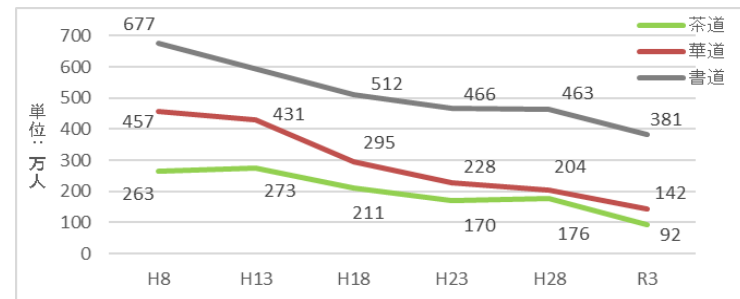
令和8年度要求額
(前年度予算額)

154百万円
41百万円)



現状・課題

- 茶道、華道、書道等の我が国を代表する生活文化はこれまで民間の自主的な活動によって担われてきたが、**行動者数は約30年で大きく減少している**（右図）。
- このことから、文化芸術基本法第12条に基づき、生活文化の振興や国民娯楽の普及を図るため、**調査研究による実態等の把握**を行い、保護策・振興策を講じる。
- これにより、衰退の危機にある生活文化を、**海外普及も視野に多様性を確保しながら、早期に再活性化を図るため、「伝統×創造」による新たな価値の創出・発信等を行う。**



出典：総務省「社会生活基本調査」※5年ごとの実施、書道はH13年のデータなし

事業内容

暮らしの文化（生活文化、国民娯楽等）施策の3つの柱

1. 暮らしの文化を支える

生活文化調査研究事業：3分野 22百万円（22百万円） 事業期間：平成27年度～

- ・ 生活文化に関する**基礎的な実態調査**や、**各分野の個別調査**を実施し、生活文化分野の保護・振興施策について検討する。

2. 暮らしの文化で育てる（別掲）

伝統文化親子教室事業：1,578百万円の内数（1,488百万円の内数） 事業期間：平成26年度～

- ・ 次世代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等を、**計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供**することにより、**伝統文化・生活文化等を確実に継承・発展**させるとともに、**子供たちの豊かな人間性の涵養**を図る。
- ・ 伝統文化等の継承・発展には、次代を担う子供たちが早いうちから体験することが重要であり、**組織的・広域的に体験機会を提供**する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。

3. 暮らしの文化を生かす

生活文化創造・戦略展開事業：6事業 132百万円（19百万円）

事業期間：令和3年度～

(令和5年度まで 生活文化振興等推進事業)

- ・ 我が国の伝統的な文化である生活文化について、異なる文化芸術分野との連携により、新たな魅力や観光コンテンツの創出に向けた磨き上げを行うことで、「**伝統×創造**」の視点から生活文化の需要を創出し、伝統産業の活性化等を図ることを目的とした**創造的かつ戦略的な取組**に対し支援を行う。
- ・ **海外において継続的に生活文化に親しむことができる環境をつくるための、現地の生活文化に対する理解の深化や普及に資する活動への支援を行う。**

アウトプット（活動目標）

- ・ 生活文化調査研究事業 1事業（3分野）
- ・ 伝統文化親子教室事業 別掲
- ・ 生活文化創造・戦略展開事業 6事業

短期アウトカム（成果目標）

- ・ 調査研究が進行している生活文化分野の増加。
- ・ 分野の実態に即した保護策や振興策の検討。

長期アウトカム（成果目標）

- ・ 保護策、振興策に結びつけた生活文化分野の増加。
- ・ 生活文化の多様な価値と魅力が多くの国、世代に普及し、担い手団体や伝統産業等の活性化を図る。

担当：参事官（生活文化創造担当）付



華道 ※ R6.12 無形文化財登録



日本の香文化振興
「言葉でつなぐ、私と香り展」
※ R6生活文化創造・戦略展開事業

国語施策の充実①

調査及び調査研究（国語に関する実態調査）、国語問題研究協議会の開催 等

令和8年度要求額
（前年度予算額）

36百万円
35百万円



背景・課題

国語施策の検討に当たっては、日常の言語生活において困っていることなど、実態を具体的に把握し、対応すべきものを見定める必要がある。近時の課題については、「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）」（令和5年3月）にて、整理されており、令和8年度は、これら課題のうち、「基本語彙」について調査研究を進めていく予定。

その上で、文化審議会国語分科会における審議を踏まえ、国民が必要に応じて、国語表記等に参照できる考え方やよりどころを整え、インターネット等を効果的に活用しつつ、周知していくことが求められている。

- 自分の言葉の使い方に「気を使っている」は約8割
 - 気を使っている点は「改まった場で、ふさわしい言葉遣いをする」「敬語を適切に使う」「差別や嫌がらせと受け取られかねない発言をしない」が多数
- 「国語に関する世論調査」から

事業内容

○文化審議会国語分科会における審議との関係

● 調査及び調査研究（国語に関する実態調査）…………… 審議データの提供：25百万円（23百万円）

- ・ 国語に関する世論調査（平成7年度から）：全国16歳以上の個人6,000人対象。調査結果の適切な活用と周知
- ・ 国語施策に関する調査研究：「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）」を踏まえた調査研究

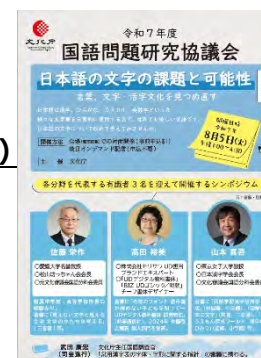
● 国語問題研究協議会等…………… 審議内容の周知等：6百万円（6百万円）

- ・ 国語問題研究協議会（昭和25年度から）：教育関係者等を対象に、国語施策を周知
- ・ 国語課題懇談会（令和5年度から）：有識者等を対象に、国語の施策・課題について対話（文化審議会（国語分科会）を補完するため、国内の有識者を交えた議論集約の場を設置）

● 国語に関するウェブサイトの充実（令和6年度から）…………… 情報発信：6百万円（6百万円）

言葉の情報サイトの整備：世論調査の結果等も活用しながら言葉の使い方（慣用句、敬語等）など、国語に関する疑問を感じたときに参照可能な情報サイトを整備

令和7年度国語問題研究協議会
開催概要



国語に関するウェブサイト
トップページ



アウトプット（活動目標）

- ・ 国語に関する実態調査の結果の国語分科会の審議に反映
- ・ 国語問題研究協議会・国語課題懇談会の開催

短期アウトカム（成果目標）

- ・ 全国紙等での報道、国民の関心大
- ・ 国語施策の政府方針への反映
- ・ 国語施策関連ページのアクセス数増

長期アウトカム（成果目標）

- ・ 国語施策が国民に自然な形で受け入れられ、社会生活における国語によるコミュニケーションの円滑化

国語施策の充実②

危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

99百万円
23百万円



背景・課題

- ◆ユネスコ“世界消滅危機言語地図”発表（平成21年2月） → 日本の8言語が消滅危機
- ◆アイヌ政策推進会議の報告、アイヌ施策推進法、基本的な方針 → 国によるアイヌ語の復興の取組
- ◆東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月） → 被災地の方言の再興

ユネスコの消滅危機度の評価尺度（9項目・各5点満点）に基づく危機度の判定

	アイヌ	八丈	奄美	国頭	沖縄	宮古	八重山	与那国	被災地
評価 平均	1.75 ～ 2.63	2.1 ～ 3.1	2.21 ～ 2.5	2.25	2.3 ～ 2.8	2.0 ～ 2.38	1.8	1.88 ～ 2.13	2.0 ～ 2.8
判定	極めて深刻	危険	危険	危険	危険	危険	重大な危険	重大な危険	危険

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

(4) 文化芸術・スポーツ

こどもや障害者の文化芸術鑑賞・体験機会の拡充、**方言の保存・継承の推進**、文字・活字の振興や「書店活性化プラン」の推進、デジタルアーカイブ化に取り組む。

主な課題

文化庁委託調査研究（平成22・24・25年度）

文化庁は、ユネスコで示された8言語及び東日本大震災の被災地方言を対象として、保存・継承の取組を実施してきたが、方言の衰退は、ほかの地域でも同様にみられており、**近いうちに多くの方言が消滅し、多様な地域の文化の基盤が失われる危機**に瀕している。

事業内容

危機言語の保存・継承に有効な3分野（Status、Corpus、Prestige）を踏まえ、保存・継承の取組を実施。

- ◆Status（地位＝公的な位置付け）分野
- ◆Corpus（核＝言語的基礎データや教材等）分野
- ◆Prestige（威信＝社会的なイメージ）分野

多くの方言が消滅する危機に瀕していることを踏まえ、ユネスコで示された8言語及び被災地方言に加えて、対象とする方言を全国へ拡大させ、保存・継承の取組を強化する。

① 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究 76百万円（12百万円）

- 保存・継承に不可欠な記録を欠く危機方言の記録作成
調査研究・啓発、危機言語・方言サミット、研究者と行政等担当者の協議会実施。

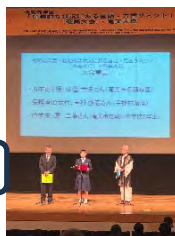
- 件数・単価：調査研究・啓発 2ブロック×約6百万円、
8ブロック×約6百万円

ユネスコ・被災地（2ブロック）

【拡充】全国方言（8ブロック）

- 危機方言サミット・研究協議会 1件×約6百万円

- 事業期間：平成22年度から



危機言語・方言サミット

② アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業 11百万円（9百万円）

- 消滅の危機度が最も高いアイヌ語の復興に向け、保存・継承、学習に資する環境を整えるため、「アナログ資料のデジタル化」「アーカイブ作成支援」を実施。
- 件数・単価：アナログ資料のデジタル化 1箇所×約6百万円
アーカイブ作成支援 1箇所×約4百万円
- 事業期間：平成27年度から

アナログ資料（イメージ）



③ 危機言語話者の育成（令7年度から） 12百万円（2百万円）

- アイヌ語での日常会話ができる話者の育成を実施。
併せて、現代アイヌ語会話の教材・学習サイト等を作成。
- 件数・単価：話者の育成 1箇所×約7百万円
教材・サイト 約5百万円
- 事業期間：令和7年度から



事業イメージ

アウトプット（活動目標）

・危機的な言語・方言の活性化・調査の基礎データの追加、啓発事業の開催

短期アウトカム（成果目標）

危機的な言語・方言の基礎データやアーカイブへのアクセス数増

中期アウトカム（成果目標）

危機的な言語・方言の基礎データやアーカイブへのアクセス数増

長期アウトカム（成果目標）

・危機言語・方言の存在に関する認知度の上昇

担当：国語課

国語施策の充実③

信頼できる言語資源としての現代日本語の保存・活用のためのデジタル基盤整備事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

78百万円
121百万円)



現状・課題

言語のデータベース（言語コーパス：書き言葉等を大量に集め、検索可能にしたデータベース）は、言語研究や情報処理、言語教育、言語政策、辞書編纂等において有用なものである。

昨今、生成AIの基となる大規模言語モデルの精度を高めるための再学習（ファインチューニング）における規範データとしての活用も期待されるところ。

このため、現代日本語を国内外で活用し、普及するため、また科学技術の発展にも資するために、言語コーパスの整備（過去に整備したコーパスの拡充）を図ることが不可欠となっている。

事業内容

○信頼できる言語資源としての現代日本語の保存・活用 のためのデジタル基盤整備事業＜令和6年度～＞

78百万円

国（独立行政法人国立国語研究所）が2005年までのデータで整備した「現代日本語書き言葉均衡コーパス」に、2006年から2025年までの20年分の日本語データを追加し、1億語規模から2億語規模の現代日本語コーパスに拡充する。

（米国：約2億2千万語、仏国：約2億6千万語の国費コーパス）

書籍、教科書等から、現代日本語の縮図となるように統計的に適切な文のサンプルを選択・特定し、日本語の品詞、意味・用法、文構造等の情報を付与し、電子データ化を図る。令和6年度から令和10年度までの5か年で1億語を追加する。

事業実施期間

令和6年度～令和10年度

交付先

国立国語研究所

アウトプット（活動目標）

情報付与の実施件数
令和8年度：2千万語

短期アウトカム（成果目標）

公開サイトへのアクセス数の増加

長期アウトカム（成果目標）

コーパスの商業利用契約数の増加

担当：国語課

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（2）DXの推進（AI・半導体）

AI法に基づき、イノベーション促進とリスク対応を両立しつつ、AIの研究開発・活用等を進めるとともに、人材の育成・確保を行う。質の高いデータ整備、研究開発力の強化や利活用、計算資源・情報通信基盤のインフラの高度化を進める。（略）

「統合イノベーション戦略2025」（令和7年6月閣議決定）

2. 第6期基本計画の総仕上げとしての取組の加速（1）先端科学技術の戦略的な推進①重要分野の戦略的な推進（AI関連施設等の整備及び共用の促進）・生成AIの性能向上に資する質の高い日本語データを整備・拡充し、適切な形で企業等に提供するとともに、政府・自治体等での活用も念頭に、日本の文化・習慣等を踏まえた信頼できるAIの開発・評価を推進する。また、各分野の競争力あるAI開発のためマルチモーダルなデータ提供や好事例の共有を進める。（略）

別添4. 官民連携による分野別戦略の推進

（戦略的に取り組むべき基盤技術）（1）AI技術

「現代日本語書き言葉均衡コーパス」について、令和10年度末までに平成18年以降の日本語データを順次追加し、1億語規模から2億語規模の現代日本語コーパスに拡充。

●言語コーパスの活用例

- 言語研究 一般言語学、日本語学など個別言語の研究、複数言語の対照研究
- 情報処理 音声自動認識、機械翻訳のための言語モデル、音響モデルの構築、
- 言語教育 外国人のための日本語教材開発 日本人のための教材開発
- 言語政策 常用漢字表や語彙などを検討するための基礎資料
- 辞書編纂 用例の検索 語と語のつながりの傾向把握
- AIの学習 生成AIの基となる大規模言語モデルの精度を高めるファイン・チューニングの規範データ
- 社会心理 差別的発言分析による抑制策開発

（参考）書き言葉コーパスBCCWJで「なおざり」という語を検索した結果（一部）

検索結果 73件の結果が見つかりました。そのうち 73 件を表示しています。											
表示番号	原文	検索文字列	後文	執筆名	生年代	性別	メディア/ジャンル	タイトル	副題	番号	編纂者等*
1	ながら「義務を怠らなく、遂に作家としての地位を確立し、経歴を注ぎ、（以下、141）を	なおざり	にすることはない。遂に作家としての地位を確立し、経歴を注ぎ、（以下、141）を	高橋 松三郎(著)	1940	男	書籍/文学	夢のありかを求めて	ペーサー・ハンドブック		高橋松三郎(著)
2	れているようにも見える。だが、ニールセンの批判の目的は理想にすぎなかったとして	なおざり	に感ずる。無知と無識による。私たちはいくつもの困難な道を歩むことになるのか	ジョセフ・E・バーシ(著)/白幡 憲之(著)/白幡 憲之(訳)	1930/1950/1950	男/男	書籍/3 社会科学	ニールセンの批判	下		ジョセフ・E・バーシ(著)/白幡 憲之(訳)

国語施策の充実④

文字・活字文化資源活用推進事業

令和8年度要求額
(前年度予算額)

40百万円
40百万円)



背景・課題

我が国には、地域に根差した生活や行事、歴史や人物等を題材とする小説、郷土史、人物伝など、地域に由来し、親しまれ、育まれてきた多様で豊かな文字・活字文化が存在。

一方で、近年、文字・活字文化の発信拠点・担い手である地域の書店は急減し、人々の読書機会も減少傾向にある。

文字・活字に親しみ、触れる機会の減少は、文字・活字文化の衰退へと繋がり、さらには、地域間格差も増大するおそれがあり、文字・活字文化の振興、普及に向けた取組は急務である。

■ 文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）

（基本理念）

第四条 国は、前条の基本理念※（中略）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

※基本理念として、居住する地域等にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備すること、そして、文字・活字文化の振興に当たっては国語が日本文化の基盤であることに十分配慮することが規定されている。

■ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）



第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

（4）文化芸術・スポーツ

こどもや障害者の文化芸術鑑賞・体験機会の拡充、方言の保存・継承の推進、文字・活字の振興や「書店活性化プラン」の推進、デジタルアーカイブ化に取り組む。

事業内容

地域における文字・活字文化の発信拠点・担い手である書店、出版社、大学、文学館等関係機関が連携し、協働して実施する**特色ある取組（地域に存する文芸作品等を活用した取組等）**を支援し、文字・活字文化の**振興モデルを構築**する。あわせて、今後の横展開に資するよう、**好事例の提供など事業成果を広く全国に発信・普及**する。

■ 文字・活字文化資源活用推進事業(委託) 40百万円

地域が有する文字・活字文化資源を活用した特色ある取組を支援

（取組例）
・地域にゆかりのある文芸作品や作家等を題材にして、地域における文字・活字プランを企画し、文字・活字に親しむ機会（読書会等）を連続的・重層的に提供すること等

交付先 民間団体等

【連携・協働のイメージ】



- ✓ 文字・活字文化の**発信拠点・担い手の活性化**(ネットワークの構築)
- ✓ 文字・活字**コンテンツの再発見、活用**
- ✓ 文字・活字に**親しみ、触れる機会(読書環境)の充実**
- ✓ 文字・活字文化を活用した**地域振興**

アウトプット（活動目標）

文字・活字文化資源を活用した特色ある取組の実施

中期アウトカム（成果目標）

文字・活字文化の振興モデル事例が創出され、好事例が横展開される

長期アウトカム（成果目標）

国民の文字・活字に触れる時間が増える

背景・課題

デジタル化・ネットワーク化の急速な進展、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進が、コンテンツの創作・流通・利用の各場面で大きな影響を与えている。このため、DX時代における社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応するとともに、深刻な海賊版による被害の対策を含め、「**利用円滑化**」と「**権利保護・適切な対価還元**」による**コンテンツ創作の好循環の実現を図り、その効用を最大化する著作権制度・政策を推進することが急務**となっている。

主な事業内容

① 海賊版対策事業【316百万円】

海賊版による被害を減少させ、著作権者に利益が行きわたるよう、国境を越えた海賊版被害に対し、アジア地域を中心に、各国の知財部局、警察・外交当局や民間団体が協働した国際的な協力体制を構築するほか、AIを活用した海賊版サイトの実態把握、著作権侵害対策に関する相談窓口の設置・運営等により、権利者が権利行使を行いやすい環境を整備する。併せて、国際的な海賊版対策のための普及啓発活動等を行う。

② 分野横断権利情報集約化促進事業【62百万円】

令和8年4月施行予定の未管理著作物裁定制度の円滑な運用のため、分野横断権利情報検索システム等の運用を行うとともに、これらのシステムの活用による権利情報の集約化促進とその活用のための環境整備や調査研究を行う。

③ 新たな技術の進展等にも対応した著作権施策の推進に係る調査研究【30百万円】

デジタル化・グローバル化の中で、デジタルプラットフォーム等やAI等技術が著しいスピードで発展を遂げ、著作物等の創作・流通も大きく変化し、著作権施策上の様々な課題が複雑さを増して生じている。こうした状況下における適切な権利保護・利用・対価還元等の在り方、インターネット上の海賊版対策などの各種課題に関する調査研究を行う。



アウトプット（活動目標）

- ① 権利者のノウハウの構築及び権利行使の強化
- ② 分野横断権利情報の集約化促進
- ③ 審議会等でDX時代に適した著作権法制度の在り方を検討

短期アウトカム（成果目標）

- ① 海賊版被害の縮小
- ② 著作物に関する権利情報の探索コストの低減
窓口組織による円滑な権利処理対応
- ③ DX時代に適した著作権法制度の改正

長期アウトカム（成果目標）

DX時代に対応した「コンテンツクリエイションサイクル」の実現により、我が国の文化の発展に大きく貢献

現状・課題

東日本大震災で被災した博物館等から海水・泥にまみれた古文書、生物標本、民俗資料、考古資料、歴史資料、写真資料、絵画資料等を救出したが、それらの文化財等資料については、洗浄するとともにカビや腐敗を防止する処理により安定化し、その上で修復をしていく必要がある。本事業では、東日本大震災によって被害を受けた美術館・博物館について、被災した資料を修理し、美術館・博物館の機能・役割を回復させる。



被災した博物館等の例

事業内容

県が実施する東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保、被災した博物館の復興に資する事業等に必要な経費について補助を行う。



修理



汚染物質の計測、分析

アウトプット（活動目標）

○海水や汚泥の被害を受けた資料の修理・保管

アウトカム（成果目標）

○適切に修理及び管理が行われることにより、被災地の心の支えとして被災資料が活用される

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

○美術館・博物館は、地域の文化芸術活動の場のみならず、観光や地域ブランドづくりの場でもあるため、本事業により美術館・博物館の機能・役割を回復させることにより、地域の再興及び東日本大震災からの復興を目指す

京都発の文化振興の新たな展開

文化庁の京都移転を契機に、食文化や文化観光をはじめ、“伝統×創造”により新たな価値を生み出すなど、**京都発の文化振興を新たに展開し、地方創生を図るとともに、広く世界に発信**

文化観光の推進

【要求額：20億円】

地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進等を通じて「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出

- ・文化観光拠点・地域の整備等を促進
- ・日本遺産の魅力向上・発信による地方創生を推進

食文化など生活文化振興

【要求額：20億円】

食文化を含む生活文化の継承、新たな価値の創造や魅力の発信による振興

- ・食文化機運醸成事業
※食文化推進本部による地域・省庁と連携した発信と併せて推進
- ・生活文化創造・戦略展開事業 etc

文化財の保存と活用

【要求額：573億円】

地域の誇りである文化財について、保存と活用の好循環を促進し、地方創生を推進

- ・国宝重文建造物保存修理
- ・重要文化財等防災施設整備
- ・史跡等整備 etc

地域文化の振興

【要求額：136億円】

地域における特色ある文化芸術拠点の形成や、地域伝統行事の取組の推進による地域活性化

- ・地域文化共創基盤の構築
- ・現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進
- ・地域伝統行事・民俗芸能等支援 etc

国内外への発信強化

【要求額：12億円】

全国の文化資源の魅力を国内外に発信し、より多くの人の文化体験につながる環境を整備

- ・CBXの推進
- ・文化遺産オンライン構想の推進 etc

芸術文化の振興

【要求額：258億円】

舞台芸術、映画・マンガ・アニメ等のメディア芸術、アート等の振興・発信強化を通じ、国際的な評価を向上

- ・舞台芸術等総合支援事業
- ・世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進
- ・クリエイター等支援事業 etc

グローバル発信

デジタル活用

※ この他、国際観光旅客税財源事業は、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」（令和5年5月30日観光立国推進閣僚会議決定）等を踏まえ、観光庁に一括計上、予算編成過程において内容を精査

※ 概算要求額については一部重複計上あり。

我が国文化の魅力の再発見・磨き上げ・発信

▶インバウンド・地方誘客の拡大による地方創生